

東許第20004号
令和2年3月6日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質の加工の事業
に係る保安規定変更認可申請書の一部補正について

令和元年7月24日付け東許第19007号をもって申請し、令和元年10月24日付け東許第19011号、令和元年12月10日付け東許第19013号及び令和2年2月20日付け東許第20002号をもって補正いたしました弊社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

別 紙

加工施設保安規定の変更の一部補正

1. 補正の内容

令和元年 7 月 24 日付け東許第 19007 号をもって申請し、令和元年 10 月 24 日付け東許第 19011 号、令和元年 12 月 10 日付け東許第 19013 号及び令和 2 年 2 月 20 日付け東許第 20002 号をもって補正した核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書を別添 1 のとおり一部補正する。また、補正後の「新旧対照表」を別添 2 に示す。

2. 補正の理由

- (1) 記載の一部を適正化する。

3. 施行期日

- (1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 20 日以内に施行する。
- (2) 別表 4 及び別表 15 のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び使用前検査が完了した日の翌日から適用する。

以上

該当箇所 別 紙	補 正 前 (令和2年2月20日付け補正)	補 正 後
	第3節 職 務	第3節 職 務
(職 務)		
第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。		
2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。	第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。	2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。
3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。		3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。
(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。		(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。
(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。		(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。
(職 務)		
第17条 各職位を担当する者は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。	第17条 各職位を担当する者は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。	2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。
3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。		3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。
(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。		(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。
(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。		(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。
(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。		(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。
(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の保守・点検、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時ににおける設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びワラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉停止等の手順を手順書に規定する。		(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の保守・点検、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時ににおける設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びワラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉停止等の手順を手順書に規定する。
(5) 環境安全管理部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の保守・点検、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域及び管理制度の出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消防係が実施する消火活動等の手順書を整備する。		(5) 環境安全管理部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の保守・点検、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域及び管理制度の出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消防係が実施する消火活動等の手順書を整備する。
(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び保守・点検、並びに各部長から依頼を受けた施設設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。		(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び保守・点検、並びに各部長から依頼を受けた施設設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。
(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に関する業務を行う。		(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に関する業務を行う。
(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。		(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。
(9) 檢査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。		(9) 檢査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。

該当箇所 別紙	補正前(令和2年2月20日付け補正)	第2節 事前対策	第2節 事前対策
該当箇所	補正後	第2節 事前対策	第2節 事前対策
記載の適正化。	(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第29条に定める巡回・点検により保管状況の把握に努める。 2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握を行ふ。 3. 環境安全部長は第1項及び第2項に定める非常時用資機材の保管状況が適切であることを確認する。	(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第29条に定める巡回・点検を行わせて保管状況の把握に努める。 2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。 3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。	

該当箇所 別 紙		補 正 前（令和2年2月20日付け補正）								補 正 後			
		添2の表2 資機材一覧 (つづき)								添2の表2 資機材一覧 (つづき)			
分類	資機材の種類	数量の 考え方*	保管場所	点検内容	担当	分類	資機材の種類	数量の 考え方*	保管場所	点検内容	担当		
照 明 具 類 (*)	投光器	B	2 基	機械棟	員数・外観・機能 2回／年	設備管理部長	照明具 類 (*)	投光器	B	2 基	機械棟	員数・外観・機能 2回／年	
	携帯用照明	A	30 台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長	携帯用照明	A	30 台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長	

※資機材数量の考え方

A : 使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの

例：防護服

B : 使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの

例：可搬消防ポンプ、衛星電話

C : 要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの

例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）

(*)1 : 外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備あるいは可搬式発電機に接続又はバッテリを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

(*)2 : 資機材倉庫(コンテナ)は加工工場西側に設置する。また環境安全部長は第85条に基づき、性能維持のための点検(1回／年の外観・機能確認)を行うとともに、第29条に定める巡視・点検により保管状況を把握する。

記載の適正化。

2。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定
新 旧 対 照 表

令和2年3月
原子燃料工業株式会社
東海事業所

別 紙

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更

1. 変更の内容

別添「新旧対照表」のとおり変更する。

2. 変更の理由

以下の理由により、保安上の措置について定めるため原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定(平成 30 年 12 月 3 日付け認可)の一部を変更する。

- (1) 保安活動を行う者の組織について、職位を担当する者の追加及び職務の移管による保安管理組織の変更に伴い、関係条項の規定を変更する。
- (2) 新規制基準に基づく加工の事業の変更許可（平成 29 年 12 月 20 日付け原規規発第 1712201 号）を踏まえ、竜巻による飛散防止を考慮したドラム缶の固縛に係る規定を追加し、また人の不法な侵入等の防止のための液体検査装置を用いた点検に係る規定を追加する。また、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための竜巻による飛散防止を考慮した資機材倉庫（コンテナ）の設置に係る規定を追加する。その他の設備・機器の変更等を要する保安規定の変更は、それら設備等の工事の進捗に合わせて適宜、保安規定の変更認可申請を行う。
- (3) 平成 31 年 3 月 26 日をもって申請した核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法についての認可申請書において撤去を行う核燃料物質の貯蔵施設について、別表 4 の核的制限値の記載及び別表 15 の核燃料物質の最大貯蔵数量の記載を削除する。
- (4) 原子力安全・保安院からの指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20 年 5 月 27 日付平成 20・04・21 原院第 1 号）に基づき、放射性廃棄物でない廃棄物を管理区域外に搬出するための規定を追加する。
- (5) 別表 19 に保安規定条項と規則、基準との関係を明確にし、記載を追加する。
- (6) 上記の他、今回の変更に伴う条項の繰り下げ、運用プロセスの明確化及び記載の適正化を行う。
- (7) 施行期日について、条項ごとの適用時期を明確にし、附則を追加する。

3. 変更の詳細

- (1) 業務管理部長の職務にサイバーテロ対策に関する業務を追加する。また業務管理部長

の職務のうち、教育・訓練の実施管理、周辺監視区域及び管理区域の出入管理、及び消火活動等の手順書の整備に関する業務を、環境安全部長に移管する。さらに、火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針及び重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針において、対策時の担当部長のうち、業務管理部長を環境安全部長に変更する。これに伴い、総務グループ長（業務管理部）を保安組織から削除し、サイバーテロ対策に関する業務を行う者としてシステムグループ長（業務管理部）を追加する。また教育・訓練の実施管理、周辺監視区域及び管理区域の出入管理、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う者として、安全防護グループ長（環境安全部）を保安組織に追加する。そのため、関係する以下の事項について、規定を一部変更する。

①保安活動を行う者の組織（第 16 条）

管理組織に安全防護グループ長及びシステムグループ長を追加する。また、総務グループ長を管理組織から削除する。これに伴い別図 1 を変更する。

②職務（第 17 条）

教育・訓練の実施管理、周辺監視区域及び管理区域への出入管理並びに消火活動に関する業務を行う者を総務グループ長から安全防護グループ長に変更する。また、安全防護グループ長の業務に非常時用資機材の保管状況の確認を追加する。さらに、サイバーテロ対策に関する業務を行う者としてシステムグループ長を追加する。これらのグループ長の職務の変更に伴い業務管理部長及び環境安全部長の職務の一部を変更する。

③力量、教育・訓練及び認識（第 23 条）

保安教育の計画、評価、報告及び記録の保管を行う者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。これに伴い別表 18 を変更する。

④放射線管理に係る計画及び実施（第 38 条）

周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準の制定者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。また、この基準に規定していたサイバーテロ対策等に関する事項については別途基準を定めることとし、その制定者を、業務管理部長とする。これに伴い、別表 19 を変更する。

⑤管理区域への出入管理（第 44 条）

周辺監視区域及び管理区域への出入管理の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。

⑥周辺監視区域（第 46 条）

周辺監視区域への出入管理の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。

⑦人の不法な侵入等の防止（第 46 条の 2）

加工施設への人の不法な侵入等の防止のうち、周辺監視区域及び管理区域の出入管理に関する業務の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。

⑧火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針（添付 1）

- ・ 火災及び爆発において、教育訓練の実施及び手順書の整備の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。
- ・ 火山活動（降灰）及び積雪において、資機材の配備の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。

- ・竜巻において、要員の配置並びに連絡、資機材の配備、対応の指示及び注意喚起の解除の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。
- ・地震において、資機材の配備の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。
- ・外部火災において、手順書の整備の実施者を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。

⑨重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針（添付 2）

重大事故に至るおそれがある事故発生時の対策において、体制の整備、教育訓練の実施、資機材の配備及び手順書の整備の担当部長を、業務管理部長から環境安全部長に変更する。これに伴い、添 2 の表 2 を変更する。

(2) 竜巻による飛散防止を考慮したドラム缶の固縛に係る規定及び資機材倉庫（コンテナ）の設置に係る規定を第 73 条及び添付 1 へ追加し、資機材倉庫（コンテナ）の固縛方法を明確にし、資機材倉庫（コンテナ）に保管する資機材を添付 2 に追加する。これに伴い、添 2 の表 2 を変更し、その管理者及び管理方法をこの表に追加する。また、液体検査装置を用いた出入管理に係る規定を第 46 条の 2 へ追加する。

(3) 以下の記載を削除する。

(ア) 核的制限値（別表 4）

5. 核燃料物質の貯蔵施設

燃料棒保管棚（組立室）

(イ) 核燃料物質の最大貯蔵数量（別表 15）

① 加工工場組立室、燃料棒

(4) 第 2 種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出するための規定を第 75 条の 2 に追加する。これに伴い、放射性廃棄物でない廃棄物に係る職務を第 17 条に追加する。また第 71 条及び第 72 条について、放射性廃棄物管理に係る条項の範囲を変更する。

(5) 別表 19 における各規則、基準について、当該の基準を定めるとした条項に加え、その基準とその他の条項の要求事項との対応を明確にするため、関連条項の欄を追加する。

(6) 上記の他、今回の変更に伴う条項の繰り下げ、運用プロセスの明確化及び記載の適正化を行う。

- ・第 16 条について、安全防護グループ長の追加等に伴い、条項を繰り下げる。
- ・第 17 条について、安全防護グループ長の職務の追加等に伴い、条項を繰り下げる。
- ・第 23 条第 4 項について、緊急作業に係る教育・訓練の実施結果の報告を受ける者、また実施結果を評価して所長に報告する者が環境安全部長であることを明確にする。
- ・第 36 条について、第 1 項から第 4 項には異常時の範囲内で講じる措置を規定し、第 5 項には非常事態又はそのおそれが生じた場合の措置として、第 88 条に規定す

る通報を実施するように記載を明確にする。

- ・ 第 65 条の 2 について、今後の工事を行う設備を含めて検査の状態の維持・設備の使用を明確にする。これに伴い、条項を繰り下げる。
- ・ 第 73 条について、ドラム缶の固縛に係る規定の追記に伴い、条項を繰り下げる。
- ・ 第 85 条について、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における対策活動に必要な非常時用資機材について、常に使用可能な状態にするために、点検の実施及び保管状況の把握に努めることを明確にする。また、環境安全部長が非常時用資機材の保管状況を確認することを明確にする。
- ・ 別表 13 について、熱的制限値を有する設備又は可燃性ガスを扱う設備の検査責任者を適正化する。
- ・ 添付 2 について、第 83 条の規定を反映し、実施組織及び支援組織の定義を明確にする。
- ・ 添 2 の表 2 について、ヨウ化カリウム製剤の数量を明確にする。
- ・ 添 2 の図 2 を追加し、資機材保管場所とアクセスルートの配置を明確にする。

(7) 施行期日について、条項ごとの適用時期を明確にした下記の 5. 施行期日を附則に追加する。

4. 新規制基準に対応するための変更を段階的に申請する理由

新規制基準に適合した加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、加工事業変更許可申請書を踏まえて、竜巻対策、火災対策、重大事故等対策等の安全対策を定めた保安規定の変更を行う。新規制基準対応工事は設計及び工事の方法の認可を受けて工事を行う建物及び設備・機器が多数となること及び工事期間が長期にわたることから、新規制基準への適合を早めるため、保安規定の変更は加工施設の工事を要しない事項から申請を行い、工事を伴う事項は工事の進捗を踏まえて段階的に申請する。今回の変更で申請する事項及び工事を伴う事項を参考資料に整理して示す。工事を伴う事項についてはその申請時期の計画を示す。

5. 施行期日

- (1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 20 日以内に施行する。
- (2) 別表 4 及び別表 15 のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び使用前検査が完了した日の翌日から適用する。

以上

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 第1条～第15条は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)	第2節 組織	変更後
第2節 組織		
<p>(保安活動を行なう者の組織) 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <p>(1) 社長 (2) 所長（管理責任者） (3) 品質・安全管理室長（管理責任者） (4) 保安委員会（マネジメントレビュー） (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) 総務グループ長 (13) 調達グループ長 (14) 検査グループ長 (15) 品質管理グループ長 (16) 製造グループ長 (17) 生産技術グループ長 (18) 輸送計画グループ長 (19) 安全管理グループ長 (20) 環境管理グループ長</p> <p>(21) 工務グループ長 2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。 3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第5項に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長が指名する代行者がその職務を行う。</p> <p>第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p>(保安活動を行なう者の組織) 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <p>第16条 (1) 社長 (2) 所長（管理責任者） (3) 品質・安全管理室長（管理責任者） (4) 保安委員会（マネジメントレビュー） (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) システムグループ長 (13) 調達グループ長 (14) 検査グループ長 (15) 品質管理グループ長 (16) 製造グループ長 (17) 生産技術グループ長 (18) 輸送計画グループ長 (19) 安全管理グループ長 (20) 環境管理グループ長 (21) 安全防護グループ長 (22) 工務グループ長</p> <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。</p> <p>第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第5項に定める。</p> <p>第1項の管理組織のうち、核燃料その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長が指名する代行者がその職務を行う。</p> <p>第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。</p> <p>核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p>(保安活動を行なう者の組織) 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <p>第16条 (1) 社長 (2) 所長（管理責任者） (3) 品質・安全管理室長（管理責任者） (4) 保安委員会（マネジメントレビュー） (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) システムグループ長 (13) 調達グループ長 (14) 検査グループ長 (15) 品質管理グループ長 (16) 製造グループ長 (17) 生産技術グループ長 (18) 輸送計画グループ長 (19) 安全管理グループ長 (20) 環境管理グループ長 (21) 安全防護グループ長 (22) 工務グループ長</p> <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。</p> <p>第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第5項に定める。</p> <p>第1項の管理組織のうち、核燃料その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長が指名する代行者がその職務を行う。</p> <p>第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。</p> <p>核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)		変更後	
第3節 職務		第3節 職務	
(職務)	<p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安にに関する職務を遂行する。</p> <p>2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び調達グループ長が行う、教育・訓練の実施管理、周辺監視区域及び管理区域の出入管理、並びに物品及び役務の調達管理に係る業務を行なう。また、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消防係が実施する消火活動等の手順書に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の保守・点検、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に係る業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時ににおける設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廢棄物処理棟の施設責任者が実施する燃却炉停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長及び環境管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射線管管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性气体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の大防災策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排水設備、非常用電源設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消防設備、給排水設備、非常用電源設備及び保全・点検、並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保全・点検に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理及び周辺監視区域及び管理区域への出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に係る設備の保守・点検を行う。</p> <p>(9) 檢査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安にに関する職務を遂行する。</p> <p>2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のことおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に係る業務を指揮監督する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の保守・点検、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に係る業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時ににおける設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廢棄物処理棟の施設責任者が実施する燃却炉停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射線管管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性气体廃棄物でない廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を指揮監督する。(サイバーテロ対策を除く)、非常に特用資機材の保管管理及び事業所内外の大防災策の検討の手順及び放管係が実施する事故影響範囲の推定及び火災発生時の消防方法等の大防災策の検討の手順を手順書に規定する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の確認に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消防設備、給排水設備、非常用電源設備及び保全・点検、並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保全・点検に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に係る業務を指揮監督する。</p> <p>(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(9) 檢査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p>	

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	
<p>(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業に係る設備の保守・点検に関する技術支援に係る業務を行う。</p> <p>(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業に係る設備の保守・点検に関する技術支援に係る業務を行う。</p> <p>(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払い出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。</p> <p>また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。</p> <p>環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域及び管理区域への出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。</p> <p>(17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排水設備、給排気設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び保守・点検並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、設計・開発、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p> <p>4. 第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理制度から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</p>	<p>(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業に係る設備の保守・点検に関する技術支援に係る業務を行う。</p> <p>(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業に係る設備の保守・点検に関する技術支援に係る業務を行う。</p> <p>(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払い出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。</p> <p>また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。</p> <p>環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域及び管理区域への出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。</p> <p>(17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排水設備、給排気設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び保守・点検並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、設計・開発、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p> <p>4. 第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理制度から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	第4節 核燃料取扱主任者	変更後 第4節 核燃料取扱主任者	理由
(核燃料取扱主任者の選任) <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(21)の指揮監督を受けるものを含む。)とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p>	(核燃料取扱主任者の選任) <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の指揮監督組織（これらの指揮監督を受けるものを含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p>	(核燃料取扱主任者の選任) <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の指揮監督組織（これらの指揮監督を受けるものを含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p>	変更の理由(6) 総務グループ長を削除し、システムグループ長及び安全防護グループ長を追加することに伴い、条項を繰り下げる。

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
		<p>第19条～第22条は省略 変更なし</p>

変更前 (平成30年12月3日付け認可)		変更後	
第3章 教育・訓練		第3章 教育・訓練	
		理由	
(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に從事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。	(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に從事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。	2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 業務管理部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行ふ従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について環境安全部長に報告する。 (3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年内の期間に限り、各部長は原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。 (4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。 (5) 業務管理部長は、放付線業務従事者以外の者であつて、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。 (6) 業務管理部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。	2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、該当する要員に対しても、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。 (2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グループ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量を判定する。 (3) 各部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。 (4) 各部長は、緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。 (2) 各部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。 (3) 各部長は、第1項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対しても、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。 (4) 各部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。
(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に從事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。	(力量、教育・訓練及び認識) 第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に從事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。	2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。 (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行ふ従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について環境安全部長に報告する。 (3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年内の期間に限り、各部長は原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。 (4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。 (5) 環境安全部長は、放付線業務従事者以外の者であつて、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。 (6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。	2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グループ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量を判定する。 (2) 各部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。 (3) 各部長は、緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対しても、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。 (2) 各部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由

第24条～第35条(は省略

変更がな

変更前 (平成30年12月3日付け認可)	変更後
第5節 異常時の措置	第5節 異常時の措置
(異常時の措置) <p>第36条 加工施設に關し臨界管理上の制限から漏えい等を含む異常を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条に規定する通報を実施する。担当部長は、状態の収束の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものと除く。担当部長は、当該施設及び業務の停止を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 環境安全部長は、加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、線量率を監視及び測定し、事業所対策本部が設置される部屋にもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条に規定する通報を実施する。</p>	(異常時の措置) <p>第36条 加工施設に關し臨界管理上の制限から漏えい等を含む異常を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、又は状態の収束の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものと除く。担当部長は、当該施設及び業務の停止を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 環境安全部長は、加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、線量率を監視及び測定し、事業所対策本部が設置される部屋にもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条に規定する通報を実施する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
		変更なし

第36条の2～第37条は省略

変更前 (平成30年12月3日付け認可)	変更後
第5章 放射線管理	第5章 放射線管理
<p>放射線管理に係る計画及び実施</p> <p>第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射線管理に係る計画及び実施)</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、第44条から第46条に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。業務管理部長は、第44条から第46条に記載する事項を除く。に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。環境安全部長は、第44条から第46条及び第46条の2のうちサイバーテロ対策を除いた項目に記載する事項を定めた「周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準」を定める。業務管理部長は第46条の2のうちサイバーテロ対策を含む項目に記載する事項を定めた「核燃料運搬基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p>	<p>放射線管理に係る計画及び実施</p> <p>第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射線管理に係る計画及び実施)</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、第44条から第46条に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。業務管理部長は、第44条から第46条に記載する事項を除く。に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。環境安全部長は、第44条から第46条及び第46条の2のうちサイバーテロ対策を除いた項目に記載する事項を定めた「周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準」を定める。業務管理部長は第46条の2のうちサイバーテロ対策を含む項目に記載する事項を定めた「核燃料運搬基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p>
	<p>変更の理由(1)</p> <p>業務管理部長の出入 管理（サイバーテロ 対策を除く）に関する 事項を定めた「放射線 管理基準」を定める。 環境安全部長は、第44 条から第46条及び第46 条の2のうちサイバーテロ 対策を除いた項目に記載 する事項を定めた「周 辺監視区域及び管理区域 への出入り管理に関する 基準」を定める。業務管理 部長は第46条の2のうちサイ バーテロ対策を含む項目に記載 する事項を定めた「核燃 料運搬基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更がな

第39条～第43条は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
	理由
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第4条 業務管理部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>2. 業務管理部長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入口を経由すること。</p> <p>(2) ただし、業務管理部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) ただし、所定の個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(4) ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、業務管理部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第4条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>2. 環境安全部長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入口を経由すること。</p> <p>(2) 所定の個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3) ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(4) ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。</p>
<p>(第1種管理区域への出入管理)</p> <p>第45条 業務管理部長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができるようないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の被服を着用すること。</p> <p>(2) 退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないようないような措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によつて汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(第1種管理区域への出入管理)</p> <p>第45条 環境安全部長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができるようないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の被服を着用すること。</p> <p>(2) 退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないようないような措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によつて汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であつて別図3に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、前項の周辺監視区域界に柵を設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第46条の2 業務管理部長は、侵入検知器、監視カメラ等により加工施設への人の不法な侵入等を監視し、不法な侵入等のおそれがある場合は通報を行い、不法侵入等を防止する措置を講じる。また、設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡回を行つたために必要な体制及び手順を整備する。</p> <p>2. 環境安全部長は、加工施設への人の立入りに際して、常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードを、一時立入り者に対しては身分及び入りの必要性の確認を行い、立入りを認めることを証明する書面等を携帯させる。</p> <p>3. 業務管理部長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両の積載物の点検を行わせる。また、必要な区域において、金属を探知することができる装置及び液体状の爆発物・可燃物を判別する液体検査装置を用いて点検を行わせる。不正な物件の持込みについて、金属を探知する装置を作成してそれに基づいて実施する。</p> <p>4. 業務管理部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、核燃料物質等の移動時は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、所定の監視場所において持出し点検及び監視を行わせる。</p> <p>5. 業務管理部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質等の防護に必要な操作に係る情報システムに、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じる。</p> <p>6. 業務管理部長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</p> <p>7. 業務管理部長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行つたために必要な体制及び手順を整備する。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であつて別図3に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、前項の周辺監視区域界に柵を設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第46条の2 環境安全部長は、侵入検知器、監視カメラ等により加工施設への人の不法な侵入等を監視し、不法な侵入等のおそれがある場合は通報を行い、不法侵入等を防止する措置を講じる。また、設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡回を行つたために必要な体制及び手順を整備する。</p> <p>2. 環境安全部長は、加工施設への人の立入りに際して、常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードを、一時立入り者に対しては身分及び入りの必要性の確認を行い、立入りを認めることを証明する書面等を携帯させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両の積載物の点検を行わせる。また、必要な区域において、金属を探知することができる装置及び液体状の爆発物・可燃物を判別する液体検査装置を用いて点検を行わせる。不正な物件の持込みについて、金属を探知する装置を作成してそれに基づいて実施する。</p> <p>4. 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、核燃料物質等の移動時は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、所定の監視場所において持出し点検及び監視を行わせる。</p> <p>5. 業務管理部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質等の防護に必要な操作に係る情報システムに、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じる。</p> <p>6. 業務管理部長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</p> <p>7. 業務管理部長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行つたために必要な体制及び手順を整備する。</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 第47条～第62条は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)	第3節 補修及び改修	変更後 第3節 補修及び改修	理由
<p>(補修)</p> <p>第63条 各部長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、正常な状態に復帰させた場合は、補修作業を実施する又は必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施する又は必要と判断する。</p> <p>2. 設備を所管する担当部長は、前項の補修作業を実施するに当たっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じるとともに、設備管理部長及び関係部長と協議し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した補修作業については、補修作業実施計画を定めて核燃料安全管理委員会の審議を受け、所長の承認を得る。ただし、補修が加工施設の消耗品の取替等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>3. 担当部長は、前項の補修作業を行ったときは、当該設備の機能確認のための試験により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及び関係部長に通知する。</p> <p>また、所長の承認を受けた補修を行ったときは、その結果を所長に報告する。</p>	<p>(補修)</p> <p>第63条 各部長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、正常な状態に復帰させた場合は、補修作業を実施する又は必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施する又は必要と判断する。</p> <p>2. 設備を所管する担当部長は、前項の補修作業を実施するに当たっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じるとともに、設備管理部長及び関係部長と協議し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した補修作業については、補修作業実施計画を定めて核燃料安全管理委員会の審議を受け、所長の承認を得る。ただし、補修が加工施設の消耗品の取替等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>3. 担当部長は、前項の補修作業を行ったときは、当該設備の機能確認のための試験により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及び関係部長に通知する。</p> <p>また、所長の承認を受けた補修を行ったときは、その結果を所長に報告する。</p>	<p>第3節 補修及び改修</p>	<p>変更後 第3節 補修及び改修</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 第64条～第65条は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
第5節 新規制基準対応工事期間における検査の状態の維持・設備の使用	
(新規制基準対応工事期間における検査の状態の維持・設備の使用) 第65条の2 加工施設の新規制基準対応工事開始に先立ち加工工場組立室の燃料棒保管庫に貯蔵されている燃料棒を燃料集合体に組み立てて収納するため、また、その他の貯蔵施設の新規制基準対応工事の実施に先立ち集合体貯蔵室の集合体貯蔵庫、容器保管室の集合体輸送物保管設備に貯蔵している燃料集合体を収納するため、地下式集合体貯蔵庫の設置とそれに係る試験・検査を終えた後に、地下式集合体貯蔵庫へ燃料集合体を収納する。 2. 加工施設の新規制基準対応工事のために必要な設備が作動し得る給電を維持するため、高経年化したディーゼル式発電機No.1、ディーゼル式発電機No.3及び摩耗物処理棟ディーゼル式発電機の更新、負荷の平準化を図るために必要な負荷系統の変更及びそれに係る試験・検査を終えた後に、各非常用電源設備を運用する。 3. 第1項、第2項の設備の加工施設の性能に関する検査（核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第4号に基づく検査）を実施するまでの間は、次の各号に定める事項により、設備の状態に維持する。 (1) 所長は、第29条に定める者に第1項、第2項の設備の巡回・点検を行わせる。 (2) 設備管理部長は、第2項の設備に対して、第60条に定める施設定期自主検査を実施する。 (3) 燃料製造部長又は設備管理部長は、第62条の2で定める保全計画に基づき、第1項、第2項の設備の保全を実施する。 4. 第1項の作業に際して、天井走行クレーン（組立室、集合体貯蔵室、集合体貯蔵エリア1）、集合体貯蔵庫（集合体貯蔵室）、地下式集合体貯蔵庫（集合体貯蔵エリア1）、集合体検査台（組立室）、集合体烟包装置（集合体貯蔵エリア1、組立室）、容器搬送設備（入出荷ヤード）、天井走行クレーン（入出荷ヤード）、輸送物搬送設備（入出荷ヤード、容器保管室）、天井走行クレーン（容器保管室）、集合体輸送物保管設備（容器保管室）及び燃料集合体輸送容器（保護容器、燃料容器）を使用する。	変更の理由(6) 今後の工事を行う設備を含めて検査の状態の維持・設備の使用を明確にする。これに伴い、条項を繰り下げる。 (新規制基準対応工事期間における検査の状態の維持・設備の使用) 第65条の2 施設及び設備に従事する工事が完了し、加工施設全体の性能検査（移燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の第六第4号に基づく検査）を実施するまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。 (1) 所長は、第29条に定める巡回・点検を行わせる。 (2) 担当部長は、第60条に定める施設定期自主検査を実施する。 (3) 担当部長は、第62条の2に定める保全計画に基づき保全を実施する。 2. 加工施設の新規制基準対応工事開始に先立ち加工工場組立室の燃料棒保管庫への貯蔵されている燃料棒を燃料集合体に組み立てて収納するため、また、その他の貯蔵施設の新規制基準対応工事の実施に先立ち集合体貯蔵室の集合体貯蔵庫、容器保管室の集合体輸送物保管設備に貯蔵している燃料集合体を収納するため、地下式集合体貯蔵庫の設置とそれに係る試験・検査を終えた後に、地下式集合体貯蔵庫へ燃料集合体を収納する。 3. 加工施設の新規制基準対応工事を行うに当たって、外部電源を喪失しても、非常用電源設備により安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持するため、高経年化したディーゼル式発電機No.1、ディーゼル式発電機No.3及び摩耗物処理棟ディーゼル式発電機の更新、負荷の平準化を図るために必要な負荷系統の変更及びそれに係る試験・検査を終えた後に、各非常用電源設備を運用する。 4. 第2項の作業に際して、天井走行クレーン（組立室、集合体貯蔵室、集合体貯蔵エリア1）、集合体貯蔵庫（集合体貯蔵室）、地下式集合体貯蔵庫（集合体貯蔵エリア1）、集合体検査台（組立室）、集合体烟包装置（集合体貯蔵エリア1、組立室）、容器搬送設備（入出荷ヤード）、天井走行クレーン（入出荷ヤード）、輸送物搬送設備（入出荷ヤード、容器保管室）、天井走行クレーン（容器保管室）、集合体輸送物保管設備（容器保管室）及び燃料集合体輸送容器（保護容器、燃料容器）を使用する。

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由

第66条～第70条は省略

変更なし

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
<p>第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準(燃料製造部)」を定める。また、環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理に関する「放射線管理基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に基づいて、第72条の2から第75条の業務を実施させる。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</p> <p>第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第74条に記載する事項に対する結果を確認し、燃料製造部長に報告する。ただし、燃料製造部長自らに対する報告の必要はない。また、第74条から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、環境安全部長に報告する。ただし、環境安全部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 燃料製造部長及び環境安全部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p>	<p>第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準(燃料製造部)」を定める。また、環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理に関する「放射線管理基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</p> <p>第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第74条に記載する事項に対する結果を確認し、燃料製造部長自らに報告する。ただし、燃料製造部長自らにに対する報告の必要はない。また、第74条から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、環境安全部長に報告する。ただし、環境安全部長自らにに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 燃料製造部長及び環境安全部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p> <p>(廃棄物の仕掛け品)</p> <p>第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛け品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じる。また、次の各号において、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛け品は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶等の金属製容器に収納し、別図2に示す廃棄物の仕掛け品の保管場所に保管した後、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに運搬する。</p> <p>なお、分別等の作業が必要な場合は、製造支援室において実施する。分別等の作業までの期間は、金属製容器に収納し、別図2に示す製造支援室の廃棄物の仕掛け品の保管場所に保管する。</p> <p>(2) 工事等によって廃棄物の仕掛け品が多く発生する場合は、廃棄物の仕掛け品は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶等の金属製容器に収納し、工事計画に定めた保管場所に保管した後、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに運搬する。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛け品のうち使用済みフィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し、別図2に示す廃棄物の仕掛け品の保管場所に保管する。又は、前号の措置を講じる。</p> <p>(4) 廃棄物の仕掛け品が大型機械等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じ、また、必要に応じて防火対策を講じて、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに運搬する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	
(放射性固体廃棄物) <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を廃棄しようとするときは次の各号に定める事項に従いドラム缶等の金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶等の金属製容器に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、ドラム缶等の金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</p> <p>2. 燃料製造部長は、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示し、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに保管する。なお、再生濃縮ワランを含む廃棄物は、別図4に示す場所に保管する。</p> <p>3. 燃料製造部長は、廃棄物を收納したドラム缶をドラム缶ラック(ネステナー)に収納し、本スチーナー同士を固縛することによって飛散防止の処置を講ずる。</p> <p>4. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIにおける放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>5. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	(放射性固体廃棄物) <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を廃棄しようとするときは次の各号に定める事項に従いドラム缶等の金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶等の金属製容器に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、ドラム缶等の金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</p> <p>2. 燃料製造部長は、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示し、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに保管する。</p> <p>3. 燃料製造部長は、廃棄物を收納したドラム缶をドラム缶ラック(ネステナー)に収納し、本スチーナー同士を固縛することによって飛散防止の処置を講ずる。</p> <p>4. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIにおける放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>5. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>変更の理由(2) ドラム缶の保管場所を考慮したドラム缶の規制を緩和する。</p> <p>変更の理由(3) ドラム缶の保管場所を考慮したドラム缶の規制を緩和する。</p> <p>変更の理由(4) ドラム缶の保管場所を考慮したドラム缶の規制を緩和する。</p> <p>変更の理由(5) ドラム缶の保管場所を考慮したドラム缶の規制を緩和する。</p> <p>変更の理由(6) ドラム缶の保管場所を考慮したドラム缶の規制を緩和する。</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更がな 第74条は省略

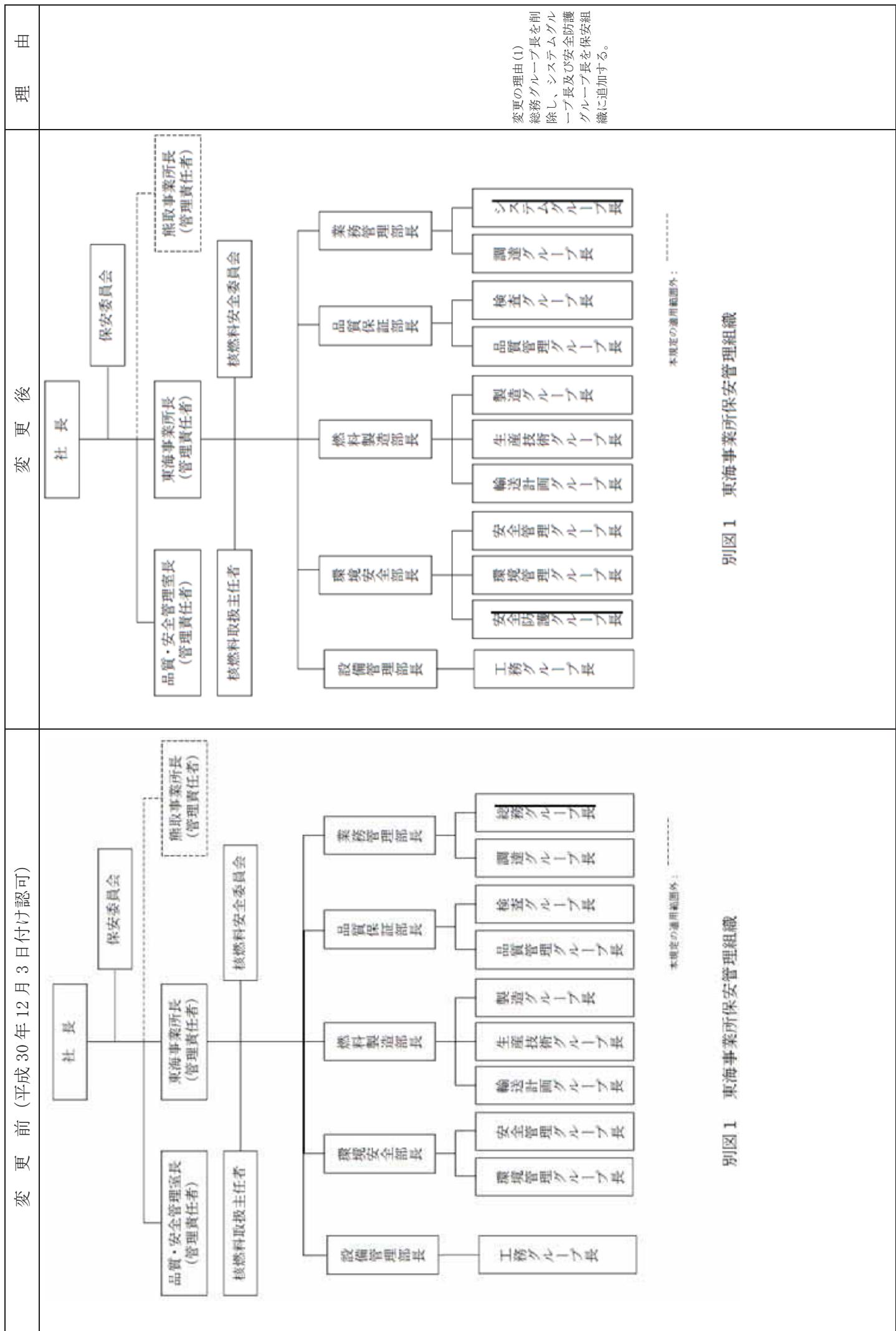
変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口から放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようとする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタ等により監視するとともに、排気口における放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超ないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し、各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようとする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタ等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し、各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p>	<p>変更の理由(4)</p> <p>第2種管理区域内外において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廢油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、 (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 第76条～第84条(は)省略

変更前 (平成30年12月3日付け認可)		変更後	理由
第2節	事前対策	第2節	事前対策
<p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第85条 所長は、対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態にしておく。</p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態にしておく。</p>	<p>(非常時用資機材の整備)</p> <p>第85条 所長は、添2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備しておくとともに、第29条に定める巡視・点検を行つて保管状況の把握に努める。</p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるよう、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。</p> <p>3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。</p>	<p>(非常時用資機材の整備)</p> <p>第85条 所長は、添2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備しておくとともに、第29条に定める巡視・点検を行つて保管状況の把握に努める。</p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるよう、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。</p> <p>3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認する。</p>	<p>変更の理由(6) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における施工段階の保全のための体制整備等の運用面の規定について明確にする。また、環境安全部長が非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認することを明確にする。</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 第86条～第99条は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
	<p>附則(令和 年 月 日) (施行期日)</p> <p><u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から20日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 別表4及び別表15のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去は当該設備の撤去工事及び使用前検査が完了した日の翌日から適用する。</u></p>	<p>変更の理由(7) 施行期日について、 条項ごとの適用時期を明確にし、附則を 追加する。</p>



変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 別図2～別図4は省略

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 別表1～別表3は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)

別表4 臨界安全管理に係る核的制限値(第33条関係)

設備名稱	核的制限値		運転管理方法
	項目	濃縮度*1	
モノレールホイストNo.1,2 (混合機No.4の付属設備)	質量制限 5%以下	3.0 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないように管理する。 最大搬送能力が3.5kg以下そのため、貯蔵容器1個で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶エレベータNo.1,2 (混合機No.1,2の付属設備)	質量制限 5%以下	6.1 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないように管理する。 最大搬送能力が7.0kg以下そのため、貯蔵容器2個以下で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶昇降装置 (混合機No.4の付属設備)	質量制限 5%以下	10.6 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないように管理する。 最大搬送能力が1.4.0kg以下そのため、貯蔵容器4個以下で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶投入装置No.1,2(混合機No.1,2の付属設備)	質量制限 5%以下	3.0 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないように管理する。 最大搬送能力が3.5kg以下そのため、貯蔵容器1個で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶投入装置No.3(混合機No.4の付属設備)	質量制限 5%以下	3.0 kgU以下	設備の構造により、粉末貯蔵容器を1個以下で取扱い、質量制限値を超えないよう管理する。 (注4)
H/U制限			H/U制限

変更後

別表4 臨界安全管理に係る核的制限値(第33条関係)

設備名稱	核的制限値		運転管理方法
	項目	濃縮度*1	
モノレールホイストNo.1,2 (混合機No.4の付属設備)	質量制限 5%以下	3.0 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないよう管理する。 最大搬送能力が3.5kg以下そのため、貯蔵容器1個で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶エレベータNo.1,2 (混合機No.1,2の付属設備)	質量制限 5%以下	6.1 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないよう管理する。 最大搬送能力が7.0kg以下そのため、貯蔵容器2個以下で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶昇降装置 (混合機No.4の付属設備)	質量制限 5%以下	10.6 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないよう管理する。 最大搬送能力が1.4.0kg以下そのため、貯蔵容器4個以下で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶投入装置No.1,2(混合機No.1,2の付属設備)	質量制限 5%以下	3.0 kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないよう管理する。 最大搬送能力が3.5kg以下そのため、貯蔵容器1個で取り扱う。 (注4)
H/U制限			H/U制限
粉末缶投入装置No.3(混合機No.4の付属設備)	質量制限 5%以下	3.0 kgU以下	設備の構造により、粉末貯蔵容器を1個以下で取扱い、質量制限値を超えないよう管理する。 (注4)
H/U制限			H/U制限

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

設備名稱	項目	濃縮度*1	制限値	運転管理方法
粉末缶投入装置No.1,2のフード部 (混合機No.1,2の付属設備)	質量制限	5%以下	30kgU以下	設備の構造により取扱い数量を制限し、質量制限値を超えないよう管理する。
	H/U制限		H/U≤1	(注4)
粉末調整ボックスNo.1～3 (混合機No.3の付属設備)	質量制限	5%以下	106kgU以下	(注1)
	H/U制限		H/U≤1	
リフターNo.3 (混合機No.3の付属設備)	質量制限	4%以下	25kgU以下	(注10)
	H/U制限		容器内 : H/U≤1	
粉末投入ボックス (混合機No.3の付属設備)	質量制限	4%を超える 5%以下	15kgU以下	
	H/U制限		容器内 : H/U≤1	
粉末投入ボックス (混合機No.3の付属設備)	質量制限	4%以下	25kgU以下	(注10)
	H/U制限		容器内 : H/U≤1	
昇降装置 (混合機No.3の付属設備)	質量制限	4%を超える 5%以下	15kgU以下	
	H/U制限		容器内 : H/U≤1	
混合機No.1,2,4 (混合機No.3の付属設備)	質量制限	4%以下 4%を超える 5%以下	25kgU以下 15kgU以下	(注1)
	H/U制限		H/U≤1	
混合機No.3	質量制限	5%以下	1850kgU以下	(注2)
	H/U制限		容器内 : H/U≤1	粉末缶投入装置のフード部、粉末調整ボックス、混合機が水密となる構造となっている。
節引機No.3・粉末充てん装置 ・粉末取出ボックス (粉末充てん装置及び粉末取出ボックス(は節引機No.3の付属設備))	質量制限	4%以下	25kgU以下	(注2)
	4%を超える 5%以下	15kgU以下		粉末は、混合機に配置された秤量設備で自動計量された後、節引機に流れ落ちる。

1. 第1成型施設(続き)

変更後				
1. 第1成型施設(続き)				
設備名稱	項目	濃縮度*1	制限値	運転管理方法
粉末缶投入装置No.1,2のフード部 (混合機No.1,2の付属設備)	質量制限	5%以下	30kgU以下	質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	5%以下 H/U制限
粉末調整ボックスNo.1～3 (混合機No.3の付属設備)	粉末調整ボックスNo.1～3 (混合機No.3の付属設備)			質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	5%以下 H/U制限
リフターNo.3 (混合機No.3の付属設備)	リフターNo.3 (混合機No.3の付属設備)			質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	4%を超える 5%以下 H/U制限
粉末投入ボックス (混合機No.3の付属設備)	粉末投入ボックス (混合機No.3の付属設備)			質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	4%を超える 5%以下 H/U制限
昇降装置 (混合機No.3の付属設備)	昇降装置 (混合機No.3の付属設備)			質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	4%を超える 5%以下 H/U制限
混合機No.1,2,4 (混合機No.3の付属設備)	混合機No.1,2,4 (混合機No.3の付属設備)			質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	5%以下 H/U制限
混合機No.3	混合機No.3			質量制限 H/U制限
	H/U制限		H/U≤1	5%以下 H/U制限
節引機No.3・粉末充てん装置 ・粉末取出ボックス (粉末充てん装置及び粉末取出ボックス(は節引機No.3の付属設備))	節引機No.3・粉末充てん装置 ・粉末取出ボックス (粉末充てん装置及び粉末取出ボックス(は節引機No.3の付属設備))			質量制限 H/U制限
	4%を超える 5%以下	15kgU以下		4%を超える 5%以下 H/U制限

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

設備名稱	核的制限値	運転管理方法
項目	濃縮度*1	制限値
粉末作業ボックスNo.1～2 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	1 0 6 kgU以下 (注10) H/U≤1
粉末作業ボックスNo.3 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	3 9 6 kgU以下 (注10) H/U≤1
プレスNo.1～3 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	ホツバ一部 ：H/U≤1 水密性の容器間を短時間 (数分～数十分) の間に 核燃料物質が移動するた め、再測定により確認し なくとも、H/U制限は 担保される。
移載装置 (プレスNo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注3)
ローラーコンベア・積載装置 (純結炉No.1の付属設備)		
研磨洗浄装置No.1 センタレスマテハンNo.1・搬送裝 置 (研磨洗浄装置No.1の付属設備)		
移載装置 (外観検査装置No.1の付属設備)		

1. 第1成型施設 (続き)

設備名稱	核的制限値	運転管理方法
項目	濃縮度*1	制限値
粉末作業ボックスNo.1～2 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	1 0 6 kgU以下 (注10) H/U制限 均質 5%以下
粉末作業ボックスNo.3 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	3 9 6 kgU以下 (注10) H/U制限 均質 5%以下
プレスNo.1～3 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	ホツバ一部 ：H/U≤1 水密性の容器間を短時間 (数分～数十分) の間に 核燃料物質が移動するた め、再測定により確認し なくとも、H/U制限は 担保される。
移載装置 (プレスNo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注3)
ローラーコンベア・積載装置 (純結炉No.1の付属設備)		
研磨洗浄装置No.1 センタレスマテハンNo.1・搬送裝 置 (研磨洗浄装置No.1の付属設備)		
移載装置 (外観検査装置No.1の付属設備)		

変更後

設備名稱	核的制限値	運転管理方法
項目	濃縮度*1	制限値
粉末作業ボックスNo.1～2 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	1 0 6 kgU以下 (注10) H/U制限 均質 5%以下
粉末作業ボックスNo.3 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	3 9 6 kgU以下 (注10) H/U制限 均質 5%以下
プレスNo.1～3 （粉末状）	質量制限 均質 5%以下	ホツバ一部 ：H/U≤1 水密性の容器間を短時間 (数分～数十分) の間に 核燃料物質が移動するた め、再測定により確認し なくとも、H/U制限は 担保される。
移載装置 (プレスNo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注3)
ローラーコンベア・積載装置 (純結炉No.1の付属設備)		
研磨洗浄装置No.1 センタレスマテハンNo.1・搬送裝 置 (研磨洗浄装置No.1の付属設備)		
移載装置 (外観検査装置No.1の付属設備)		

理由

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

変更後					
1. 第1成型施設 (続き)					
設備名称	核的制限値	運転管理方法	設備名称	核的制限値	運転管理方法
項目	濃縮度*1	制限値	項目	濃縮度*1	制限値
移載装置No.2 (フレスNo.2の付属設備) ローラーコンベア・積載装置No. 2(1)～(2) (焼結炉No.2の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)	移載装置No.2 (フレスNo.2の付属設備) ローラーコンベア・積載装置No. 2(1)～(2) (焼結炉No.2の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)
研磨洗浄装置No.2 センタレスマテハンNo.2・搬送裝 置 (研磨洗浄装置No.2の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)	研磨洗浄装置No.2 (外観検査装置No.2の付属設備) 積載装置・搬送装置 (積載装置及び搬送装置)は焼結 炉No.3の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)
移載装置 (外観検査装置No.2の付属設備) 積載装置・搬送装置 (積載装置及び搬送装置)は焼結 炉No.3の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)	センタレスマテハンNo.3 (研磨洗浄装置No.3の付属設備) 研磨洗浄装置No.3の付属設備 移載装置 (外観検査装置No.3の付属設備) 研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置No.1～3の付属設 備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)
研磨洗浄装置No.3 センタレスマテハンNo.3 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)	研磨洗浄装置No.3の付属設備 研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置No.1～3の付属設 備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 (注 3)
移載装置 (外観検査装置No.3の付属設備) 研磨液ろ過装置 (研磨洗浄装置No.1～3の付属設 備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)	①研磨したペレット量を 計測し、スラッジ重量が 13kgUに達する前。 ②毎日の作業終了時。 ①及び②の時点での過裝 置を止め、ワランを回収す る。	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)
乾燥機 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)	乾燥機 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)
粉末取扱ボックスNo.8 (研磨洗浄装置No.2の付属設備) 粉末取扱ボックスNo.9 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 4%以下 4%を超 5%以下	2.2 kg U以下 1.3 kg U以下 (注 1 0)	粉末取扱ボックスNo.8 (研磨洗浄装置No.2の付属設備) 粉末取扱ボックスNo.9 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 4%以下 4%を超 5%以下	2.2 kg U以下 1.3 kg U以下 (注 1 0)
洗浄処理設備No.1 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1 0)	洗浄処理設備No.1 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1 0)
乾燥機No.4 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)	乾燥機No.4 (研磨洗浄装置No.3の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)
乾燥機No.1 (研磨洗浄装置No.1の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)	乾燥機No.1 (研磨洗浄装置No.1の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (注 1)

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

変更後						
1. 第1成型施設(続き)						
設備名稱	核的制限値			運転管理方法		
	項目	濃縮度*1	制限値	項目	濃縮度*1	制限値
外観検査装置No.1～3	寸法制限	5%以下	厚さ 9.8 cm以下	ペレットを載せる波板トレインを重ねないよう作業者が管理する。	寸法制限	5%以下 厚さ 9.8 cm以下
外観検査装置No.4	寸法制限	5%以下	厚さ 9.8 cm以下	ペレットを載せる波板トレインを重ねないよう作業者が管理する。ペレット貯蔵容器は1個以下(厚さ約4cm)で取扱う。	寸法制限	5%以下 厚さ 9.8 cm以下
ペレット作業台No.2(外観検査装置No.4の付属設備) ペレット作業台No.3(外観検査装置No.3の付属設備)	寸法制限	5%以下	厚さ 9.8 cm以下	ペレット作業台No.2(外観検査装置No.4の付属設備) ペレット作業台No.3(外観検査装置No.3の付属設備)	寸法制限	5%以下 厚さ 9.8 cm以下
スタック編成・挿入装置No.1～3	挿入部	質量制限	5%以下	(注3)	寸法制限	5%以下 (注3)
ペレットストッカ一(スタック編成・挿入装置No.1、2の付属設備)	寸法制限	5%以下	厚さ 9.8 cm以下	作業員が、ペレット貯蔵容器を3段以上重ねないよう管理する。	寸法制限	5%以下 厚さ 9.8 cm以下
ペレット段積枠(スタック編成・挿入装置No.3の付属設備)	寸法制限	5%以下	厚さ 9.8 cm以下	作業員が、ペレット貯蔵容器を3段以上重ねないよう管理する。	寸法制限	5%以下 厚さ 9.8 cm以下
スタック乾燥装置No.1、2	質量制限	5%以下	マガジン当り ：13.2kg U以下	(注1)	質量制限	5%以下 マガジン当り ：13.2kg U以下
H/U制限			マガジン内 ：H/U≤1			マガジン内 ：H/U≤1
燃料棒解体装置	寸法制限	5%以下	厚さ 9.8 cm以下	スタック乾燥装置に装荷する前に、抜き取りでペレットの水素分析を行い、水素量を確認する。	寸法制限	5%以下 厚さ 9.8 cm以下
出口ボックス(培焼炉No.1,2の付属設備)	質量制限	5%以下	1.3 kgU以下	厚さ制限を超えて燃料棒及びペレットを積み重ねないことを作業員が管理する。 (注10)	質量制限	5%以下 1.3 kgU以下
入口ボックス						(注10)
スクラップウラン粉末混合機No.1	質量制限	5%以下	5.0 kgU以下 (注12)	スクラップ昇降装置No.1よりウランを投入する。 (注10)	質量制限	5%以下 5.0 kgU以下 (注12)
スクラップ昇降装置No.1・スクラップ投入ボックスNo.1・スクラップ取出ボックスNo.1(スクラップウラン粉末混合機No.1の付属設備)	H/U制限		H/U□1	(注13)	H/U制限	H/U□1 (注13)

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

設備名稱	核的制限値		運転管理方法
	項目	濃縮度*1	
ウラン運搬台車 (E型台車) (7台)	個数制限 酸化ウラン粉 末, UO ₂ スラ ップ	5%以下	ウラン粉末貯蔵容器 2個以下 設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない よう管理する。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)	
ウラン運搬台車 (F型台車) (3台)	個数制限 酸化ウラン粉 末	5%以下	ウラン粉末貯蔵容器 6個以下 設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない よう管理する。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)	
ウラン運搬台車 (G型台車) (1台)	質量制限 非均質 (固体状)	5%以下	研磨液ろ過装置の回 転体で回収したパラッ プケンを専用に運搬す るため、研磨液ろ過裝 置で確認した質量・濃 縮度がそのまま引き継 がれる。
ウラン運搬台車 (マガジン移 載台車)	個数制限	5%以下	マガジン1個以下 (注3)
ウラン運搬台車 (マガジン運 搬台車)	個数制限	5%以下	マガジン1個以下 ベレット入りマガジンの装荷 場所が決められており、作業 員がそれ以外の場所に置か ないよう管理する。

1. 第1成型施設 (続き)

変更後					
1. 第1成型施設 (続き)					
設備名稱	核的制限値		項目	制限値	
	項目	濃縮度*1		濃縮度*1	制限値
ウラン運搬台車 (E型台車) (7台)	個数制限 酸化ウラン粉 末, UO ₂ スラ ップ	5%以下	ウラン粉末貯蔵容器 2個以下 設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない よう管理する。	5%以下	ウラン粉末貯蔵容器 2個以下 設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない よう管理する。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)			
ウラン運搬台車 (F型台車) (3台)	個数制限 酸化ウラン粉 末	5%以下	ウラン粉末貯蔵容器 4個以下 設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない よう管理する。	5%以下	ウラン粉末貯蔵容器 4個以下 設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない よう管理する。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)			
ウラン運搬台車 (G型台車) (1台)	質量制限 非均質 (固体状)	5%以下	研磨液ろ過装置の回 転体で回収したパラッ プケンを専用に運搬す るため、研磨液ろ過裝 置で確認した質量・濃 縮度がそのまま引き継 がれる。	5%以下	研磨液ろ過装置の回 転体で回収したパラッ プケンを専用に運搬す るため、研磨液ろ過裝 置で確認した質量・濃 縮度がそのまま引き継 がれる。
ウラン運搬台車 (マガジン移 載台車)	個数制限	5%以下	マガジン1個以下 (注3)	5%以下	マガジン1個以下 (注3)
ウラン運搬台車 (マガジン運 搬台車)	個数制限	5%以下	マガジン1個以下 ベレット入りマガジンの装荷 場所が決められており、作業 員がそれ以外の場所に置か ないよう管理する。	5%以下	マガジン1個以下 ベレット入りマガジンの装荷 場所が決められており、作業 員がそれ以外の場所に置か ないよう管理する。

理由

変更前(平成30年12月3日付け認可)

機器名稱	核的制限値	運転管理方法	
2. 第2成型施設			
粉末投入装置 (混合機R1No.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	運転管理方法
質量制限 4%を超え 5%以下	1.5kg/U以下	質量制限 4%を超え 5%以下	H/U制限 容器内 : H/U≤1
粉末投入装置 (混合機R1No.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	運転管理方法
投入ホックスRI*3・粉末移送容器 (混合機R1No.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 粉末移送容器 (混合機R1No.1の付属設備) 混合機R1No.1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下
混合機R1No.1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 UO ₂ 粉末を貯蔵容器(小窓) から開封し直後に投入する。 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下
筛別機R1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 粉末は、混合機に配置された 秤量設備で自動計量され た後、筛別機に流れ落ちる。 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下
移動ホックバーNo.1*3 (混合機R1No.2の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 移動ホックバーNo.1*3 (混合機R1No.2の付属設備) 混合機R1No.2	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下
混合機R1No.2	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 水密性の容器間を短時間(数 分～数十分)の間に核燃料物 質が移動するため、再測定に より確認しなくとも、H/U制 限は担保される。 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下
移動ホックバーNo.2*3 (混合機R1No.2の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 粉末作業ボックスR1No.1 (混合機R1No.2の付属設備) 粉末作業ボックスR1No.1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下
粉末作業ボックスR1No.1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 5%以下 1.06kg/U以下 H/U制限 均質 (粉末状)	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下
均質 (粉末状)	H/U≤1	H/U制限 5%以下	H/U≤1
プレスRI	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 粉末作業ボックスR1No.1 (混合機R1No.2の付属設備) プレスRI	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下 : H/U≤1
		水密性の容器間を短時間(数 分～数十分)の間に核燃料物 質が移動するため、再測定に より確認しなくとも、H/U制 限は担保される。	水密性の容器間を短時間(数 分～数十分)の間に核燃料物 質が移動するため、再測定に より確認しなくても、H/U制 限は担保される。

変更後

機器名稱	核的制限値	運転管理方法	理由
2. 第2成型施設			
粉末投入装置 (混合機R1No.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	(注1.0)
質量制限 4%を超え 5%以下	1.5kg/U以下	質量制限 4%を超え 5%以下	H/U制限 容器内 : H/U≤1
粉末投入装置 (混合機R1No.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 H/U制限 容器内 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 粉末移送容器 (混合機R1No.1の付属設備) 混合機R1No.1	(注1.0)
投入ホックスRI*3・粉末移送容器 (混合機R1No.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 UO ₂ 粉末を貯蔵容器(小窓) から開封し直後に投入する。 容器内 : H/U≤1	(注2)
混合機R1No.1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 筛別機R1	(注1)
筛別機R1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 粉末は、混合機に配置された 秤量設備で自動計量され た後、筛別機に流れ落ちる。 (注1)	(注1)
移動ホックバーNo.1*3 (混合機R1No.2の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 移動ホックバーNo.1*3 (混合機R1No.2の付属設備) 混合機R1No.2	(注1)
混合機R1No.2	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 水密性の容器間を短時間(数 分～数十分)の間に核燃料物 質が移動するため、再測定に より確認しなくとも、H/U制 限は担保される。 容器内 : H/U≤1	(注1)
移動ホックバーNo.2*3 (混合機R1No.2の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 4%以下 2.5kg/U以下 4%を超え 5%以下	項目 濃縮度*1 制限値 粉末作業ボックスR1No.1 (混合機R1No.2の付属設備) 粉末作業ボックスR1No.1	(注1)
粉末作業ボックスR1No.1	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 5%以下 1.06kg/U以下 H/U制限 均質 (粉末状)	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下	水密性の容器間を短時間(数 分～数十分)の間に核燃料物 質が移動するため、再測定に より確認しなくても、H/U制 限は担保される。
均質 (粉末状)	H/U≤1	H/U制限 5%以下	H/U制限 5%以下
プレスRI	項目 濃縮度*1 制限値 H/U制限 5%以下 : H/U≤1	項目 濃縮度*1 制限値 粉末作業ボックスR1No.1 (混合機R1No.2の付属設備) プレスRI	水密性の容器間を短時間(数 分～数十分)の間に核燃料物 質が移動するため、再測定に より確認しなくても、H/U制 限は担保される。

変更前(平成30年12月3日付け認可)

設備名稱	核的制限値			運転管理方法	理由
	項目	濃縮度*1	制限値		
移載装置 (ブレスRIの付属設備) ローラーコンベア・搬送装置・積載装置RI (ローラーコンベア、搬送装置及び積載装置RIは焼結炉RINo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	(注3)		
研磨洗浄装置RI (研磨洗浄装置RIの付属設備) 移載装置 (外観検査装置RINo.1の付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下	(注1)	①研磨したペレット量を計測し、スラッシュ重量が13kgUに達する前。 ②毎日の作業終了時。 ①及び②の時点での過装置を止め、ランクを回収する。	
乾燥機 (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下	(注1)		
乾燥機RINo.1 (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下	(注1)		
粉末取扱ボックスRINo.2 (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 4%以下 4%を超える 5%以下	2 2 kg U以下 1 3 kg U以下	(注10)		
洗浄処理設備R I (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下 (洗浄処理設備R Iの構成機器である遠心分離器及び遠心分離器水槽にあるヴァン量の合計)	(注10)		
外観検査装置RINo.1, 2	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	ペレットを載せる波板トレインを重ねないよう作業者が管理する。		
ペレット桶包台 (外観検査装置RINo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	設備の構造により、寸法制限値を超えないように管理する。		

変更後					
2. 第2成型施設					
設備名稱	核的制限値	項目	濃縮度*1	制限値	運転管理方法
移載装置 (ブレスRIの付属設備) ローラーコンベア・搬送装置・積載装置RI (ローラーコンベア、搬送装置及び積載装置RIは焼結炉RINo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	(注3)		
研磨洗浄装置RI (研磨洗浄装置RIの付属設備) 移載装置 (外観検査装置RINo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	(注3)		
研磨洗浄装置 (研磨洗浄装置RIの付属設備) 移載装置 (外観検査装置RINo.1の付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下	(注1)	①研磨したペレット量を計測し、スラッシュ重量が13kgUに達する前。 ②毎日の作業終了時。 ①及び②の時点での過装置を止め、ランクを回収する。	(注1)
乾燥機RINo.1 (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下	(注1)		
乾燥機RINo.1 (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下	(注1)		
粉末取扱ボックスRINo.2 (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 4%以下 4%を超える 5%以下	2 2 kg U以下 1 3 kg U以下	(注10)		
洗浄処理設備R I (研磨洗浄装置RIの付属設備)	質量制限 5%以下	1 3 kg U以下 (洗浄処理設備R Iの構成機器である遠心分離器及び遠心分離器水槽にあるヴァン量の合計)	(注10)		
外観検査装置RINo.1, 2	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	ペレットを載せる波板トレインを重ねないよう作業者が管理する。		
ペレット桶包台 (外観検査装置RINo.1の付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9, 8 cm以下	設備の構造により、寸法制限値を超えないよう管理する。		

変更前(平成30年12月3日付け認可)

設備名称	核的制限値 項目 濃縮度* ₁	制限値 1.3 kg以下	運転管理方法
出口ボックス (熔炉N ₃ の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg以下	(注10)
ヴァン運搬台車(E型台車) (2台)	個数制限 酸化ケン粉 末、U0.5ケ ッタ	5%以下 下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。 (注4)
H/U制限 酸化ケン粉 末、U0.5ケ ッタ	5%以下 U0.2ベレット	1 : H/U≤1	(注4)
個数制限 U0.2ベレット	5%以下 6個以下	*レット貯藏容器 6個以下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。
ヴァン運搬台車(F型台車) (2台)	個数制限 酸化ケン粉 末	5%以下 下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。 (注4)
H/U制限 酸化ケン粉 末	1 : H/U≤1		
ヴァン運搬台車(G型台車) (1台)	質量制限 非均質 (固体状)	5%以下 1.3 kg以下	研磨被ろ過装置の回 転体で回収したガラ フランを専用に運搬す るため、研磨被ろ過裝 置で確認した質量・濃 縮度がそのまま引き継 がれる。 (注7)

変更後				理由
2. 第2成型施設				
設備名称	設備名稱	核的制限値 項目 濃縮度* ₁	制限値 1.3 kg以下	運転管理方法
出口ボックス (熔炉N ₃ の付属設備)	出口ボックス (熔炉N ₃ の付属設備)	質量制限 5%以下	5%以下 下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。 (注4)
ヴァン運搬台車(E型台車) (2台)	ヴァン運搬台車(E型台車) (2台)	個数制限 酸化ケン粉 末、U0.5ケ ッタ	5%以下 下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。 (注4)
H/U制限 酸化ケン粉 末、U0.3ケ ッタ	H/U制限 酸化ケン粉 末、U0.3ケ ッタ	1 : H/U≤1		
個数制限 U0.2ベレット	個数制限 U0.2ベレット	5%以下 6個以下	*レット貯藏容器 6個以下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。
ヴァン運搬台車(F型台車) (2台)	ヴァン運搬台車(F型台車) (2台)	個数制限 酸化ケン粉 末	5%以下 下	設備の構造により取 扱い数量を制限し、個 数制限値を超えない ように管理する。 (注4)
H/U制限 酸化ケン粉 末	H/U制限 酸化ケン粉 末	1 : H/U≤1		
ヴァン運搬台車(G型台車) (1台)	ヴァン運搬台車(G型台車) (1台)	質量制限 非均質 (固体状)	5%以下 1.3 kg以下	研磨被ろ過装置の回 転体で回収したガラ フランを専用に運搬す るため、研磨被ろ過裝 置で確認した質量・濃 縮度がそのまま引き継 がれる。 (注7)

変更前(平成30年12月3日付け認可)

設備名稱	核的制限値	運転管理方法
2. 第2成型施設		
粉末缶搬送装置RⅡ (混合機RⅡNo.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 5%以下 粉末貯蔵容器 : 4個以下 取扱う。 容器内 : H/U≤1	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。 (注4)
質量制限 5%以下 : 8個以下	ペレット貯蔵容器 : 8個以下	ペレット貯蔵容器を8個以下で取扱う。
ダブルレールホイストRⅡNo.1 (混合機RⅡNo.1の付属設備)	粉末貯蔵容器 : 2個以下	粉末貯蔵容器を1個以下で取扱う。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)
粉末缶昇降装置RⅡ (混合機RⅡNo.1の付属設備)	粉末貯蔵容器 : 2個以下	粉末貯蔵容器を2個以下で取扱う。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)
粉末調整ボックスRⅡ	5.0kgU以下	粉末貯蔵容器を2個以下(4.8kgU以下)で取扱う。 (注1)
H/U制限	H/U≤1	
粉末作業ボックスRⅡNo.1	5%以下	3.96kgU以下 (注1.0)
H/U制限	H/U≤1	
粉末取扱ボックスRⅡNo.1 (混合機RⅡNo.2の付属設備)	4%以下 4%を超える 5%以下	2.2kgU以下 (注1.0) 1.3kgU以下 (注1.0)

変更後

設備名稱	核的制限値	運転管理方法
2. 第2成型施設		
粉末缶搬送装置RⅡ (混合機RⅡNo.1の付属設備)	項目 濃縮度*1 制限値 質量制限 5%以下 粉末貯蔵容器 : 4個以下 容器内 : H/U≤1	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。 (注4)
質量制限 5%以下 : 8個以下	ペレット貯蔵容器 : 8個以下	ペレット貯蔵容器を8個以下で取扱う。
ダブルレールホイストRⅡNo.1 (混合機RⅡNo.1の付属設備)	粉末貯蔵容器 : 2個以下	粉末貯蔵容器を1個以下で取扱う。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)
粉末缶昇降装置RⅡ (混合機RⅡNo.1の付属設備)	粉末貯蔵容器 : 2個以下	粉末貯蔵容器を2個以下で取扱う。
H/U制限	容器内 : H/U≤1	(注4)
粉末調整ボックスRⅡ	5.0kgU以下	粉末調整ボックスRⅡ (4.8kgU以下)で取扱う。 (注1)
H/U制限	H/U≤1	
粉末作業ボックスRⅡNo.1	5%以下	3.96kgU以下 (注1.0)
H/U制限	H/U≤1	
粉末取扱ボックスRⅡNo.1 (混合機RⅡNo.2の付属設備)	4%以下 4%を超える 5%以下	2.2kgU以下 (注1.0) 1.3kgU以下 (注1.0)

理由

変更前(平成30年12月3日付け認可)

変更後						理由
2. 第2成型施設						
設備名称	核的制限値	運転管理方法	核的制限値	運転管理方法	核的制限値	運転管理方法
研磨洗浄装置RⅡ センターレスマテハーンRⅡ (研磨洗浄装置RⅡの付属設備)	質量制限 項目 濃縮度*1 5%以下	1.3 kg U以下 (注1.4)	質量制限 項目 濃縮度*1 5%以下	1.3 kg U以下 (注1.4)	質量制限 項目 濃縮度*1 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液移送装置RⅡの付属設備)
研磨液移送装置RⅡ (研磨洗浄装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液移送装置RⅡの構成機器である 研磨液移送タンク部 及び洗浄水タンク部 にあらるウラン量の合計)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液移送装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液移送装置RⅡの構成機器である 研磨液移送タンク部 及び洗浄水タンク部 にあらるウラン量の合計)
研磨液ろ過装置RⅡ (研磨洗浄装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液ろ過装置RⅡの構成機器である 研磨液ろ過装置RⅡの構成機器である 遠心分離器及び循環タンクにあるウラ ン量の合計)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液ろ過装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨液ろ過装置RⅡの構成機器である 遠心分離器及び循環タンクにあるウラ ン量の合計)
洗浄処理設備RⅡ (研磨洗浄装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (洗浄処理設備RⅡの構成機器である遠 心分離器及び循環器水槽にあるウラ ン量の合計)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (研磨洗浄装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (洗浄処理設備RⅡの構成機器である遠 心分離器及び循環器水槽にあるウラ ン量の合計)
外観検査装置RⅡ 外観検査作業台RⅡ (外観検査装置RⅡの付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下	寸法制限 5%以下	外観検査装置RⅡ 外観検査作業台RⅡ (外観検査装置RⅡの付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 ベレット貯蔵容器を2個以下 (厚さ8cm以下)で取扱う。
ベレット貯蔵容器昇降装置R II(外観検査装置RⅡの付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下	寸法制限 5%以下	ベレット貯蔵容器搬送装置R II(2), (3), (4), (5) (外観検査装置RⅡの付属設備)	寸法制限 5%以下	厚さ 9.8 cm以下 ベレット貯蔵容器を2個以下 (厚さ8cm以下)で取扱う。
ベレット貯蔵容器搬送装置R II(2), (3), (4), (5) (外観検査装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (ベレット貯蔵容器 搬送装置RⅡ (2), (3), (4), (5)に あるウラン量の合 計)	質量制限 5%以下	ベレット貯蔵容器搬送装置R II(2), (3), (4), (5) (外観検査装置RⅡの付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (ベレット貯蔵容器 搬送装置RⅡ (2), (3), (4), (5)に あるウラン量の合 計)

変更前(平成30年12月3日付け認可)

設備名稱	核的制限値		運転管理方法	理由
	項目	濃縮度*1		
入口ボックスタス(窯焼炉No.4の付属設備)	質量制限 4%以下	2 kg U以下	(注1.0)	
出口ボックスタス(窯焼炉No.4の付属設備)	4%を超える 5%以下	1.3 kg U以下	(注1.0)	
窯焼炉No.5 乾燥機R II (窯焼炉No.5の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (窯焼炉No.5、乾燥機R II、粉末取扱ボックスタスR II No.2 (窯焼炉No.5の付属設備)の合計)	(注1.0)	
窯焼炉No.5 粉末取扱ボックスタスR II No.2 (窯焼炉No.5の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (窯焼炉No.5の付属設備)	(注1.0)	
ウラン運搬台車 (E型台車) (2台)	個数制限 5%以下 H/U制限 酸化チタン粉 末, UO ₂ カタ ア	粉末貯蔵容器2個以下 下	設備の構造により 取扱い数量を制限 し、個数制限値を 超えないよう管理 する。 (注4)	(注7)
容器内 : H/U≤1		ベックト貯蔵容器 6個以下		
H/U制限 酸化チタン粉 末, UO ₂ カタ ア	個数制限 5%以下 UO ₂ ベレット	ベックト貯蔵容器 6個以下	設備の構造により 取扱い数量を制限 し、個数制限値を 超えないよう管理 する。	
スクラップウラン粉末混合機R II スクラップ昇降装置R II スクラップ投入ボックスタスR II スクラップ取出ボックスタスR II (スクラップウラン粉末混合機R IIの付属設備)	質量制限 5%以下 H/U制限	50 kg U以下 (注1.7) H/U≤1	スクラップ昇降装置R II スクラップ投入ボックスタスR II スクラップ取出ボックスタスR II (スクラップウラン粉末混合機R IIの付属設備)	(注1.0) (注1.3)

2. 第2成型施設

設備名稱	核的制限値		運転管理方法	理由
	項目	濃縮度*1		
入口ボックスタス(窯焼炉No.4の付属設備)	質量制限 4%以下	2 kg U以下	質量制限 4%以下	(注1.0)
出口ボックスタス(窯焼炉No.4の付属設備)	4%を超える 5%以下	1.3 kg U以下	4%を超える 5%以下	(注1.0)
窯焼炉No.5 乾燥機R II (窯焼炉No.5の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (窯焼炉No.5、乾燥機R II、粉末取扱ボックスタスR II No.2 (窯焼炉No.5の付属設備)の合計)	質量制限 5%以下	(注1.0)
粉末取扱ボックスタスR II No.2 (窯焼炉No.5の付属設備)	質量制限 5%以下	1.3 kg U以下 (窯焼炉No.5の付属設備)	質量制限 5%以下	(注1.0)
ウラン運搬台車 (E型台車) (2台)	個数制限 5%以下 H/U制限 酸化チタン粉 末, UO ₂ カタ ア	粉末貯蔵容器2個以下 下	個数制限 5%以下 酸化チタン粉 末, UO ₂ カタ ア	設備の構造により 取扱い数量を制限 し、個数制限値を 超えないよう管理 する。
容器内 : H/U≤1		ベックト貯蔵容器 6個以下		
H/U制限 酸化チタン粉 末, UO ₂ カタ ア	個数制限 5%以下 UO ₂ ベレット	ベックト貯蔵容器 6個以下	個数制限 5%以下 UO ₂ ベレット	設備の構造により 取扱い数量を制限 し、個数制限値を 超えないよう管理 する。
スクラップウラン粉末混合機R II スクラップ昇降装置R II スクラップ投入ボックスタスR II スクラップ取出ボックスタスR II (スクラップウラン粉末混合機R IIの付属設備)	質量制限 5%以下 H/U制限	50 kg U以下 (注1.7) H/U≤1	スクラップ昇降装置R II スクラップ投入ボックスタスR II スクラップ取出ボックスタスR II (スクラップウラン粉末混合機R IIの付属設備)	(注1.0) (注1.3)

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

変更後		変更前		理由
3. 被覆施設		3. 被覆施設		
設備名稱	核的制限値	設備名稱	核的制限値	運転管理方法
挿入溶接機No.1～3	本数制限 5%以下	BWR型燃料棒： PWR型燃料棒： 33本以下 33本以下	濃縮度*1 制限値	物理的に5本までしか置けない。
燃料棒移載装置 (挿入溶接機No.1～3の付属設備)		本数カウンターが設置されており、規定本数に達すると挿入装置の停止信号を発し、燃料棒の供給を止める。 (注3)		物理的に5本までしか置けない。 本数カウンターが設置されしており、規定本数に達すると挿入装置の停止信号を発し、燃料棒の供給を止める。 (注3)
X線検査装置		X線検査装置		(注3)
測定作業台		測定作業台		(注3)
濃縮度検査装置		濃縮度検査装置		(注3)
濃縮度検査装置No.2		濃縮度検査装置No.2		(注3)
燃料棒運搬台車(ラックマスター)		燃料棒運搬台車(ラックマスター)		(注3)
4. 組立施設		4. 組立施設		運転管理方法
設備名稱	核的制限値	設備名稱	核的制限値	
集合体組立装置 ヘリウムリード試験装置 (注9)	集合体平均 4.4%以下	BWR型燃料集合体： 2体以下	濃縮度*1 制限値	物理的に1体又は2体までしか装荷出来ない。
集合体検査台 集合体梱包装置(注8) 天井走行クレーン 容量0.45トン付属クレーン	集合体平均 4.2%以下	PWR型燃料集合体： 1体以下		物理的に1体も装荷出来ない。
集合体組立装置 ヘリウムリード試験装置 (注9)	集合体平均 4.4%以下	本数制限 4.4%以下	濃縮度*1 制限値	物理的に1体又は2体までしか装荷出来ない。
集合体検査台 集合体梱包装置(注8) 天井走行クレーン 容量0.45トン付属クレーン	集合体平均 4.2%以下	集合体平均 4.2%以下	濃縮度*1 制限値	物理的に1体も装荷出来ない。

変更前(平成30年12月3日付け認可)

5. 核燃料物質の貯蔵施設

設備名稱	項目	核的濃縮度 ^{a,4}	倒制限値	運営管理方法
原料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1	(注5) (注6)
	H/U制限			
原料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : ベレット貯蔵容器用 ベレットにベレット貯蔵容器を8個以下で 取扱う。	(注5) ベレット貯蔵容器用 ベレットにベレット貯蔵容器を8個以下で 取扱う。
	H/U制限			
原料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 96kg U以下 燃料保管部分 : H/U≤1	(注5) (注6)
	H/U制限			
原料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1	(注5) 容器内 : H/U≤1
	H/U制限			
原料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 96kg U以下 燃料保管部分 : H/U≤1	(注5) 燃料保管部分 : H/U≤1
	H/U制限			
原料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 96kg U以下 容器内 : H/U≤1	(注5) 粉末貯蔵容器 : H/U≤1
	H/U制限			
原料保管槽No.1, 2	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1	(注5) (注6)
	H/U制限			
原料保管槽R I	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1	(注5) (注6)
	H/U制限			
原料保管槽R II	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1	(注5) (注6)
	H/U制限			
燃料棒保管槽	本数制限	5%以下	1トレード中の燃料棒本数: BWR型及びSPPWR型: 28本以下	(注3)
	BWR型及SPPWR型: 28本以下			
集合体貯蔵槽	本数制限	5%以下	1トレード中の燃料棒本数: BWR型及SPPWR型: 28本以下	(注3)
	搬送中の集合体本数: 1体以下			
ベレット貯蔵槽No.1, 2	本数制限	5%以下	1トレード中の燃料棒本数: BWR型及SPPWR型: 28本以下	(注3)
	搬送中の集合体本数: 1体以下			
ベレット貯蔵槽No.1, 2	質量制限	5%以下	1台以下 ワラン運搬台車(E型台車): 1台以下 貯蔵容器個数: ワラン運搬台車 (E型台車)に6個以下	(注11)
	ワラン運搬台車(E型台車): 1台以下 貯蔵容器個数: ワラン運搬台車 (E型台車)に6個以下			

変更後

変更理由				
5. 核燃料物質の貯蔵施設	設備名稱	項目	核濃縮度 ^{a,4}	制限値
原料貯蔵槽	原燃料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) (注6)
原料貯蔵槽	原燃料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : ベレット貯蔵容器用 ベレットにベレット貯蔵容器を8個以下で 取扱う。
		H/U制限		(注5) ベレット貯蔵容器用 ベレットにベレット貯蔵容器を8個以下で 取扱う。
原料貯蔵槽	原燃料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 96kg U以下 燃料保管部分 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) (注6)
原料貯蔵槽	原燃料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) 容器内 : H/U≤1
原料貯蔵槽	原燃料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 96kg U以下 燃料保管部分 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) 燃料保管部分 : H/U≤1
原料貯蔵槽	原燃料貯蔵槽	質量制限	5%以下	1バケット当たり : 96kg U以下 容器内 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) 粉末貯蔵容器 : H/U≤1
原料保管槽No.1, 2	原燃料保管槽No.1, 2	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) (注6)
原料保管槽R I	原料保管槽R I	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) (注6)
原料保管槽R II	原料保管槽R II	質量制限	5%以下	1容器当たり : 24kg U以下 容器内 : H/U≤1
		H/U制限		(注5) (注6)
燃料棒保管槽	燃料棒保管槽	本数制限	5%以下	1トレード中の燃料棒本数: BWR型及SPPWR型: 28本以下
	BWR型及SPPWR型: 28本以下			(注3)
集合体貯蔵槽	集合体貯蔵槽	本数制限	5%以下	搬送中の集合体本数: 1体以下とする。
	1体以下とする。			(注3)
ベレット貯蔵槽No.1, 2	ベレット貯蔵槽No.1, 2	質量制限	5%以下	ワラン運搬台車(E型台車): 1台以下 貯蔵容器個数: ワラン運搬台車 (E型台車)に6個以下
	ワラン運搬台車(E型台車)に6個以下			(注11)

変更前(平成30年12月3日付け認可)

5. 核燃料物質の貯蔵施設(続き)		変更後				理由
設備名稱	項目	核的制限値	制限値	運転管理方法		
ペレット貯蔵容器スター ション (原料貯 藏槽の付属設備)	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。		
				(注4)		
	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	ペレット貯蔵容器 ： 8個以下	ペレット貯蔵容器を8個以下で取扱う。		
				(注4)		
クレーン	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。		
				(注4)		
	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器(GP-01)の内容器を1個以下で取扱う。		
				(注4)		
搬送装置S I No. 2(1)、 (2)、(3)、(4) (原料貯 藏槽の付属設備)	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	粉末貯蔵容器 ： 60個以下	設備の構造により取扱い、 数量を制限し、個数制限値 を超えないように管理する。 (注4)		
	質量制限 H/U制限	5%以下 ： H/U≤1	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器(GP-01)の内容器に収納し、ペレット輸送容器(GP-01)の内容器を1個以下で取扱う。		
				(注4)		
粉末缶作業台 (原料貯 藏槽の付属設備)	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	粉末貯蔵容器 ： 6個以下	設備の構造により取扱い、 数量を制限し、個数制限値 を超えないように管理する。 (注4)		
	質量制限 H/U制限	5%以下 ： H/U≤1	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器(GP-01)の内容器に収納し、ペレット輸送容器(GP-01)の内容器を1個以下で取扱う。		
				(注4)		
ペレット袖包作業台 (原料貯 藏槽の付属設備)	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器(GP-01)のペレット貯蔵容器組立 体を用いて作業する。		
				(注4)		
ホイストS I No. 1 (原料貯 藏槽の付属設備)	質量制限 H/U制限	5%以下 ： 容器内	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器を1個以下で取扱う。		
				(注4)		
	質量制限 H/U制限	5%以下 ： H/U≤1	ペレット輸送容器 (GP-01)のペレット 貯蔵容器組立体 ： 1個以下	ペレット輸送容器(GP-01)のペレット貯蔵容器組立 体を1個(ペレット貯蔵容器12段)以下で取扱う。		
				(注4)		

5. 核燃料物質の貯蔵施設(続き)		核的制限値				運転管理方法
設備名稱	項目	質量制限 H/U制限	濃縮度*1 H/U制限	濃縮度*1 H/U制限	制限値	
ペレット貯蔵容器スター ション (原料貯 藏槽の付属設備)	ペレット貯蔵容器スター ション (原料貯 藏槽の付属設備)	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。 (注4)
クレーン	クレーン	粉末貯蔵容器 ： 8個以下	粉末貯蔵容器 ： 8個以下	粉末貯蔵容器 ： 8個以下	ペレット貯蔵容器 ： 8個以下	ペレット貯蔵容器を8個以下で取扱う。
	クレーン	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器 ： 4個以下	粉末貯蔵容器を4個以下で取扱う。 (注4)
搬送装置S I No. 2(1)、 (2)、(3)、(4) (原料貯 藏槽の付属設備)	搬送装置S I No. 2(1)、 (2)、(3)、(4) (原料貯 藏槽の付属設備)	粉末貯蔵容器 ： 60個以下	粉末貯蔵容器 ： 60個以下	粉末貯蔵容器 ： 60個以下	粉末貯蔵容器 ： 60個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下
	クレーン	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下
粉末缶作業台 (原料貯 藏槽の付属設備)	粉末缶作業台 (原料貯 藏槽の付属設備)	粉末貯蔵容器 ： 6個以下	粉末貯蔵容器 ： 6個以下	粉末貯蔵容器 ： 6個以下	粉末貯蔵容器 ： 6個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下
	クレーン	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)の内容器 ： 1個以下
ペレット袖包作業台 (原料貯 藏槽の付属設備)	ペレット袖包作業台 (原料貯 藏槽の付属設備)	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)のペレット 貯蔵容器組立体 ： 1個以下
	クレーン	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)のペレット 貯蔵容器組立体 ： 1個以下
ホイストS I No. 1 (原料貯 藏槽の付属設備)	ホイストS I No. 1 (原料貯 藏槽の付属設備)	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)のペレット 貯蔵容器組立体 ： 1個以下
	クレーン	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	粉末貯蔵容器 ： 1個以下	ペレット輸送容器 (GP-01)のペレット 貯蔵容器組立体 ： 1個以下

変更前(平成30年12月3日付け認可)							変更後	理由
5. 核燃料物質の貯蔵施設(続き)							5. 核燃料物質の貯蔵施設(続き)	
設備名稱	項目	核的制限値	運転管理方法	設備名稱	項目	核的制限値	運転管理方法	
天井走行クレーン	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して運搬する。 ・ペレット輸送物 (種類: NT-IV型、GP-01型) ・燃料集合体輸送物[BWRSX8型、BW919型] (種類: NT-IV型、NT-XIII型) ・酸化ウラン粉末輸送物 (種類: TNF-XI型、NT-XK型)	天井走行クレーン	濃縮度*1	5%以下	以下の輸送物に収納して運搬する。 ・ペレット輸送物 (種類: NT-IV型、GP-01型) ・燃料集合体輸送物[BWRSX8型、BW919型] (種類: NT-IV型、NT-XIII型) ・酸化ウラン粉末輸送物 (種類: TNF-XI型、NT-XK型)	
輸送物搬送設備	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して運搬する。 ・燃料集合体輸送物[BWRSX8型、BW919型] (種類: NT-IV型、NT-XIII型)	輸送物搬送設備	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して運搬する。	
ペレット輸送物保管設備	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して貯蔵する。 ・ペレット輸送物 (種類: NT-IV型、GP-01型)	ペレット輸送物保管設備	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して貯蔵する。 ・ペレット輸送物 (種類: NT-IV型、GP-01型)	
集合体輸送物保管設備	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して貯蔵する。 ・燃料集合体輸送物[BWRSX8型、BW919型] (種類: NT-IV型、NT-XIII型) ・酸化ウラン粉末輸送物 (種類: TNF-XI型、NT-XK型)	集合体輸送物保管設備	濃縮度*	5%以下	以下の輸送物に収納して貯蔵する。 ・燃料集合体輸送物[BWRSX8型、BW919型] (種類: NT-IV型、NT-XIII型) ・酸化ウラン粉末輸送物 (種類: TNF-XI型、NT-XK型) ・発送中の集合体体數は、 ・内で1体以下とする。 ・同時に開放するコンクリート製蓋は、1個以下とする。	
地下式集合体貯蔵庫	濃縮度*	5%以下	発送中の集合体体數は、 ・内で1体以下とする。 ・同時に開放するコンクリート製蓋は、1個以下とする。	地下式集合体貯蔵庫	濃縮度*	5%以下	発送中の集合体体數は、 ・内で1体以下とする。 ・同時に開放するコンクリート製蓋は、1個以下とする。	

変更前(平成30年12月3日付け認可)						変更後	理由
6. その他加工設備の付属施設							
6. その他加工設備の付属施設				運転管理方法			
設備名稱	核的制限値	制限値	運転管理方法	設備名稱	核的制限値	制限値	運転管理方法
項目	濃縮度*1	濃縮度*1		項目	濃縮度*1	制限値	運転管理方法
質量制限	5%以下	190g ²³⁵ U以下		質量制限	5%以下	190g ²³⁵ U以下	
.....	
質量制限	5%以下	190g ²³⁵ U以下		質量制限	5%以下	190g ²³⁵ U以下	
.....	
持ち込む前に秤量し、持ち込み後の全体量が制限値を超えないことを操作員二人が確認する。							
7. 放射性廃棄物の廃棄施設							
設備名稱	核的制限値	制限値	運転管理方法	設備名稱	核的制限値	制限値	運転管理方法
項目	濃縮度	濃縮度		項目	濃縮度	制限値	
切断式軸体装置	—	—		—	—	—	
(フィルタ振動装置)							
※ 1 : 濃縮度は、貯蔵容器に貼られている濃縮度表示ラベル、ペレットの濃縮度刻印、燃料棒端栓の濃縮度バーコード等により、機器に装荷する前に確認する。貯蔵施設を除く。							
※ 2 : 投入ボックス RI、移動ホッパーNo.1及び2のいずれか1つの設備でウランを取り扱う場合は、他の2つの設備でウランが取り扱えない構造となっている。							
※ 3 : 投入ボックス RI、移動ホッパーNo.1及び2のいずれか1つの設備でウランを取り扱う場合は、他の2つの設備でウランが取り扱えない構造となっている。							
※ 4 : 貯蔵施設における濃縮度の運転管理は以下の通り。 ①事業所へ搬入される前に、ミルシート・重量証明書等により濃縮度を確認する。 ②貯蔵設備に収納する前に、ミルシート・重量証明書等により容器No.と容器に貼られている濃縮度表示ラベルが正しく対応していることを確認する。							
(注1) 一連のバッチ作業であり、途中から核燃料物質が付加されることが無いため、前工程で確認した質量・濃度がそのまま引き継がれる。							
(注2) 投入されたウラン量を担当放射線業務従事者が確認する。(ただし、物理的に装荷出来るのは最大1200kg U程度に過ぎない)							
(注3) ロボットによる全自动工程であり、プログラムにより質量又は寸法制限値を超えないように行なう。ト・燃料棒の積載・搬送が行われる。							
(注4) 貯蔵設備に収納する前に、水密性の貯蔵容器が開封されていないことを担当放射線業務従事者が目視確認する。							
(注5) ①事業所へ搬入される前に、重量証明書により確認する。 ②貯蔵設備に収納する前に、秤量設備で確認する。							
(注6) 事業所へ搬入される前に、ミルシートにより含水率を確認する。							
(注7) ウラン入りの貯蔵容器を積載した台車を搬送する場合は、移動経路を逸脱しないこと。同一移動経路上にウラン入りの貯蔵容器を積載した台車が2台ある場合には、1台は定位置にあること。							

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>(注 8) 燃料細胞装置で集合体を燃料容器に収納した後、移動させる場合は、臨界安全性を考慮し、また転倒、落下することがないよう燃料容器を 1 基ずつペレットラックを用いて運搬する。</p> <p>(注 9) NSRR 用燃料は組立施設においてはヘリウムリーク試験装置のみで使用し、濃縮度 4 %以下では 2.2 kgU 以下、4 %を超える場合には 1.3 kgU 以下で運搬管理する。</p> <p>(注 10) 設備へ核燃料物質を投入する前に貯蔵容器の識別バーコードを読み取り、当該核燃料物質が事前に登録された核的制限値に適合する事が確認された場合のみ設備の扉が解錠または横載制限棒が解除され、投入可能なインターロックにより管理する。この識別バーコードには、貯蔵設備または貯蔵容器への収納時に、ワランの濃縮度、秤量値、H/U 制限、核燃料物質の状態等を登録する。また、これらを登録する時には、貯蔵容器を秤量設備に載せた状態で識別バーコードを読み取る。</p> <p>(注 11) 内にワラン運搬台車(E型台車)がない場合のみ搬入制限が解除され、ワラン運搬台車(E型台車)が搬入可能となるインターロックにより管理する。 また、内への昇降台No.1 又はNo.2 で搬送する場合、担当放射線業務従事者は搬送物が 1 台当たり 3.50 kg 以下であることを確認する。</p> <p>(注 12) 核的制限値はスクラップワラン粉末混合機 No.1 とその付属設備(スクラップ昇降装置No.1、スクラップ投入ボックスNo.1、スクラップ取出ボックスNo.1) 全体に適用する。受け入れ部の設備であるスクラップ昇降装置No.1 は入口扉に核的制限値のインターロック機構を有する。</p> <p>(注 13) スクラップ昇降装置No.1 及びスクラップ昇降装置 RII の場合、粉末貯蔵容器内が水密であることを示す。粉末貯蔵容器を貯蔵施設に戻す場合には、(注 4) の運転管理方法による。</p> <p>(注 14) 研磨洗浄装置 RII とセンタラスマテハン RII における、物理的に制限されたペレット取扱い領域のワラン重量(6.7kgU 以下)と、スクラップペレット(5kgU 以下)をあわせたワラン重量が 13kgU 以下であることを示す。</p> <p>(注 15) 研磨液移送装置 RII は、上流側の研磨洗浄装置 RII のペレット研磨屑を含んだ研削水を自動的に下流側の研磨液ろ過装置 RII に送液する。このため、研磨液ろ過装置 RII でワランを回収するときに、研磨液移送装置 RII のワランも回収される。</p> <p>(注 16) 自動制御によりペレット貯蔵容器搬送装置 RII (2), (3), (4), (5) 全体で質量制限値以下のペレット貯蔵容器を 1 個搬送する。</p> <p>(注 17) 核的制限値はスクラップワラン粉末混合機 RII とその付属設備(スクラップ昇降装置 RII、スクラップ投入ボックス RII、スクラップ取出ボックス RII) 全体に適用する。受け入れ部の設備であるスクラップ昇降装置 RII は入口扉に核的制限値のインターロック機構を有する。</p> <p>(注 18) 旧 AF輸送容器(NT-IX型)については、旧輸送容器の性能を維持していることを確認するため検査を実施する。</p>	<p>(注 8) 集合体細包装置で集合体を燃料容器に収納した後、.....へ移動させる場合は、臨界安全性を考慮し、また転倒、落下することがないよう燃料容器を 1 基ずつペレットラックを用いて運搬する。</p> <p>(注 9) NSRR 用燃料は組立施設においてはヘリウムリーク試験装置のみで使用し、濃縮度 4 %以下では 2.2 kgU 以下、4 %を超える場合には 1.3 kgU 以下で運搬管理する。</p> <p>(注 10) 設備へ核燃料物質を投入する前に貯蔵容器の識別バーコードを読み取り、当該核燃料物質が事前に登録された核的制限値に適合する事が確認された場合のみ設備の扉が解錠または横載制限棒が解除され、投入可能なインターロックにより管理する。この識別バーコードには、貯蔵設備または貯蔵容器への収納時に、ワランの濃縮度、秤量値、H/U 制限、核燃料物質の状態等を登録する。また、これらを登録する時には、貯蔵容器を秤量設備に載せた状態で識別バーコードを読み取る。</p> <p>(注 11) 内にワラン運搬台車(E型台車)がない場合のみ搬入制限が解除され、ワラン運搬台車(E型台車)が搬入可能となるインターロックにより管理する。 また、内への昇降台No.1 又はNo.2 で搬送する場合、担当放射線業務従事者は搬送物が 1 台当たり 3.50 kg 以下であることを確認する。</p> <p>(注 12) 核的制限値はスクラップワラン粉末混合機 No.1 とその付属設備(スクラップ昇降装置No.1、スクラップ投入ボックスNo.1、スクラップ取出ボックスNo.1) 全体に適用する。受け入れ部の設備であるスクラップ昇降装置No.1 は入口扉に核的制限値のインターロック機構を有する。</p> <p>(注 13) スクラップ昇降装置No.1 及びスクラップ昇降装置 RII の場合、粉末貯蔵容器内が水密であることを示す。粉末貯蔵容器を貯蔵施設に戻す場合には、(注 4) の運転管理方法による。</p> <p>(注 14) 研磨洗浄装置 RII とセンタラスマテハン RII における、物理的に制限されたペレット取扱い領域のワラン重量(6.7kgU 以下)と、スクラップペレット(5kgU 以下)をあわせたワラン重量が 13kgU 以下であることを示す。</p> <p>(注 15) 研磨液移送装置 RII は、上流側の研磨洗浄装置 RII のペレット研磨屑を含んだ研削水を自動的に下流側の研磨液ろ過装置 RII に送液する。このため、研磨液ろ過装置 RII でワランを回収するときに、研磨液移送装置 RII のワランも回収される。</p> <p>(注 16) 自動制御によりペレット貯蔵容器搬送装置 RII (2), (3), (4), (5) 全体で質量制限値以下のペレット貯蔵容器を 1 個搬送する。</p> <p>(注 17) 核的制限値はスクラップワラン粉末混合機 RII とその付属設備(スクラップ昇降装置 RII、スクラップ投入ボックス RII、スクラップ取出ボックス RII) 全体に適用する。受け入れ部の設備であるスクラップ昇降装置 RII は入口扉に核的制限値のインターロック機構を有する。</p> <p>(注 18) 旧 AF輸送容器(NT-IX型)については、旧輸送容器の性能を維持していることを確認するため検査を実施する。</p>	

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 別表5～別表12は省略

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

別表13 施設定期自主検査(第61条関係)

1. 保安上特に管理を必要とする設備の検査	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(1) 核的制限値を有する加工設備	質量制限値を有する設備であって、別表3に示す設備	核的制限値 維持インターロック	核的制限値維持インターロックが定められた核的制限値以下で作動することを確認する。	1回/年	燃料製造部長 品質保証部長
(2) 热的制限値を有する設備	寸法制限値及び寸法制限値を有する設備であって、別表3に示す設備であって、作業者がその制限値を担保している設備	寸法制限値及び寸法制限値を有する設備であって、別表3に示す設備であって、作業者がその制限値を担保して	寸法制限値を有する設備であって、別表3に示す設備であって、作業者がその制限値を担保して	1回/年	燃料製造部長 環境安全部長 (焼却炉)
(3) 閉じ込め機能を維持する設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	送排風機起動停止インターロック	過加熱防止機構が作動し、加熱電源が遮断されることを確認する。	1回/年	設備管理部長
(4) 放射性廃棄物の廃棄施設	放射性液体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	処理能力検査	排気系統の風量を測定し、排気能力以上であることを確認する。	1回/年	設備管理部長

変更後

別表13 施設定期自主検査(第61条関係)

1. 保安上特に管理を必要とする設備の検査	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
1. 保安上特に管理を必要とする設備の検査	設備	検査対象	検査項目	頻度	検査責任者
(1) 核的制限値を有する加工設備	質量制限値を有する設備であって、別表3に示す設備	核的制限値 維持インターロック	核的制限値維持インターロックが定められた核的制限値以下で作動することを確認する。	1回/年	燃料製造部長 品質保証部長
(2) 热的制限値を有する設備	寸法制限値及び寸法制限値を有する設備であって、別表3に示す設備であって、作業者がその制限値を担保している設備	寸法制限値及び寸法制限値を有する設備であって、別表3に示す設備であって、作業者がその制限値を担保して	寸法制限値を有する設備であって、別表3に示す設備であって、作業者がその制限値を担保して	1回/年	燃料製造部長 環境安全部長 (焼却炉)
(3) 閉じ込め機能を維持する設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	排風機起動停止インターロック	過加熱防止機構が優先して起動し、送風機が優先して停止することを確認する。	1回/年	設備管理部長
(4) 放射性廃棄物の廃棄施設	放射性液体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	処理能力検査	排気系統の風量を測定し、排気能力以上であることを確認する。	1回/年	設備管理部長

変更の理由(6)
熱的制限値を有するガスを扱う設備の検査責任者を適正化する。

変更前(平成30年12月3日付け認可)						変更後					
設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(5) 施設の保安のために直接接続を有する放射線測定器	ダストモニタ (排気用／リサイクル系統用)	放射性物質濃度高検知警報	排気用ダストモニタ監視器の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長	(5) 施設の保安のために直接接続を有する放射線測定器	ダストモニタ (排気用／リサイクル系統用)	放射性物質濃度高検知警報	排気用ダストモニタ監視器の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
	エリアモニタ (γ 線エリアモニタ)	γ 線レベル高検知警報	設定レベル以上の測定値に対し警報が吹鳴し、警報表示が正常に作動することを確認する。	1回/年			エリアモニタ (γ 線エリアモニタ)	γ 線レベル高検知警報	設定レベル以上の測定値に対し警報が吹鳴し、警報表示が正常に作動することを確認する。	1回/年	
(6) その他の保安上特に管	運搬設備であつて、別表3に示す設備	停電時保持能力検査	運搬物搬送中に動力供給を遮断しても、運搬物が保持されていることを確認する。	1回/年	燃料製造部長	(6) その他の保安上特に管	運搬設備であつて、別表3に示す設備	停電時保持能力検査	運搬物搬送中に動力供給を遮断しても、運搬物が保持されていることを確認する。	1回/年	燃料製造部長
理を必要とする設備											

変更前(平成30年12月3日付け認可)

2. 警報装置、非常用動力装置の検査					
(1) 警報装置 自動火災報知設備	検査対象 性能検査	検査項目 警報設備が正常に作動することを確認する。	検査内容 警報設備が正常に作動することを確認する。	頻度 1回/月	検査責任者 設備管理部長
	総合検査	感知器を作動させ、警報ランプが点灯するとともに、警報が吹鳴することを確認する。			
	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。			
可燃性ガス漏えい検知器	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。			
	総合検査	検知器に検査用ガスを吹き付け警報ランプが点灯することともに、警報が吹鳴することを確認する。			
負圧警報設備	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。			
	総合検査	第1種管理区域の負圧が下がった場合、自動的に警報が作動することを確認する。			
放射性液体廃棄物施設の液面高検知警報設備	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。			
	総合検査	液面高検知能力が維持されており、警報動作することを確認する。			
焼結炉の冷却水圧力警報設備	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。			
	総合検査	冷却水圧力検知能力が維持されしており、警報動作することを確認する。			
(2) 非常用動力装置	非常用発電機	非常用発電機が正常に起動することを確認する。			
	総合検査	外部電源遮断時に、非常用発電機が自動起動し、非常用設備に電源が供給されることを確認する。			
無停電電源	性能検査	無停電電源が正常に起動することを確認する。			
	総合検査	外部電源遮断時に、無停電電源より非常用設備に電源が供給されることを確認する。			

変更後

2. 警報装置、非常用動力装置の検査						
(1) 警報装置 自動火災報知設備	設備 (1) 警報装置	検査対象 自動火災報知設備	検査項目 性能検査	検査内容 警報設備が正常に作動することを確認する。	頻度 1回/月	検査責任者 設備管理部長
			(1) 警報装置	性能検査	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。
				総合検査	感知器を作動させ、警報ランプが点灯するとともに、警報が吹鳴することを確認する。	1回/年
可燃性ガス漏えい検知器	性能検査	可燃性ガス漏えい検知器	性能検査	性能検査	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。
	総合検査			総合検査	検知器に検査用ガスを吹き付け警報ランプが点灯することともに、警報が吹鳴することを確認する。	1回/年
負圧警報設備	性能検査	負圧警報設備	性能検査	性能検査	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。
	総合検査			総合検査	第1種管理区域の負圧が下がった場合、自動的に警報が作動することを確認する。	1回/年
放射性液体廃棄物施設の液面高検知警報設備	性能検査	放射性液体廃棄物施設の液面高検知警報設備	性能検査	性能検査	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。
	総合検査			総合検査	液面高検知能力が維持されており、警報動作することを確認する。	1回/年
焼結炉の冷却水圧力警報設備	性能検査	焼結炉の冷却水圧力警報設備	性能検査	性能検査	性能検査	警報設備が正常に作動することを確認する。
	総合検査			総合検査	冷却水圧力検知能力が維持されたり、警報動作することを確認する。	1回/年
(2) 非常用動力装置	非常用発電機	(2) 非常用動力装置	非常用発電機	性能検査	性能検査	非常用発電機が正常に起動することを確認する。
	総合検査			総合検査	外部電源遮断時に、非常用設備に電源が自動起動し、非常用設備に電源が供給されることを確認する。	1回/年
無停電電源	性能検査	無停電電源	性能検査	性能検査	性能検査	無停電電源が正常に起動することを確認する。
	総合検査			総合検査	外部電源遮断時に、非常用設備に電源が供給されることを確認する。	1回/年

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

設備	検査対象	検査内容		頻度	検査責任者
		検査項目	検査内容		
(1) 加工工場、廃棄物処理棟	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度測定	作業環境中のウラン濃度をエアスニフ法で測定し、作業環境空气中の放射性物質濃度が法令に定める濃度限度以下であることを確認する。	1回/年	環境安全部長
	放射線業務従事者が常時立ち入る場所	空間線量当量率測定	作業環境中の空間線量当量率を測定し、作業環境中の空間線量当量率が法令に定める線量限度以下であることを確認する。	1回/年	
第1種管理区域	負圧測定	第1種管理区域	第1種管理区域内の気圧が、建物外に対して負圧に維持されていることを確認する。	1回/年	設備管理部長
	設備内風速測定	ウランが空気中に飛散するおそれのある設備	開い式フード等の開口部で風速を測定し、風速が0.5m/秒以上あることを確認する。	1回/年	
	熱処理設備 粉末調整設備 成型設備 研磨設備 粉末保管設備 沈殿処理設備 焼却設備 分析設備 施設管理用設備 減容設備	濾過装置	性能確認	1回/年	
(2) 加工工場	インターロックを取り付けた設備	作動検査	フック交換記録等よりフックの有無を確認することもとに、フックの性能が維持されていることを確認する。事前に登録された核的制限値に適合しない場合、インターロックが作動することを確認する。	1回/年	燃料製造部長
	粉末調整設備 成型設備 研磨設備 插入・密封設備 熱処理設備 ヘリカル貯蔵設備	濾過装置	性能確認	1回/年	

3. その他施設定期自主検査を行う設備の検査

3. その他施設定期自主検査を行う設備の検査					
設備	検査対象	検査項目	検査内容	検査項目	検査内容
(1) 加工工場、廃棄物処理棟	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度測定	作業環境中のウラン濃度をエアスニフ法で測定し、作業環境空气中の放射性物質濃度が法令に定める濃度限度以下であることを確認する。	空気中の放射性物質濃度測定	作業環境中のウラン濃度をエアスニフ法で測定し、作業環境空气中の放射性物質濃度が法令に定める濃度限度以下であることを確認する。
	放射線業務従事者が常時立ち入る場所	空間線量当量率測定	作業環境中の空間線量当量率を測定し、作業環境中の空間線量当量率が法令に定める線量限度以下であることを確認する。	空間線量当量率測定	作業環境中の空間線量当量率を測定し、作業環境中の空間線量当量率が法令に定める線量限度以下であることを確認する。
第1種管理区域	負圧測定	第1種管理区域	負圧測定	負圧測定	第1種管理区域内の気圧が、建物外に対して負圧に維持されていることを確認する。
	設備内風速測定	ウランが空気中に飛散するおそれのある設備	開い式フード等の開口部で風速を測定し、風速が0.5m/秒以上あることを確認する。	設備内風速測定	開い式フード等の開口部で風速を測定し、風速が0.5m/秒以上あることを確認する。
	熱処理設備 粉末調整設備 成型設備 研磨設備 粉末保管設備 沈殿処理設備 焼却設備 分析設備 施設管理用設備 減容設備	濾過装置	性能確認	フック交換記録等よりフックの有無を確認することもとに、フックの性能が維持されていることを確認する。	
(2) 加工工場	インターロックを取り付けた設備	作動検査	フック交換記録等よりフックの有無を確認することもとに、フックの性能が維持されていることを確認する。事前に登録された核的制限値に適合しない場合、インターロックが作動することを確認する。	インターロックを取り付けた設備	事前に登録された核的制限値に適合しない場合、インターロックが作動することを確認する。
	粉末調整設備 成型設備 研磨設備 插入・密封設備 熱処理設備 ヘリカル貯蔵設備	濾過装置	性能確認	フック交換記録等よりフックの有無を確認することもとに、フックの性能が維持されていることを確認する。	

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		<p>変更なし</p> <p>別表14は省略</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)

別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係)

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力			理由
		施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	
原料貯蔵庫	濃縮度5%以下の酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	64.6トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	64.6トン	
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	23.6トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	23.6トン	(注1)
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	23.4トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	23.4トン	(注2)
	同上	18.5トン	同上	18.5トン	
燃料集合体	45トン (BWR型燃料集合体で評価) (注3)	45トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	45トン	(注1) (2.28体) (BWR型燃料集合体で評価) (注3)
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.6トン	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.6トン	
燃料棒	1.6トン (5,940本)	1.6トン	燃料棒	2.1トン	(7,920本) (注4)
燃料棒	2.1トン (7,920本)	2.1トン	酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	1.54.7トン	(注5)
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.3トン	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	2.3トン	
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.3トン	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	2.3トン	
燃料集合体及び燃料棒(一部酸化ウラン粉末の場合はあり)	100トン	100トン	燃料集合体及び燃料棒(一部酸化ウラン粉末の場合はあり)	100トン	(種類: NT-IV型、NT-V型) (個数: 256個以下) ・酸化ウラン粉末輸送物 (種類: TN-III型、NT-IX型) (個数: 126個以下)

別表15 核燃料物質の最大貯蔵数量(第70条関係)

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力			理由
		施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	
原料貯蔵庫	濃縮度5%以下の酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	64.6トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	64.6トン	
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	23.6トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	23.6トン	(注1)
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	23.4トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	23.4トン	(注2)
	同上	18.5トン	同上	18.5トン	
燃料集合体	45トン (BWR型燃料集合体で評価) (注3)	45トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	45トン	(注1) (2.28体) (BWR型燃料集合体で評価) (注3)
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	
	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	酸化ウラン粉末、二酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	0.3トン	
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.6トン	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.6トン	
燃料棒	1.6トン (5,940本)	1.6トン	燃料棒	2.1トン	(7,920本) (注4)
燃料棒	2.1トン (7,920本)	2.1トン	酸化ウラン粉末及び二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	1.54.7トン	(注5)
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.3トン	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	2.3トン	
	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン	2.3トン	二酸化ウラン粉末、天然ガラクトン及び劣化ガラクトン	2.3トン	
燃料集合体及び燃料棒(一部酸化ウラン粉末の場合はあり)	100トン	100トン	燃料集合体及び燃料棒(一部酸化ウラン粉末の場合はあり)	100トン	(種類: NT-IV型、NT-V型) (個数: 256個以下) ・酸化ウラン粉末輸送物 (種類: TN-III型、NT-IX型) (個数: 126個以下)

変更の理由(3)
設備の撤去に伴い、
加工工場組立室の燃
料棒の数量を削除す
る。

変更前(平成30年12月3日付け認可)				変更後				理由
燃料集合体	88トントウ	燃料集合体	88トントウ	燃料集合体	88トントウ	燃料集合体	88トントウ	
(438体(BWR型燃料集合体) (注6))		(438体(BWR型燃料集合体) (注6))		(438体(BWR型燃料集合体) (注6))		(438体(BWR型燃料集合体) (注6))		

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>(注1) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、原料貯蔵棚の北側1列の原料貯蔵棚の西側16～18行のうち最下段の範囲に限定して最大0.3トントリードする。</p> <p>(注2) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、各ペレット貯蔵棚の全行のうち最下段から2段目までの範囲に限定して最大3トントリードする。</p> <p>(注3) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、集合体貯蔵棚に最大2.2トントリードする。</p> <p>(注4) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、各燃料棒保管棚の全行のうち最下段から6段目までの範囲に限定して最大1.1トントリードする。</p> <p>(注5) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、原料貯蔵棚の北側2列の原料貯蔵棚の全行のうち最下段から7段目までの範囲に限定して最大2.2トントリードする。</p> <p>(注6) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、地下式集合体貯蔵庫に最大88トントリードする。</p>	<p>(注1) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、原料貯蔵棚の北側1列の原料貯蔵棚の西側16～18行のうち最下段の範囲に限定して最大0.3トントリードする。</p> <p>(注2) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、各ペレット貯蔵棚の全行のうち最下段から2段目までの範囲に限定して最大3トントリードする。</p> <p>(注3) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、集合体貯蔵棚に最大2.2トントリードする。</p> <p>(注4) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、各燃料棒保管棚の全行のうち最下段から6段目までの範囲に限定して最大1.1トントリードする。</p> <p>(注5) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、原料貯蔵棚の北側2列の原料貯蔵棚の全行のうち最下段から7段目までの範囲に限定して最大2.2トントリードする。</p> <p>(注6) [.....]における再生濃縮ウランの貯蔵は、地下式集合体貯蔵庫に最大88トントリードする。</p>	

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 別表16～別表17は省略

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

別表18 保安に関する記録(第4条、第73条、第98条関係)

1. 加工規則第7条に基づく記録				
記 録	監 督 事 項	記録すべき場合	保 存 期 間	保管責任者
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長	環境安全部長
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長	環境安全部長
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後5年が経過するまでの期間	設備を管理する担当部長	設備を管理する担当部長
2. 放射線管理記録				
イ 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度	1日間の平均濃度 3ヶ月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	10年間 10年間	環境安全部長
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線による1週間の線量当量	毎週1回	10年間	環境安全部長	環境安全部長
管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度	毎週1回	10年間	環境安全部長	環境安全部長
並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	環境安全部長	環境安全部長
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子放射線業務従事者は(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長等に書面で申し出た者を除く。)の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回	5年間	注①	環境安全部長
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	5年間	注①	原子力規制委員会が定める5年間において毎年5年間の線量
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した当該期間の線量	その都度	5年間	注①	その都度
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	5年間	注①	その者が当該業務に就く時

注① 「その記録に係る者が従事者でなくなつた場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。

別表18 基づく記録 (第4条、第73条、第98条関係)				
1. 加工規則第7条に基づく記録				
1. 加工施設の検査記録	記 録	監 督 事 項	記録すべき場合	理 由
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長	環境安全部長
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長	環境安全部長
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後5年が経過するまでの期間	設備を管理する担当部長	設備を管理する担当部長
2. 放射線管理記録				
イ 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度	1日間の平均濃度 3ヶ月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	10年間 10年間	環境安全部長
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線による1週間の線量当量	毎週1回	10年間	環境安全部長	環境安全部長
管理区域における空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度	毎週1回	10年間	環境安全部長	環境安全部長
並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	環境安全部長	環境安全部長
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子放射線業務従事者は(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長等に書面で申し出た者を除く。)の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回	5年間	注①	環境安全部長
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	5年間	注①	原子力規制委員会が定める5年間において毎年5年間の線量
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した当該期間の線量	その都度	5年間	注①	その都度
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	5年間	注①	その者が当該業務に就く時

注① 「その記録に係る者が従事者でなくなつた場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。

変更前(平成30年12月3日付け認可)				変更後			
記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
ト 工場又は事業所の外において運搬したに使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	燃料製造部長	ト 工場又は事業所の外において運搬したに使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	燃料製造部長
チ 廃棄施設に保管整備した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類、数量、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管整備の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長	チ 廃棄施設に保管整備した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合は当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管整備の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長
リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合にはその方法	封入または容器に固型化の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長	リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合にはその方法	封入または容器に固型化の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長
3. 操作記録	イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別挿入量	挿入の都度(連続式にあっては連続して)	設備を管理する担当部長	3. 操作記録	イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別挿入量	挿入の都度(連続式にあっては連続して)	設備を管理する担当部長
	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 ^②	連続して	設備を管理する担当部長		ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 ^②	連続して	設備を管理する担当部長
	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を管理する担当部長		ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を管理する担当部長
	二 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を管理する担当部長		二 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を管理する担当部長
	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 ^③	設備を管理する担当部長		ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 ^③	設備を管理する担当部長
4. 保守記録	イ 加工施設の巡回及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備管理部長	4. 保守記録	イ 加工施設の巡回及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備管理部長
	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長		ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長
5. 加工施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の時	1年間	設備管理部長	5. 加工施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の時	1年間	設備管理部長
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	1年間	設備管理部長		ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	1年間	設備管理部長
	ハ 事故の原因	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長		ハ 事故の原因	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長
	ニ 事故後の処置	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長		ニ 事故後の処置	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長

注② 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。

注③ 排風機のように、加工設備以外の設備であつて連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であつて自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。

注④ 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。

注⑤ 排風機のように、加工設備以外の設備であつて連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であつて自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。

変更前(平成30年12月3日付け認可)					変更後				
記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者		記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	理由
6. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して 連続して 連続して	10年間 10年間 10年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長		6. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して 連続して 連続して	10年間 10年間 10年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	変更の理由(1) 業務管理部長の教育・訓練に関する業務を環境安全管理部長に移管する。
7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	3年間 3年間 3年間	業務管理部長 業務管理部長 業務管理部長		7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	3年間 3年間 3年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	
8. 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に記載、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)注④	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長(第8条及び第13条に係る記録)			8. 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に記載、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)注④	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長(第8条及び第13条に係る記録)	
9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果					9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果				
イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果 (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度 評価の都度 評価の都度	加工規則第7条第7項 加工規則第7条第7項 加工規則第7条第7項 に定める期間 に定める期間 に定める期間	各部長 各部長 各部長		イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果 (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度 評価の都度 評価の都度	加工規則第7条第7項 加工規則第7条第7項 加工規則第7条第7項 に定める期間 に定める期間 に定める期間	各部長 各部長 各部長	
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	加工規則第7条第7項 加工規則第7条第7項 に定める期間 に定める期間	各部長 各部長		ハ 前記ロの技術的な評価に基づき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	加工規則第7条第7項 加工規則第7条第7項 に定める期間 に定める期間	各部長 各部長	
注④ 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に記載、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録(第8条) (2) 教育・訓練の記録(第23条第3項(2)、第23条第4項(2)及び第24条) (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録。(第12条) (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認(第12条)、又は補修・改修後の機能確認試験の記録(第63条、第64条) (5) 設計変更及びそのレビューの記録(第12条) (6) 供給者の評価と必要とした処置の記録(第12条) (7) 組織外の所有物に関する記録(第11条) (8) 計量標準の記録(第61条) (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録(第61条) (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条) (11) 不適合の処置の結果の記録(第14条) (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録(第15条)									

変更前 (平成30年12月3日付け認可)		変更後		理由
2. 操作管理に用いる記録		2. 操作管理に用いる記録		
記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	
(1) 管理区域の設定、解除の状況	同一事項に関する次の都度 設定、解除の都度 設定又は変更のときまでの期間	同一事項に関する次の都度 設定、解除の都度 設定又は変更のときまでの期間	環境安全部長 同一事項に関する次の都度 設定、解除の都度 設定又は変更のときまでの期間	環境安全部長 同一事項に関する次の都度 設定、解除の都度 設定又は変更のときまでの期間
(2) 第99条第1項4号、第1項5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度 加工規則第7条第7項 に定める期間	その都度 加工規則第7条第7項 に定める期間	環境安全部長 加工規則第7条第7項 に定める期間	環境安全部長 加工規則第7条第7項 に定める期間
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度 5年間	開催の都度 5年間	安全管理グループ長 安全管理グループ長	安全管理グループ長 安全管理グループ長

変更前(平成30年12月3日付け認可)		別表19 規則、基準リスト		別表19 規則、基準リスト		変更後		
区分	条項	文書名	文書番号	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号
第1章 総則	規則 第3条の2	安全文化醸成実施規則	平成-2006	第1章 総則	規則 第3条の2	二	安全文化醸成実施規則	平成-2006
第2章 保安管理体制	規則 第4条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	平成-2001	第2章 保安管理体制	規則 第4条	第3条、第5条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	平成-2001
	第4条	マネジメントレビュー実施規則	平成-2002		第4条	第8条、第9条、第10条	マネジメントレビュー実施規則	平成-2002
	第4条	品質・安全目標の指導、調整規則	平成-2003		第4条	二	品質・安全管理室長の指導、調整規則	平成-2003
	第4条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	平成-2004		第4条	第6条、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	平成-2004
	第4条	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	平成-2005		第4条	二	保安に係わる文書管理制度(品質・安全管理室)	安管-200003
第2章 保安管理体制	基準 第4条	保安に係わる文書管理制度(品質・安全管理室)	安管-200003	第2章 保安管理体制	基準 第4条	二	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	平成-2004
	第13条	保安内部監査基準	安管-200002		第13条	二	保安に係わる文書管理制度(品質・安全管理室)	安管-200003
	第11条	安全作業基準	S-000001		第11条	二	保安内部監査基準	安管-200002
	第11条	放射線管理基準	S-000002		第11条	二	安全作業基準	S-000001
	第11条	臨界管理基準	S-000003		第11条	二	放射線管理基準	S-000002
	第11条	核燃料搬入基準	S-000004		第11条	二	臨界管理基準	S-000003
	第11条	事故対策基準	S-000005		第11条	二	核燃料搬入基準	S-000004
	第11条	文書及び記録の管理基準	S-000010		第11条	二	事故対策基準	S-000005
	第11条	調達管理基準	S-000011		第11条	二	文書及び記録の管理基準	S-000010
	第11条	第12条			第11条	二	調達管理基準	S-000011
	第11条	第14条			第11条	二	評価・改善基準	S-000013
	第15条	第15条の2			第11条	二	評価・改善基準	S-000013
	第11条	保安教育基準	S-000014		第11条	二	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000015
	第11条	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000015		第11条	二	施設の操作基準(環境安全部)	S-000017
	第11条	施設の操作基準(設備管理部)	S-000017		第11条	二	施設の操作基準(設備管理部)	S-000018
	第11条	施設の操作基準(品質保証部)	S-000018		第11条	二	施設の操作基準(品質保証部)	S-000019
	第11条	施設の操作基準(品質保証部)	S-000019		第11条	二	施設定期自主検査基準(環境安全部)	S-000022
	第11条	施設定期自主検査基準(燃料製造部)	S-000022		第11条	二	施設定期自主検査基準(設備管理部)	S-000025
	第11条	施設定期自主検査基準(環境安全部)	S-000024		第11条	二	施設定期自主検査基準(品質保証部)	S-000026
	第11条	施設定期自主検査基準(設備管理部)	S-000025		第11条	二	施設定期自主検査基準(品質保証部)	S-000027
	第11条	施設定期自主検査基準(品質保証部)	S-000026		第11条	二	定期評価基準	S-000028
	第11条	補修及び改造基準	S-000027		第11条	二	定期評価基準	S-000029
	第11条	定期評価基準	S-000028		第21条	二	核燃料安全委員会基準	S-000032
	第21条	核燃料安全委員会基準	S-000032		第21条	二	核燃料安全委員会基準	S-000032

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

別表19 規則、基準リスト(つづき)

区分	条項	文書名	文書番号
第6章 保守管理	第58条 基準	施設定期自主検査基準(燃料製造部)	S-000022
	第58条 基準	施設定期自主検査基準(環境安全部)	S-000024
	第58条 基準	施設定期自主検査基準(設備管理部)	S-000025
	第58条 基準	施設定期自主検査基準(品質保証部)	S-000026
	第58条 基準	補修及び改修基準	S-000027
	第66条 基準	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000004
	第66条 基準	施設の操作基準(環境安全部)	S-000015
	第66条 基準	施設の操作基準(設備管理部)	S-000017
	第66条 基準	施設の操作基準(品質保証部)	S-000018
	第66条 基準	施設の操作基準(品保部)	S-000019
第8章 放射性廃棄物管理	第71条 基準	放射線管理基準	S-000002
	第71条 基準	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000015
第9章 初期消火活動	第76条 基準	事故対策基準	S-000005
	第76条 基準	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033
第10章 非常時の措置	第81条 基準	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	S-000005
	第92条 基準	定期評価基準	S-000034
第11章 定期評価	第95条 基準	文書及び記録の管理基準	S-000028
第12章 記録及び報告	第98条 基準		S-000010

変更後

別表19 規則、基準リスト(つづき)

区分	条項	文書名	文書番号
第6章 保守管理	第58条 基準	施設定期自主検査基準(燃料製造部)	S-000022
	第58条 基準	施設定期自主検査基準(環境安全部)	S-000024
	第58条 基準	施設定期自主検査基準(設備管理部)	S-000025
	第58条 基準	施設定期自主検査基準(品質保証部)	S-000026
	第58条 基準	補修及び改修基準	S-000027
	第66条 基準	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000004
	第66条 基準	施設の操作基準(環境安全部)	S-000015
	第66条 基準	施設の操作基準(設備管理部)	S-000017
	第66条 基準	施設の操作基準(品質保証部)	S-000018
第7章 核燃料物質の管理	第66条 基準	核燃料物質の管理	S-000027
	第7章 基準	核燃料物質の管理	S-000004
	第66条 基準	核燃料運搬基準	S-000015
	第66条 基準	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000017
	第66条 基準	施設の操作基準(環境安全部)	S-000018
	第66条 基準	施設の操作基準(設備管理部)	S-000019
第8章 放射性廃棄物管理	第71条 基準	放射性廃棄物管理	S-000002
	第71条 基準	放射線管理基準	S-000002
	第71条 基準	施設の操作基準(燃料製造部)	S-000015
	第71条 基準	施設の操作基準(環境安全部)	S-000015
	第71条 基準	施設の操作基準(設備管理部)	S-000015
	第71条 基準	施設の操作基準(品質保証部)	S-000015
第9章 初期消火活動	第76条 基準	事故対策基準	S-000005
	第76条 基準	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033
第10章 非常時の措置	第81条 基準	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	S-000005
	第92条 基準	定期評価基準	S-000034
第11章 定期評価	第95条 基準	文書及び記録の管理基準	S-000028
第12章 記録及び報告	第98条 基準		S-000010
第10章 非常時の措置	第81条 基準	第82条～第91条、第91条の2、第93条、第94条、第99条	S-000005
		事故対策基準	S-000034
第11章 定期評価	第95条 基準	第96条、第97条	S-000028
第12章 記録及び報告	第98条 基準	文書及び記録の管理基準	S-000010

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		<p>別図には省略 変更なし</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
添付1　火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る 実施方針	添付1　火災及び爆発、内部溢水、その他自然現象対応に係る 実施方針	

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針</p> <p>本「実施方針」は、火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象が発生した場合に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。所長は、以下の実施内容を基準に定める。</p> <p>1 火災及び爆発</p> <p>火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。</p> <p>1.1 要員の配置</p> <p>所長は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を以下とのおり配置する。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生に対する体制と同じである。</p> <p>(1) 初動対応要員</p> <p>所長は、夜間及び休日ににおいても、初期消火等の初動対応にあたるために事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保する。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>所長は、第83条及び添付2に定める東海事業所防災組織の救護・消防係の下に自衛消防隊を設ける。自衛消防隊には消防隊、救出救助隊、支援隊を置き、消防隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救助隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。自衛消防隊として、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消防隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p><u>環境安全管理部長</u>は、該当する要員に対して、初期消火に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>(1) 設備管理部長は、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速確実に行うために、「消防法」で定める数以上の粉末消火器を配備する。屋外消火設備として、屋外消火栓、可搬消防ポンプを配備する。自動火災報知設備、屋外消火栓及び可搬消防ポンプに対して、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>(2) 環境安全管理部長は、消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスクを設置する。設備管理部長は、投光器を設置する。</p>	<p>火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針</p> <p>本「実施方針」は、火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象が発生した場合に對処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。所長は、以下の実施内容を基準に定める。</p> <p>1 火災及び爆発</p> <p>火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。</p> <p>1.1 要員の配置</p> <p>所長は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を以下とのおり配置する。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生に対する体制と同じである。</p> <p>(1) 初動対応要員</p> <p>所長は、夜間及び休日においても、初期消火等の初動対応にあたるために事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保する。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>所長は、第83条及び添付2に定める東海事業所防災組織の救護・消防係の下に自衛消防隊を設ける。自衛消防隊には消防隊、救出救助隊、支援隊を置き、消防隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救助隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。自衛消防隊として、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消防隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p><u>環境安全管理部長</u>は、該当する要員に対して、初期消火に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>(1) 設備管理部長は、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速確実に行うために、「消防法」で定める数以上の粉末消火器を配備する。屋外消火設備として、屋外消火栓、可搬消防ポンプを配備する。自動火災報知設備、屋外消火栓及び可搬消防ポンプに対して、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>(2) 環境安全管理部長は、消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスクを設置する。設備管理部長は、投光器を設置する。</p>	<p>変更の理由(1) 業務管理部長の教育・訓練に関する業務を環境安全管理部長に移管する。</p> <p>変更の理由(2) 所長は、第83条及び添付2に定める東海事業所防災組織の救護・消防係の下に自衛消防隊を設ける。自衛消防隊には消防隊、救出救助隊、支援隊を置き、消防隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救助隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。自衛消防隊として、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消防隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p><u>環境安全管理部長</u>は、該当する要員に対して、初期消火に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>(1) 設備管理部長は、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速確実に行うために、「消防法」で定める数以上の粉末消火器を配備する。屋外消火設備として、屋外消火栓、可搬消防ポンプを配備する。自動火災報知設備、屋外消火栓及び可搬消防ポンプに対して、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>(2) 環境安全管理部長は、消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスクを設置する。設備管理部長は、投光器を設置する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
<p>1.4 手順書の整備 業務管理部長は、火災及び爆発発生時ににおける加工施設の保全のための活動を行ったために必要な体制の整備として、以下の活動を手順書に定める。</p> <p>(1) 火災及び爆発の影響防止 ア 燃料製造部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる焼結炉の出入口、排気口においては、付近に可燃物を配置しない管理を行う。</p> <p>イ 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部などからの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内にオイルが確認された場合は拭き取りなどを行う。</p> <p>ウ 設備管理部長は、加工施設各室に、屋外消火栓による消防活動が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを設ける。</p> <p>エ 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p> <p>(2) ジルカロイの加工くずの管理 ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するため(約100g/1日(作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な金属消火器、乾燥砂(消火用)を配置する。</p> <p>イ 燃料製造部長及び品質保証部長は、発生したジルカロイの加工くずを、作業場所において金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所において水没させて保管する管理を行う。</p> <p>(3) その他の可燃物の管理 ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、ワラン粉未を不燃材であるステンレス鋼製の保管容器(粉末缶)に収容した状態で保管、運搬などの取扱いを行う。</p> <p>イ 設備管理部長は、事業所内の危険物を「消防法」の許可を受けている危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設(建物)に持ち込み、転倒防止対策された金属製の保管庫に施錠保管する管理を行う。</p> <p>ウ 各部長は、可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守及び注意喚起の掲示等に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p> <p>また、管理区域内では火氣の使用を、可能な限り制限して管理する。</p>	<p>1.4 手順書の整備 環境安全部長は、火災及び爆発発生時ににおける加工施設の保全のための活動を行ったために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 火災及び爆発の影響防止 ア 燃料製造部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる焼結炉の出入口、排気口においては、付近に可燃物を配置しない管理を行う。</p> <p>イ 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部などからの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内にオイルが確認された場合は拭き取りなどを行う。</p> <p>ウ 設備管理部長は、加工施設各室に、屋外消火栓による消防活動が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを設ける。</p> <p>エ 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p> <p>(2) ジルカロイの加工くずの管理 ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するため(約100g/1日(作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な金属消火器、乾燥砂(消火用)を配置する。</p> <p>イ 燃料製造部長及び品質保証部長は、発生したジルカロイの加工くずを、作業場所において金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所において水没させて保管する管理を行う。</p> <p>(3) その他の可燃物の管理 ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、ワラン粉未を不燃材であるステンレス鋼製の保管容器(粉末缶)に収容した状態で保管、運搬などの取扱いを行う。</p> <p>イ 設備管理部長は、事業所内の危険物を「消防法」の許可を受けている危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設(建物)に持ち込み、転倒防止対策された金属製の保管庫に施錠保管する管理を行う。</p> <p>ウ 各部長は、可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守及び注意喚起の掲示等に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p> <p>また、管理区域内では火氣の使用を、可能な限り制限して管理する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
		変更なし

2 内部溢水は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>3 火山活動（降灰）及び積雪 火山活動（降灰）及び積雪発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。なお、以下に示す火山活動（降灰）に対する措置は、加工施設の建物が過去の月最深積雪を想定しても十分に耐える設計であるため、積雪の重量が発生した場合においても同様とする。</p> <p>3.1 要員の配置 各部長は、火山活動（降灰）発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 各部長は、該当する要員に対して、火山活動（降灰）発生時に開する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 <u>業務管理部長</u>は、火山活動（降灰）発生時に必要な防護具や資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 所長は、想定される地理的領域外の火山活動（降灰）に対して加工施設の保全のための活動を行ったために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 核燃料物質を内包する施設は、加工施設で落下火碎物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。 イ 必要に応じて加工設備本体及び気体排気設備を停止する措置を講じる。</p>	<p>3 火山活動（降灰）及び積雪 火山活動（降灰）及び積雪発生時ににおける加工施設の保全のための活動を以下に示す。なお、以下に示す火山活動（降灰）に対する措置は、加工施設の建物が過去の月最深積雪を想定しても十分に耐える設計であるため、積雪の重量が発生した場合においても同様とする。</p> <p>3.1 要員の配置 各部長は、火山活動（降灰）発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 各部長は、該当する要員に対して、火山活動（降灰）発生時に開する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 <u>環境安全部長</u>は、火山活動（降灰）発生時に必要な防護具や資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 所長は、想定される地理的領域外の火山活動（降灰）に対して加工施設の保全のための活動を行ったために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 核燃料物質を内包する施設は、加工施設で落下火碎物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。 イ 必要に応じて加工設備本体及び気体排気設備を停止する措置を講じる。</p>	<p>変更の理由(1) 業務管理部長の資機材の配備に関する業務を環境安全部長に移管する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>4 竜巻 竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 竜巻情報の監視要員 業務管理部長は、竜巻情報の監視、通報連絡要員として、1名以上を加工施設に常駐させる。 (2) 竜巻対策要員 業務管理部長は、竜巻襲来が想定される段階の竜巻対策要員として、2名以上を加工施設に常駐させる。 また、複数工場での対策が想定される場合は、各工場に1名以上の対策要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、該当する要員に対して、竜巻防護に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。環境安全部長は、資機材倉庫について、損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等とし、地面に固縛する。また固縛の方法は、F3 竜巻で浮き上がりならない設置物(コンクリート)に固縛するものとする。</p> <p>4.4 手順書の整備 所長は、竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>4.4.1 竜巻襲来が想定される場合の対応 竜巻発生時の防護対策は、迅速に実施する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。竜巻襲来が想定される警戒態勢の段階においては、以下に定める竜巻発生時の防護対策を実施する。</p> <p>(1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)へ連絡する。 ア 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)へ連絡する。 イ 業務管理部長(夜間及び休日は宿日直者)は、直ちに事業所内放送によって対応の開始を指示する。 ウ 各部長は、採るべき措置の事前準備作業を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。</p> <p>エ 対策要員は、固縛が必要な設備について、固縛箇所を事前に確認する。</p> <p>オ 対策要員は、構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示し連絡先を確認する。</p> <p>カ 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報の監視結果を業務管理部長(夜間及び休日は宿日直者)に連絡する。環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)は、必要に応じて、注意喚起の解除を発令する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 竜巻情報の監視要員 環境安全部長は、竜巻情報の監視、通報連絡要員として、1名以上を加工施設に常駐させる。 (2) 竜巻対策要員 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階の竜巻対策要員として、2名以上を加工施設に常駐させる。 また、複数工場での対策が想定される場合は、各工場に1名以上の対策要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、該当する要員に対して、竜巻防護に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。環境安全部長は、資機材倉庫について、損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等とし、地面に固縛する。また固縛の方法は、F3 竜巻で浮き上がりならない設置物(コンクリート)に固縛するものとする。</p> <p>4.4 手順書の整備 所長は、竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の保全のための活動を行ったために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>4.4.1 竜巻発生時の防護対策は、迅速に実施する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。竜巻襲来が想定される警戒態勢の段階においては、以下に定める竜巻発生時の防護対策を実施する。</p> <p>(1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)へ連絡する。 ア 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)へ連絡する。 イ 業務管理部長(夜間及び休日は宿日直者)は、直ちに事業所内放送によって対応の開始を指示する。 ウ 各部長は、採るべき措置の事前準備作業を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。</p> <p>エ 対策要員は、固縛が必要な設備について、固縛箇所を事前に確認する。</p> <p>オ 対策要員は、構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示し連絡先を確認する。</p> <p>カ 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報の監視結果を環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)に連絡する。環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)は、必要に応じて、注意喚起の解除を発令する。</p>	<p>4 竜巻 竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 竜巻情報の監視要員 業務管理部長は、竜巻情報の監視、通報連絡要員として、1名以上を加工施設に常駐させる。 (2) 竜巻対策要員 業務管理部長は、竜巻対策要員として、2名以上を加工施設に常駐させる。 また、複数工場での対策が想定される場合は、各工場に1名以上の対策要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、該当する要員に対して、竜巻防護に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。環境安全部長は、資機材倉庫について、損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等とし、地面に固縛する。また固縛の方法は、F3 竜巻で浮き上がりならない設置物(コンクリート)に固縛するものとする。</p> <p>4.4 手順書の整備 所長は、竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の保全のための活動を行ったために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>4.4.1 竜巻発生時の防護対策は、迅速に実施する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。竜巻襲来が想定される警戒態勢の段階においては、以下に定める竜巻発生時の防護対策を実施する。</p> <p>(1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)へ連絡する。 ア 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)へ連絡する。 イ 業務管理部長(夜間及び休日は宿日直者)は、直ちに事業所内放送によって対応の開始を指示する。 ウ 各部長は、採るべき措置の事前準備作業を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。</p> <p>エ 対策要員は、固縛が必要な設備について、固縛箇所を事前に確認する。</p> <p>オ 対策要員は、構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示し連絡先を確認する。</p> <p>カ 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報の監視結果を環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)に連絡する。環境安全部長(夜間及び休日は宿日直者)は、必要に応じて、注意喚起の解除を発令する。</p>	<p>変更の理由(1) 業務管理部長の要員配置に關する業務を環境安全部長に移管する。</p> <p>変更の理由(2) 竜巻による飛散防止を考慮した資機材倉庫(コンテナ)の設置に係る規定を追加する。また管理者及び固縛の方法を明確にする。</p> <p>変更の理由(1) 業務管理部長の連絡、対応の指示及び注意喚起の解除に関する業務を環境安全部長に移管する。</p> <p>変更の理由(1) 業務管理部長の連絡、対応の指示及び注意喚起の解除に関する業務を環境安全部長に移管する。</p> <p>変更の理由(1) 業務管理部長の連絡、対応の指示及び注意喚起の解除に関する業務を環境安全部長に移管する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	
(2) 警戒態勢 本加工施設から30kmの範囲内で巻き発生確度ナウキヤスト発生確度1、かつ雷ナウキヤスト活動度3が発表され、降水ナウキヤストにより降水強度50mm/h以上が確認された場合、以下の対応を実施する。 <u>業務管理部長</u> ア 対策要員は、直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。 イ 対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ウ 固縛が必要な燃料棒溶接工程、燃料棒検査工程、集合体組立工程は作業を中止し、固縛用ベルトによつて燃料棒及び設備を固縛する。 エ 対策要員は、集合体搬送工程において、運搬中の燃料集合体を集合体貯蔵施設まで運搬し、燃料集合体を設備内に収納し、治具で固定する。 オ 対策要員は、燃料集合体を治具に固定して実施する集合体検査工程において、設備を停止する。 カ 対策要員は、廃棄物処理工程において、放射性廃棄物をドラム缶に収納し、固縛用ベルトにより固縛を行い、飛散防止処置を講じる。 キ 対策要員は、取扱い中のドラム缶は作業を中止して床置きしているドラム缶をネスチナーに収納し、これを固縛用ベルトにより固縛済みのネスチナーに水平に連結し固定する。また、取扱い中のドラム缶を除くドラム缶は、第73条第3項の処置をあらかじめ講じる。	(2) 警戒態勢 本加工施設から30kmの範囲内で巻き発生確度ナウキヤスト発生確度1、かつ雷ナウキヤスト活動度3が発表され、降水ナウキヤストにより降水強度50mm/h以上が確認された場合、以下の対応を実施する。 <u>環境安全部長</u> ア 対策要員は、直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。 イ 対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ウ 固縛が必要な燃料棒溶接工程、燃料棒検査工程、集合体組立工程は作業を中止し、固縛用ベルトによつて燃料棒及び設備を固縛する。 エ 対策要員は、集合体搬送工程において、運搬中の燃料集合体を集合体貯蔵施設まで運搬し、燃料集合体を設備内に収納し、治具で固定する。 オ 対策要員は、燃料集合体を治具に固定して実施する集合体検査工程において、設備を停止する。 カ 対策要員は、廃棄物処理工程において、放射性廃棄物をドラム缶に収納し、固縛用ベルトにより固縛を行い、飛散防止処置を講じる。 キ 対策要員は、取扱い中のドラム缶は作業を中止して床置きしているドラム缶をネスチナーに収納し、これを固縛用ベルトにより固縛済みのネスチナーに水平に連結し固定する。また、取扱い中のドラム缶を除くドラム缶は、第73条第3項の処置をあらかじめ講じる。
5 地震 地震発生時ににおける加工施設の保全のための活動を以下に示す。	5 地震 地震発生時ににおける加工施設の保全のための活動を以下に示す。
5.1 要員の配置 設備管理部長は、地震発生時ににおける必要な要員を配置する。	5.1 要員の配置 設備管理部長は、該当する要員に対して、地震発生時に実施する教育訓練を定期的に実施する。
5.2 教育訓練の実施 設備管理部長は、該当する要員に対して、地震発生時に実施する教育訓練を定期的に実施する。	5.2 教育訓練の実施 設備管理部長は、該当する要員に対して、地震発生時に実施する教育訓練を定期的に実施する。
5.3 資機材の配備 業務管理部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。	5.3 資機材の配備 環境安全部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。
5.4 手順書の整備 地震発生時の加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 設備管理部長は、発生した地震が事業所に設置した震度計で震度4以上又は茨城県震度計の東海村震度が震度4以上の場合は、工務係長が実施する加工施設の点検を行いう手順を定める。 イ 設備管理部長は、発生した地震が震度5弱以上の場合は、緊急遮断用の手動ハルブを閉止する手順を定める。	5.4 手順書の整備 業務管理部長の対応の開始を指示する。の指示に関する業務の指示を実施する。を環境安全部長に移管する。

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	
<p>6 外部火災 外部火災発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。なお、要員の配置は1.1項、教育訓練の実施は1.2項、資機材の配備は1.3項を適用する。</p> <p>6.1 手順書の整備 業務管理部長は、外部火災発生時の加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 業務管理部長は、想定する外部火災（森林火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が大きな損傷を受けないために、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。 イ 業務管理部長は、森林火災発生時の影響を防止するため、森林境界と評価対象施設の間の敷地内の草木を伐採して管理することにより、想定火災源に対して、加工施設までの離隔距離を危険距離以上に維持する。 ウ 業務管理部長は、森林火災発生時において自衛消防隊は評価対象施設は評価対象施設に駆けつけて予備的放水を行うことにより、評価対象施設の外壁への延焼を防止する。 エ 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給排気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p> <p>7 生物学的影響 生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。</p> <p>7.1 手順書の整備 設備管理部長は、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とするとともに、給気口のフィルタの定期的な点検、清掃、交換を実施する。 イ 万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない状態を維持する。</p>	<p>6 外部火災 外部火災発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。なお、要員の配置は1.1項、教育訓練の実施は1.2項、資機材の配備は1.3項を適用する。</p> <p>6.1 手順書の整備 環境安全部長は、外部火災発生時の加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 環境安全部長は、想定する外部火災（森林火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が大きな損傷を受けないために、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。 イ 環境安全部長は、森林火災発生時の影響を防止するため、森林境界と評価対象施設の間の敷地内の草木を伐採して管理することにより、想定火災源に対して、加工施設までの離隔距離を危険距離以上に維持する。 ウ 環境安全部長は、森林火災発生時において自衛消防隊は評価対象施設に駆けつけて予備的放水を行うことにより、評価対象施設の外壁への延焼を防止する。 エ 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給排気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p> <p>7 生物学的影響 生物学的事象発生時における加工施設の保全のための活動を以下に示す。</p> <p>7.1 手順書の整備 設備管理部長は、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とするとともに、給気口のフィルタの定期的な点検、清掃、交換を実施する。 イ 万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない状態を維持する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後	理由
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る 実施方針</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る 実施方針</p>	

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	理由
<p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>本「実施方針」は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊が発生した場合（設計基準事故を含む）に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。</p> <p>1 重大事故に至るおそれがある事故発生時の対策</p> <p>(1) 所長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合及び大規模損壊が発生した場合、財産（設備等）保護よりも安全を優先して加工施設の保全のための活動を行わせる。</p> <p>(2) 所長は、以下に示す実施内容を基準に定める。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>所長は、以下のとおり、事業所対策本部、実施組織及び支援組織から構成される実施組織及び支援組織に對して技術的助言を行い実施組織が対応に専念できる環境を整える支援組織から構成する東海事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。添2の図1に東海事業所防災組織図を示す。</p> <p>ア 所長は、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために事業所内に常駐する初動対応要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する初動対応要員を6名確保する。</p> <p>イ 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消防係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報第1係、情報第2係、總務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。また、所長は、自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消防係の下に設ける。自衛消防隊には消防隊、救出救護隊、支援隊を置き、消防隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。添2の表1に東海事業所防災組織の対策本部員、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>ウ 所長は、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する初動対応要員とともにに消防活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消防隊に属する緊急消防班として編成する。</p> <p>エ 所長は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>オ 業務管理部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備するとともに、通報に関する体制を整備する。</p> <p>カ 業務管理部長は、事故対応において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のワークシナリオによる要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p>	<p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>本「実施方針」は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊が発生した場合（設計基準事故を含む）に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。</p> <p>1 重大事故に至るおそれがある事故発生時の対策</p> <p>(1) 所長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合及び大規模損壊が発生した場合、財産（設備等）保護よりも安全を優先して加工施設の保全のための活動を行わせる。</p> <p>(2) 所長は、以下に示す実施内容を基準に定める。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>所長は、以下のとおり、事業所対策本部、実施組織及び支援組織から構成される実施組織及び支援組織に對して技術的助言を行い実施組織が対応に専念できる環境を整える支援組織から構成する東海事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。添2の図1に東海事業所防災組織図を示す。</p> <p>ア 所長は、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために事業所内に常駐する初動対応要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する初動対応要員を6名確保する。</p> <p>イ 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消防係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報第1係、情報第2係、總務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。また、所長は、自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消防係の下に設ける。自衛消防隊には消防隊、救出救護隊、支援隊を置き、消防隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。添2の表1に東海事業所防災組織の対策本部員、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>ウ 所長は、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する初動対応要員とともにに消防活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消防隊に属する緊急消防班として編成する。</p> <p>エ 所長は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>オ 業務管理部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備するとともに、通報に関する体制を整備する。</p> <p>カ 業務管理部長は、事故対応において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のワークシナリオによる要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p>

変更前(平成30年12月3日付け認可)		変更後				
理由						
1.2 教育訓練の実施 業務管理部長は、教育・訓練において、ランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識及び資機材の使用にに関する習熟度の向上を図る。 所長は、東海事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて定期的(年1回以上)に実施する。	ア 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする消火、救出教護、通報連絡活動、環境モニタリング等に関する個別訓練を定期的(年1回以上)に実施する。個別訓練では、年に1回以上火災の複数同時発生を想定する。	イ 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする消火、救出教護、通報連絡活動、環境モニタリング等に関する個別訓練を定期的(年1回以上)に実施する。個別訓練では、年に1回以上火災の複数同時発生を想定する。	ウ 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、夜間及び休日を含み、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。			
業務管理部長は、訓練結果を踏まえて、必要に応じて上記の訓練内容を改善する。	エ 業務管理部長は、訓練結果を踏まえて、必要に応じて上記の訓練内容を改善する。	オ 業務管理部長は、訓練結果を踏まえて、必要に応じて上記の訓練内容を改善する。				
1.3 資機材の配備 業務管理部長は、事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要素数を考慮した上で担当部長に必要な個数及び容量を整備させるとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、担当部長に保管場所、保管方法、數量を定め保管させ、点検を行わせる(添2の表2)。更に、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないため複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対策を講じさせる。また、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにするため複数箇所に分散配置する(添2の図2)。	ア 環境安全部長は、事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要素数を考慮した上で担当部長に必要な個数及び容量を整備させるとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、担当部長に保管場所、保管方法、數量を定め保管させ、点検を行わせる(添2の表2)。更に、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないため複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対策を講じさせる。また、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにするため複数箇所に分散配置する(添2の図2)。	イ 環境安全部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 環境安全部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 環境安全部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 環境安全部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	
業務管理部長は、消防活動及び救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ア 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	イ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ウ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。
環境安全部長は、放射線障害防護用器具のうち、防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。呼吸用ボンベ一体型防護マスクは、加工工場のほか、事故発生場所へのアクセスが容易な事務棟に保管する。	ア 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	イ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ウ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。
業務管理部長は、非常用通信機器として、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする災害時優先電話、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、所轄消防本部との専用電話回線と、事故発生時の要員招集や事故対処のための事業所内の情報共有に使用する緊急呼出装置、携帯型無線、事業所内放送設備(一斉放送設備)を配備する。事業所内放送設備(一斉放送設備)を除く機器については、事故時の活動の拠点となる安全管理棟に保管する。	ア 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	イ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ウ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。
環境安全部長は、計測器等を事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。	ア 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	イ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ウ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。
設備管理部長は、敷地内の火事発生時に備え、各所に保管する。耐熱防護服については、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場更衣室及び事務棟にそれぞれ保管する。	ア 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	イ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ウ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。
設備管理部長は、加工工場の各火災区画には、「消防法」において定められる消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。	ア 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	イ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	ウ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	エ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	オ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。	キ 業務管理部長は、事故対処のため必要なアクセスルートをあらかじめ定める。

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
<p>環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具については核燃料物質等を取り扱う加工工場と廃棄物処理棟に保管し、燃料製造部長及び設備管理部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する防護管機材(建屋扉等の目張り用資材、建屋、設備損傷時の養生用資材、飛散ワラン回収用資機材)は加工工場から離れた安全管理部長に保管する。</p> <p>業務管理部長は、非常用電源設備を必要とする場合に、外部電源が期待できない場合でも動作可能とするよう整備させる。</p> <p>設備管理部長は、非常用電源設備を、事故発生場所へのアクセスが容易で、かつ、非常用電源設備が燃料油を内包する機械棟に保管し、代替を輸送容器保管倉庫北側に保管する。業務管理部長は、照明器具類の投光器を非常用電源設備と同一の場所に保管し、携帯用照明を、添2の表2に示す事故時の活動拠点に保管する。</p> <p>燃料製造部長は、核燃料物質を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、ワランが飛散した場合に對応して、集塵機等を用いたワランの回収、シートを用いたワランの飛散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。</p> <p>業務管理部長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡回点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p>	<p>環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具については核燃料物質等を取り扱う加工工場と廃棄物処理棟に保管し、燃料製造部長及び設備管理部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する防護管機材(建屋扉等の目張り用資材、建屋、設備損傷時の養生用資材、飛散ワラン回収用資機材)は加工工場から離れた安全管理部長に保管する。</p> <p>環境安全部長は、非常用電源設備を必要とする場合に、外部電源が期待できない場合でも動作可能とするよう整備させる。</p> <p>設備管理部長は、非常用電源設備を、事故発生場所へのアクセスが容易で、かつ、非常用電源設備が燃料油を内包する機械棟に保管し、代替を輸送容器保管倉庫北側に保管する。環境安全部長は、照明器具類の投光器を非常用電源設備と同一の場所に保管し、携帯用照明を、添2の表2に示す事故時の活動拠点に保管する。</p> <p>燃料製造部長は、核燃料物質を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、ワランが飛散した場合に對応して、集塵機等を用いたワランの回収、シートを用いたワランの飛散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。</p> <p>環境安全部長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡回点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p>

1.4 手順書の整備

- 所長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、以下AからDに示す手順書を定めさせる。手順書の作成に当たっては、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類と入手方法、判断基準を定めさせ、監視項目、項目、機器等の操作、対処事項、優先順位を定めさせ、手順書間の相互関係を明確にさせる。
- A所長は、各防災組織の任務及び各防災組織が事故時に参照する手順書を、事故の進展状況等に応じた相互の関係を明確にして定める。
- 張安全管理部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の入手方法、消防活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。
- ウ エ
- 所長は、火災の複数同時発生時において消火を行う火災区画の優先順位をあらかじめ手順書において明確にする。
- 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順を定める。
- オ 所長は、車両に関する予測情報を確認した時点での事前の対応として、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式送電機等の必要資機材の確保や移動等の手順を定める。
- カ カ
- 業務管理部長は、1.3イ項目で定めるアクセスルート、階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しないよう手順を定める。
- キ 設備管理部長は、可燃性ガスの供給弁手動閉止及び循環冷却水、上水、純水の供給弁手動閉止と電源断、給排気設備運転停止に当たらせる手順を定める。

変更前(平成30年12月3日付け認可)	変更後
理由	変更の理由
<p>業務管理部長は、資機材の員数、外観及び機能の定期的な点検の実施について定める。</p> <p>業務管理部長は、資機材のマニュアル及び手順書を整備する。</p> <p>所長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書を整備する。</p> <p>燃科製造部長は、加工工場の施設責任者が実施する、異常時ににおける設備の操作の手順を手順書に規定する。</p> <p>燃科製造部長は、廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉の停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>環境安全部長は、技術係が実施する、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順を手順書に規定する。</p> <p>燃科製造部長は、除染係が実施する、除染、ラン回収の手順を手順書に規定する。</p> <p>設備管理部長は、工務係が実施する、重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排水設備の停止等及び非常用発電設備の起動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>設備管理部長は、工務係が実施する、放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>環境安全部長は、放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。</p> <p>業務管理部長は、救護・消防係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>業務管理部長は、支援組織の活動の手順を手順書に規定する。</p>	<p>環境安全部長は、資機材の員数、外観及び機能の定期的な点検の実施について定める。</p> <p>環境安全部長は、資機材のマニュアル及び手順書を整備する。</p> <p>燃科製造部長は、加工工場の施設責任者が実施する、異常時ににおける設備の操作の手順を手順書に規定する。</p> <p>燃科製造部長は、廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉の停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>環境安全部長は、技術係が実施する、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順を手順書に規定する。</p> <p>燃科製造部長は、除染係が実施する、除染、ラン回収の手順を手順書に規定する。</p> <p>設備管理部長は、工務係が実施する、重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排水設備の停止等及び非常用発電設備の起動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>設備管理部長は、工務係が実施する、放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>環境安全部長は、放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。</p> <p>環境安全部長は、救護・消防係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>環境安全部長は、支援組織の活動の手順を手順書に規定する。</p>

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし 添2の表1は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)

添2の表2 資機材一覧

分類	資機材の種類	数量の考え方*	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
放射線防護服	A	40組以上	安全管理棟	員数・外観 1回／年	環境安全部長	
呼吸用ボンベ一体型防護マスク	A	7個以上	事務棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長	
フィルタ付防護マスク	A	40組以上	安全管理棟	員数・外観 1回／年	環境安全部長	
非常用通信機器 ^{(*)1}	A	2回線以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	業務管理部長	
ファクシミリ	B	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	業務管理部長	
携帯電話等	B	8台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	業務管理部長	
緊急呼出装置	C	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	業務管理部長	
携帯型無線	A	10台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 4回／年	業務管理部長	
衛星電話	B	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	業務管理部長	
事業所内放送設備 (一斉放送設備)	B	1式	事務棟	外観・機能 1回／年	業務管理部長	
所轄消防本部との専用電話回線	C	1台	安全管理棟	外観・機能 1回／月	業務管理部長	

添2の表2 資機材一覧

分類	資機材の種類	数量の考え方*	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
放射線防護服	防護服	A	40組以上	安全管理棟	員数・外観 1回／年	環境安全部長
呼吸用ボンベ一体型防護マスク	呼吸用ボンベ一体型防護マスク	A	7個以上	事務棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長
フィルタ付防護マスク	フィルタ付防護マスク	A	40組以上	安全管理棟	員数・外観 1回／年	環境安全部長
非常用通信機器 ^{(*)1}	災害時優先電話	A	2回線以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長
ファクシミリ	ファクシミリ	B	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長
携帯電話等	携帯電話等	B	8台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長
緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長
携帯型無線	携帯型無線	A	10台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 4回／年	環境安全部長
衛星電話	衛星電話	B	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部長
事業所内放送設備 (一斉放送設備)	事業所内放送設備 (一斉放送設備)	B	1式	事務棟	外観・機能 1回／年	環境安全部長
所轄消防本部との専用電話回線	所轄消防本部との専用電話回線	C	1台	安全管理棟	外観・機能 1回／月	環境安全部長

変更の理由(1)
業務管理部長の資機材の整備に関する業務を環境安全部長に移管する。

変更後

添2の表2 資機材一覧

変更の理由(1)
業務管理部長の資機材の整備に関する業務を環境安全部長に移管する。

変更前(平成30年12月3日付け認可)

添2の表2 資機材一覧(つづき)

分類	資機材の種類	数量の考え方*	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
計測器等 ^{(*)1}	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	C 排気筒モニタリ ング(α線排気モニター)	計3台 加工工場(2台) 廃棄物処理棟(1 台)	員数・外 観・機能 1回/年	環境安全部長
	ガンマ線測定用サーベイメータ	B 中性子線測定用サーベイメータ	4台 1台	安全管理棟	環境安全部長
	空間放射線積算線量計	B 10個			環境安全部長
	表面汚染密度測定用サーベイメー タ	B 2台			環境安全部長
可搬式ダスト測定機器	サンプラ 測定器	B 4台			環境安全部長
可搬式の放射性ヨウ素測定関連 機器	サンプラ 測定器	B 2台			環境安全部長
個人用外部被ばく線量測定器	A 40台以上			40台 以上	環境安全部長
消防用資機材	簡易防火衣 耐熱防護服等	B 各3式	加工工場、ボイ ラ棟(加工工場 東側)、第2駐車 場	員数・外 観 1回/年	環境安全部長
	耐熱防護服	B 各7式	加工工場、事務 棟	員数・外 観 1回/年	環境安全部長
屋外消防栓設備	C 計9式	事業所内各所		員数・外 観・機能 2回/年	設備管理部長
可搬消防ポンプ	B 各1台	加工工場東(屋 外)、第2駐車場			設備管理部長

変更後

添2の表2 資機材一覧(つづき)

分類	資機材の種類	数量の考え方*	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
計測器等 ^{(*)1}	排気筒モニタリ ング(α線排気モニター) の固定式測定器	C 排気筒モニタリ ング(α線排気モニター)	計3台 加工工場(2台) 廃棄物処理棟(1 台)	員数・外 観・機能 1回/年	環境安全部長
	ガンマ線測定用サーベイメータ	B 中性子線測定用サーベイメータ	4台 1台	安全管理棟	環境安全部長
	空間放射線積算線量計	B 10個			環境安全部長
	表面汚染密度測定用サーベイメー タ	B 2台			環境安全部長
可搬式ダスト測定機器	サンプラ 測定器	B 4台			環境安全部長
可搬式の放射性ヨウ素測定関連 機器	サンプラ 測定器	B 2台			環境安全部長
個人用外部被ばく線量測定器	A 40台 以上			40台 以上	環境安全部長
消防用資機材	簡易防火衣 耐熱防護服等	B 各3式	加工工場、ボイ ラ棟(加工工場 東側)、第2駐車 場	員数・外 観 1回/年	環境安全部長
	耐熱防護服	B 各7式	加工工場、事務 棟	員数・外 観 1回/年	環境安全部長
屋外消防栓設備	C 計9台	事業所内各所		員数・外 観・機能 2回/年	設備管理部長
可搬消防ポンプ	B 各1台	加工工場東(屋 外)、第2駐車場			設備管理部長

変更前(平成30年12月3日付け認可)

添2の表2 資機材一覧(つづき)

分類	資機材の種類	数量の考え方*	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
その他 資機材	ヨウ化カリウム製剤	A	2, 500錠	安全管理棟 1回／年	環境安全部長
担架	B	計4基	加工工場(1基)、廃棄物処理棟(1基)、事務棟(2基)	員数・外観 1回／年	環境安全部長
除染用具	B	各1式	加工工場、廃棄物処理棟	員数・外観 1回／年	環境安全部長
被ばく者輸送のために 使用可能な車両	C	1台	第2駐車場	外観・動作 1回／年	環境安全部長
建屋扉等の目張り用 資材(ブルーシート、 布ガムテープ他)	B	1式	安全管理棟 1回／年	設備管理部長	設備管理部長
建屋、設備損傷時の 養生用資材(ブルー シート、養生テープ、 布ガムテープ、ローブ他)	B	1式	安全管理棟 1回／年	設備管理部長	設備管理部長
飛散ウラン回収用資 機材(飛散防止・汚 染拡大防止用シート、 集塵機、回収容 器、粘着テープ他)	B	1式	燃料製造部長	安全管理棟、資 機材倉庫(コント ーナ) ^(※2)	燃料製造部長
非常用電 源設備	可搬式捲電機(3.5 k v A) 可搬式発電機(0.9 k v A)	B	2台	機械棟 1回／月	機械棟 1回／月
				非常用電 源設備 可搬式捲電機(3.5 k v A)	機械棟 1回／月

添2の表2 資機材一覧(つづき)

分類	資機材の種類	数量の考え方*	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
その他 資機材	ヨウ化カリウム製剤	A	2, 500錠	安全管理棟 1回／年以上	環境安全部長
担架	B	計4基	加工工場(1基)、廃棄物処理棟(1基)、事務棟(2基)	員数・外観 1回／年	環境安全部長
除染用具	B	各1式	加工工場、廃棄物処理棟	員数・外観 1回／年	環境安全部長
被ばく者輸送のために 使用可能な車両	C	1台	第2駐車場	外観・動作 1回／年	環境安全部長
建屋扉等の目張り用 資材(ブルーシート、 布ガムテープ他)	B	各1式	安全管理棟 1回／年	安全管理棟、資 機材倉庫(コント ーナ) ^(※2)	設備管理部長
建屋、設備損傷時の 養生用資材(ブルー シート、養生テープ、 布ガムテープ、ローブ他)	B	各1式	安全管理棟 1回／年	安全管理棟、資 機材倉庫(コント ーナ) ^(※2)	設備管理部長
飛散ウラン回収用資 機材(飛散防止・汚 染拡大防止用シート、 集塵機、回収容 器、粘着テープ他)	B	各1式	安全管理棟、資 機材倉庫(コント ーナ) ^(※2)	安全管理棟 1回／月	機械棟 1回／月
非常用電 源設備	可搬式捲電機(3.5 k v A) 可搬式発電機(0.9 k v A)	B	2台	機械棟 1回／月	機械棟 1回／月
				非常用電 源設備 可搬式捲電機(3.5 k v A)	機械棟 1回／月

添2の表2 資機材一覧(つづき)

分類	資機材の種類	数量の考え方*	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
その他 資機材	ヨウ化カリウム製剤	A	2, 500錠	安全管理棟 1回／年以上	環境安全部長

変更の理由(6)
ヨウ化カリウム製剤
の数量を明確にする。

変更の理由(1)
業務管理部長の資機
材の整備に関する業
務を環境安全部長に
移管する。

変更の理由(2)
重巻による飛散防止
を考慮した資機材倉
庫(コントーナ)の設
置及び管理办法を明
確にする。

変更後

変更理由

変更前 (平成30年12月3日付け認可)

添2の表2 資機材一覧 (つづき)					
分類	資機材の種類	数量の考え方*	数量	保管場所	点検内容
照明具類 (*1)	投光器	B	2基	機械棟	点検頻度 員数・外観・機能 2回／年
	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年

※資機材数量の考え方

A：使用者の要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの
例：防護服

B：使用者の要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの
例：可搬消防ポンプ、衛星電話

C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの
例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）

(*1)：外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備あるいは可搬式発電機に接続又はバッテリを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

(*2)：資機材倉庫(コンテナ)は加工工場西側に設置する。また環境安全部長は第85条に基づき、性能維持のための点検(1回／年)の外観・機能確認を行うとともに、第29条に定める巡視・点検を行う。

添2の表2 資機材一覧 (つづき)

添2の表2 資機材一覧 (つづき)

分類	資機材の種類	数量の考え方*	数量	保管場所	点検内容
照明具類 (*1)	投光器	B	2基	機械棟	点検頻度 員数・外観・機能 2回／年
	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	点検頻度 員数・外観・機能 1回／年

※資機材数量の考え方

A：使用者の要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの
例：防護服

B：使用者の要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの
例：可搬消防ポンプ、衛星電話

C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの
例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）

変更の理由(1)
業務管理部長の資機材の整備に関する業務を環境安全部長に移管する。

変更の理由(2)
飛散防止装置及び管理方法を明確にする。

変更後

理由

変更前(平成30年12月3日付認可)	変更後	理由
		変更なし

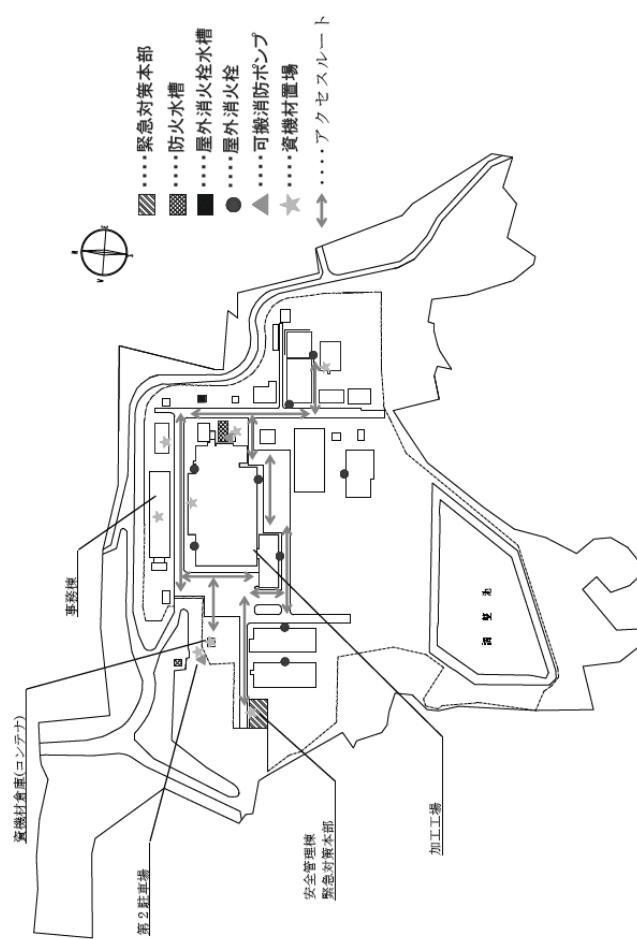
添2の図1は省略

変更前(平成30年12月3日付け認可)

変更後

理由

変更の理由(6)
資機材保管場所とア
クセスルートの配置
の明確化のため、図
を追加する。



添2の図2 資機材保管場所とアクセスルート

(参考資料) 加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更と申請時期

加工事業変更許可申請書東許第17013号（許可証原規規発第1712201号、平成29年12月20日認可）のソフト対策に係る記載と保安規定への反映について、令和2年3月時点の申請状況と未対応事項の申請予定を表に整理する。なお、令和2年2月に補正した保安規定変更認可申請書の参考資料（改訂5）からの変更はない。

表 保安規定の変更と申請時期

加工事業変更許可申請書での記載内容（記載ページ）	保安規定への反映	
	対応状況	内容
最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。（3、48）	○	第33条（別表4）で規定済み。
減速条件を制限する設備・機器については、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。更なる安全性余裕を確保するため、これらの設備・機器の内部に水が浸入した場合にも臨界に達しないための対策を講じる。（4） 更なる安全性余裕を確保するため、含水率を管理する設備・機器の内部に水が浸入した場合にも臨界に達しないための対策を講じる。（13、25、添5-134、添5-201） 幾何学的形状制限であるホッパーについて、更なる安全性余裕を確保するための内部への水の浸入を想定した措置として、ホッパー内にあるウラン量を制限するため、ホッパー内のウランがプレスへ移動しなければ、混合機からホッパーへウランが移動しないように、混合機の動作を制限する。（41） 粉末調整ボックス内への浸水が生じた場合にも、当該設備・機器への浸水を防止するため、粉末調整ボックス内のウラン投入口は、ウラン投入時以外は固定式の蓋で閉じる措置を講じる。（添5-343） 粉末調整ボックス内への浸水が生じた場合にも、当該設備・機器への浸水を防止するため、粉末調整ボックス内のウラン投入口は、ウラン投入時以外は固定式の蓋で閉じる措置を講じる。（添5-344） 別添チ-5 図1 混合器及びホッパーの浸水防止対策（添5-355） 別添チ-5 図2 混合工程のバッチ供給インターロック（添5-356）	×	第10次設工認の工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備との間に、核的に安全な配置を保持するように定めた通路を移動する。（6）	○	第33条（別表4）で従来から規定済み。
外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。（8） 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。（11、186、添5-10、添6-2） 第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。（187） 表 管理区域区分（30～31） 添5ロ(イ)の図1 本加工施設の管理区域（添5-11）	○	第40条、第44条、第48条、第51条、第52条で従来から規定済み。 線量告示に定める線量は、「放射線管理基準」に定めている。
放射線業務従事者の線量限度が、100 mSv/5年間及び50 mSv/年以下となるよう被ばく管理を行い、必要な個人被ばく線量計を備えるものとする。また、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域への立入りの制限等の放射線防護上の措置を講じる。（8） 外部被ばくについては、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を算出する。（187） 放射線業務従事者の個人被ばく管理のため、個人線量計として、蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計（TLD）、電子式線量計又はポケット線量計を備える。ウランの体内摂取の有無を確認するため蛍光光度計等の尿中ウラン量の測定装置を設ける。（添5-18、添5-222） 外部被ばくについては、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を算出する。（添6-4） 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備（添5-223）	○	第42条、第44条、第45条、第48条、第50条で従来から規定済み。 詳細は「放射線管理基準」に定めている。
加工施設内にエリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。（8） 加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質濃度を監視及び測定、空間線量率を監視及び測定するための設備を設置し、サンプリング試料を測定するための設備を備える。（27） 本加工施設の適切な場所に、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示する。（187） 管理区域の出入口近くに安全管理室を設け、この部屋には、エリアモニタ、ダストモニタ等の放射線監視設備を設置するとともに、必要な箇所に通報できるように電話設備を設ける。管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。（添5-16、添5-221） 表 安全機能を有する施設（放射線管理施設）（69） 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備（添5-223）	○	第48条、第52条で従来から規定済み。 詳細は「放射線管理基準」に定めている。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。(187、添6-4)	○	第47条で従来から規定済み。
外部被ばくについては、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を算出する。(187) 第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を、熱蛍光線量計(TLD)等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。(添6-3)	○	第44条、第48条、第49条、第52条で従来から規定済み。
設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。(11) 第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスミヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。(187、添6-3) 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファ等により採取し、その濃度を放射線測定装置により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。また、一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて、放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンプラーを用いて局所的な放射性物質濃度測定を行う。(187、添6-3) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。(186、添6-2) 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備(添5-223)	○	第50条、第51条、第52条第1項(別表9、10)で従来から規定済み。
出入管理用として、ハンドフットクロスモニタ等の機器を備える。(添5-18) 第1種管理区域出入口において、汚染管理を行うためのハンドフットクロスモニタ等、除染のための手洗い流しを設ける。(添5-222) 第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面汚染を測定し、表面密度限度の1/10以下になるように管理する。(添6-3) 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備(添5-223)	○	第45条(別表6)、第54条(別表12)で従来から規定済み。
外部被ばく線量は、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、3月ごと(妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと)に測定する。(187、添6-4)	○	第48条(別表7)、第49条(別表8)で従来から規定済み。
内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごとに算出する。必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中のウラン検査を行う。(187、添6-4)	○	第49条(別表8)で従来から規定済み。
定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。(187) 放射線業務従事者に対し、年に1回定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。(添6-4)	○	第23条で従来から規定済み。
健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、記録して保管する。(187) 「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。(188) 放射線業務従事者に対し、「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、電離放射線健康診断個人票に記録する。(添6-4)	○	第48条(別表7)、第49条(別表8)に従来から規定済み。詳細は「放射線管理基準」に定めている。
必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。(188) 放射線業務従事者が核燃料物質等を取り扱う作業に従事するときは、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。(添6-4)	○	第50条及び第91条の2で従来から規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)		対応状況	保安規定への反映 内容
放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵又は保管廃棄する位置を管理する。(8) 周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域外における線量が線量限度等を定める告示に定める線量限度を超えないように測定・監視を行うとともに、必要な気象を観測する。本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壤等の放射性物質濃度を定期的に測定する。(188) 本加工施設内外の定点における線量を測定するために熱蛍光線量計又は電子式線量計等又はモニタリングポスト、また空気中、土壤中、河川水中の放射性物質濃度を測定するためのダストサンプラー、放射線測定装置等を設け手順を定める。また、風向、風速及び降雨量等を観測するための気象観測装置を設ける。(添5-23) 本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある地点において、合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするために、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざかる位置に配置する。(添6-8) 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、排気口を通じて屋外に放とする。(添6-37) 本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、貯留し、あらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放とする。(添6-45) 本加工施設の敷地内及び敷地境界定点における線量を熱蛍光線量計(TLD)等により、また、空気中、土壤中、河川水中の放射性物質濃度を放射能測定装置により、それぞれ定期的に測定し、長期間にわたる環境の監視を行う。(添6-51) 添5ハ(ハ)の図1 周辺監視区域境界及び排気口、排水口、外部放射線測定点、空気中の放射性物質濃度測定点、風向、風速観測点、雨量及び気温観測点の位置(添5-24) 添6ロ(二)の図1～図8 再生濃縮ウランの貯蔵保管等(添6-10～添6-17)	○	第50条、第52条、第74条及び第75条で従来から規定済み。	
管理区域は、ウランを密封して取扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。(186)	○	第41条で従来から規定済み。	
管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。(186、添6-2)	○	第40条で従来から規定済み。	
ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるよう、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。室内の負圧は差圧計によって監視する。排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。(11、添5-16) 第1種管理区域の部屋は排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行うとともに、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧を維持できる設計とする。この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし管理する。(添6-2) 加工工場及び廃棄物処理棟の各系統は、第1種管理区域各室を給気ファン及び排風機により換気する。給気ファンと排風機は、互いの風量を調整することで、第1種管理区域各室を負圧に維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。(174、175、176、177) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトから構成される排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。 第1種管理区域内部の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量限度等を定める告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。(186)	○	第34条で従来から規定済み。	
ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡回及び点検等を行い、異常の有無を確認する。(187)	○	第29条及び第34条で従来から規定済み。	
第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。(10、11、添6-2) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。(187) 取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を負圧とし、その開口部での風速が0.5 m/秒以上となるようにする。(添5-12)	○	第61条(別表13)で従来から規定済み。	

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(火災) <ul style="list-style-type: none"> 加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速かつ確実に行うために粉末消火器を設ける。粉末消火器の設置数は「消防法」で定める数以上を設置する。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、「消防法」に従い消火設備として屋外消火栓、可搬消防ポンプを設け、火災発生時に迅速かつ確実に消火を行う。(13、添5-139) 加工施設（建物）に設置する火災感知設備として、「消防法」に基づく自動火災報知設備を設置し、「消防法」の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。(添5-139) 「消防法」に基づき、加工施設（建物）には屋外消火栓を設置し、「消防法」の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。(添5-139) 事業所内には2台の可搬消防ポンプを備え、「消防法」の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。(添5-139) 添5チの表3 各建物に設置している火災感知設備、消火設備(添5-140) 別添チ-2 加工施設（建物）の火災感知設備、消火設備配置図(添5-327～添5-338) 別添チ-3 屋外消火栓設備配置図(添5-339、添5-340) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33)	○	第36条の2（添付1）、第78条及び第80条で規定済み。
(火災) <ul style="list-style-type: none"> 消火活動行うため実施組織として自衛消防隊を設け、定期的に訓練を実施する。(13) 事業所長は初期消火活動に関する基準を定め、業務管理部長に火災発生時における初期消火活動に必要な通報設備の配備、初期消火活動要員の配置を行わせるとともに、初期消火活動に必要な消火設備・資機材の配備を行わせる。この体制は、重大事故に至るおそれのある事故で想定している火災の複数同時発生時に対する体制と同じである(添付書類七ハ(ハ)参照)。(添5-145) 	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) <p>消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスク、投光機等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。(13)</p> <p>図1 消火活動時のアクセスルートと消火設備の有効性（加工工場1階）(添5-369) 図1～図3 消火活動時のアクセスルート及び消火栓の有効性(添5-370～添5-372)</p>	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) <p>空気混入を防止するために火炎を生じる焼結炉の出入口、排気口においては、付近に可燃物を配置しない。(添5-136)</p> <p>火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行う。(添5-161)</p>	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) <p>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の保管容器（粉末缶）に収容した状態で保管、運搬などの取扱いを行う。(添5-136)</p>	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) <ul style="list-style-type: none"> 油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。(添5-144) <p>火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行う。(添5-161)</p>	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) <ul style="list-style-type: none"> 油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部などからの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内にオイルが確認された場合は拭き取りなどを行う。(添5-144) 	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) <ul style="list-style-type: none"> 油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。(添5-144) 	×	事業所全設備に対して実施している高経年化に係る総点検の終了後に行う手順書の作成が完了した後に、令和2年5月以降に保安規定に反映する。
(可燃物の管理) <ul style="list-style-type: none"> 事業所内の危険物は「消防法」の許可を受けている危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設（建物）に持ち込み、転倒防止対策された金属製の保管庫に施錠保管する管理を行う。(添5-144) 第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油（以下「廃油」という。）は、液体が漏れにくく又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、廃棄物倉庫内に設置した「消防法」に基づく耐火性を有する少量危険物倉庫に保管する。(添5-149) 	○	第36条の2（添付1）で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(可燃物の管理) ・可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守及び注意喚起の掲示等に必要なものを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。（添5-144、添5-367） ・管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。（添7-6） ・別添チ一5 図1 混合器及びホッパーの浸水防止対策(添5-355)	○	第36条の2（添付1）で規定済み。書類の持込み制限、金属容器への収納は実施済み。
(可燃物の管理：量的制限について) ・敷地内における危険物の取扱いとして、各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給する。（添5-186）	×	火災影響評価における可燃物量を下回るよう可燃物の撤去作業を行っており、平成30年9月に加工工場の書類の撤去を完了した。量的制限の運用については、残る設備の可燃性部材の変更が完了する、令和5年5月頃以降に下部規定に定める。
(可燃物の管理) ・加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/1日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な金属消火器、乾燥砂（消火用）を配置する。（添5-144） ・発生したジルカロイの加工くずは、作業場所において金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所において水没させて保管する管理を行う。（添5-144）	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(火災) 加工施設各室は、屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、2つ以上のアクセスルートを設ける。（添5-152） 図1 消火活動時のアクセスルートと消火設備の有効性（加工工場1階）（添5-369） 図1～図3 消火活動時のアクセスルート及び消火栓の有効性(添5-370～添5-372)	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(爆発) 可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に、各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。これらの設備・機器を設置する火災区画で火災が発生した際は、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能と相まって、爆発の発生を防止する。（添5-138）	×	第9次設工認の工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震) ・発生した地震が震度5弱以上の場合には、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁の一次側にある手動バルブを閉止する手順を定める。（添5-322）	×	緊急遮断弁の自動閉止機能は、第9次設工認の工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(爆発) ・焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。（添5-325）	○	既設の手動バルブの停止手順のみを第36条の2（添付1）に規定済み。
	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室R I のラインを構成する設備・機器（混合機、プレス、焼結炉、焙焼炉、研磨洗浄装置、外観検査装置等）を撤去する。ペレット梱包台についてはペレット加工室Iに移設する。これに伴い、成形施設の最大処理能力を削減し、核的制限値を削除する。撤去により発生する廃棄物は除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。（別紙2） (3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力(82) 表 成形施設の單一ユニットの核的制限値(84～92)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室I、ペレット加工室II及び組立室のスタック乾燥装置、ウラン運搬台車（マガジン移載台車）及びウラン運搬台車（マガジン運搬台車）を撤去する。これに伴い、核的制限値を削除する。（別紙2） 表 成形施設の單一ユニットの核的制限値(84～92)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室I、ペレット加工室IIのスタック編成・挿入装置の耐震裕度向上等の改造を行う。これに伴い、核的制限値を変更する。（別紙2） 表 成形施設の單一ユニットの核的制限値(84～92)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場の組立室の被覆管乾燥機を撤去する。これに伴い、核的制限値を削除する。（別紙2） 表 被覆施設の單一ユニットの核的制限値(95～96)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室Ⅰ及びペレット加工室Ⅱの挿入溶接装置3基のうち、1基を撤去し、2基に対して耐震裕度向上等の改造を行い、挿入溶接装置2基とする。これに伴い、核的制限値を変更する。(別紙2) 表 被覆施設の單一ユニットの核的制限値(95~96)	×	第9次設工認で行う設備の撤去及び耐震工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室RⅠの原料保管棚を撤去する。これに伴い、最大貯蔵能力を削減する。(別紙2) (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震) ・地震対策のため、加工工場の排気室内に壁を追加設置する。これに伴い、壁との干渉を避けるため、排風機を移設する。 ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室Ⅰ等とペレット加工室Ⅱ等の間に壁を追加設置する。これに伴い、壁との干渉を避けるため、粉末作業ボックス及び粉末取扱ボックスを移設するとともに、容器搬送コンベアを設置する。(別紙2) 表 貯蔵施設の單一ユニットの核的制限値(109~119)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) 藤田スケール1の竜巻の最大風速49 m/sに対し、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。すなわち、設計竜巻による風荷重あるいは気圧低下により安全機能を有する施設を内包する建物が損傷せず、また飛来物が建物を貫通しない設計とする。敷地内の物体が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。(21)	×	鋼製扉、防護壁、防護ネットの完成に先立ち、飛来物となる可能性のある物品の固縛又は撤去を進めており、令和2年5月以降に完了する。鋼製扉、防護壁、防護ネットの設置は第8次設工認の工事が完了する時期である令和3年11月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) 藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。(21)	×	
(竜巻) F1 竜巻に対する安全設計として、竜巻により浮き上がり飛来物となる可能性のある敷地内の資機材を固定固縛する。(添5-118)	×	
(竜巻) 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物のうち、第1種管理区域を内包する加工工場建物及び原料貯蔵庫については、F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物に対して建物の壁や屋根が損傷しないためのハード対策として鉄製扉、防護壁、防護ネットを設置し、また、第1種管理区域を内包しない加工工場建物、廃棄物倉庫、廃棄物倉庫Ⅱ、廃棄物処理棟については、核燃料物質等の施設外への飛散を防止するためのソフト対策として固縛等の措置を講じる。(添5-118)	×	
(竜巻) 飛来物低減のために敷地内の自動車を防護ネット裏へ退避する等のソフト対策、加工工場内のウランインベントリ低減のため設備撤去等のハード対策を必要に応じて実施する。(添5-118)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) ・第1種管理区域を内包しない加工工場建物において、組立室及び出入荷ヤード、集合体貯蔵室、集合体貯蔵エリアI(地上)、集合体貯蔵エリアI(地下式集合体貯蔵庫)、廃棄物倉庫、廃棄物倉庫II、廃棄物処理棟においては、ウランの飛散を防止するためのソフト対策を行う。(添5-119)	×	第8次設工認で鋼製扉、防護ネットが完成する令和3年11月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) 体制の整備では、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制及び竜巻対策実施体制を整備し、連絡・対策実施についての手順書を整備する。また、連絡・対策要員に対し教育・訓練を定期的に行って力量を確保し、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策が想定される場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。(添5-119)	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻・注意喚起) 竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。注意喚起は、茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知した場合に発令し、以下の対応を実施する。 ・連絡要員は直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。 ・対策要員は核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 ・固縛が必要な設備については、固縛箇所を事前に確認する。 ・構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示する連絡先を確認する。(添5-119、添5-120)	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻・警戒態勢) 本加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上を検知した場合、以下のソフト的な対応を実施する。 ・連絡要員は直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。(添5-120)	○	

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を 30 分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。(添5-120) 	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 敷地内で運搬を行う構内運搬工程は輸送容器をF3 竜巻の風荷重による損傷を受けない建物内まで運搬し、構内運搬を中止する。(添5-120) 	×	第6次設工認(容器保管室)で行う鋼製扉の設置が完了する令和2年10月以降に保安規定に反映する。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 固縛が必要な燃料棒溶接工程、燃料棒検査工程、集合体組立工程は作業を中止し、固縛用ベルトによって燃料棒及び設備を固縛する。(添5-120) 	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 全自動工程である燃料棒運搬工程は、燃料棒を燃料棒貯蔵施設に退避し、貯蔵施設の扉を閉め、運搬設備を停止する。(添5-120) 	×	燃料棒保管棚の撤去並びに第7次設工認で行う燃料棒保管室と組立室をつなぐ開口部への鋼製扉の設置が完了する令和3年9月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 集合体搬送工程は運搬中の燃料集合体を集合体貯蔵施設まで運搬し、燃料集合体を設備内に収納し、治具で固定する。(添5-120) 	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 集合体梱包工程は梱包中の燃料集合体を輸送容器に収納し、輸送容器を固縛用ベルトにより設備に固縛する。(添5-120) 	×	第7次設工認で行う集合体梱包装置、容器搬送設備の設置が完了する令和3年9月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体を治具に固定して実施する集合体検査工程では設備を停止する。(添5-120) 	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理工程は放射性廃棄物の取扱い作業を停止し、放射性廃棄物をドラム缶に収納し、固縛用ベルトにより固縛を行い、飛散防止処置を講じる。(添5-120) 	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管工程について、保管廃棄中のドラム缶は、固縛する治具(ネステナー)に収納し、ネステナー同士を固縛することによって飛散防止の処置を講ずる。(添5-120) 	○	第36条の5(添付1)及び第73条で規定する。
(竜巻) 取扱い中のドラム缶は、作業を中止して床置きしているドラム缶をネステナーに収納し、これを固縛用ベルトにより固縛済みのネステナーに水平に連結し固定する。(添5-120)	○	第36条の5(添付1)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の自動車の有無を確認し、敷地内の防護ネットを設置した駐車場へ退避させる。(添5-120) 	×	第11次設工認で行う防護ネットの設置が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 竜巻対策のため、加工工場のウランインベントリを低減するために、集合体貯蔵エリアIの地下式集合体貯蔵庫のウラン貯蔵量を削減する。これに伴い、最大貯蔵能力を削減する。(別紙2) <p>(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)</p>	○	第70条(別表15)で規定済み。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 竜巻対策のため、加工工場のウランインベントリを低減するために粉末調整室の混合機及び篩別機を撤去する。これに伴い、核的制限値を削除する。(別紙2) <p>表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84~92)</p>	×	令和元年3月に申請した第4次設工認で粉末調整室の混合機及び篩別機の撤去工事が完了する令和2年7月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) <ul style="list-style-type: none"> 竜巻対策のため、加工工場のウランインベントリを低減するために、半製品の貯蔵施設である組立室の燃料棒保管棚を撤去する。これに伴い、最大貯蔵能力を削減し、核的制限値を削除する。(別紙2) 加工工場内のウランインベントリを減らすため、粉末調整室内のウラン粉末を取り扱う設備、及び組立室内的燃料棒保管棚を撤去する。(添5-119) <p>表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84~92)</p> <p>表 貯蔵施設の単一ユニットの核的制限値(109~119)</p> <p>(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)</p>	○	粉末調整室内的ウラン粉末を取り扱う設備以外は第33条(別表4)及び第70条(別表15)で規定する。
(火山活動(降下火砕物)) <p>核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度1.5 g/cm³にある降下火砕物の堆積厚さ6 cmに耐える耐荷重があるが、積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。(22)</p> <p>核燃料物質を内包する施設は、降下火砕物堆積厚さ6 cm(湿潤密度1.5 g/cm³)に耐える実力がある。降下火砕物と積雪の重畠の有無にかかわらず、降下火砕物の堆積が認められた時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。(添5-103、添5-127、添5-253)</p>	○	第36条の4(添付1)で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(火山活動（降下火砕物）) 作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。(22) 防護対象施設の許容堆積厚さ（6 cm以上）及び火山事象の進展を考慮して作業を開始することとし、作業に必要な防護具や資機材を常備する。この作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。(添5-127)	×	除灰作業に必要な資機材の整備を行う。梯子の設置、屋根の強化工事が必要な機械棟・廃棄物倉庫があるため、設置工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
(火山活動（降下火砕物）) 必要に応じて加工設備本体及び気体排気設備を停止する措置を講じる。(22、添5-127)	○	第36条の4（添付1）で規定済み。
(積雪) 加工施設の建物は「建築基準法」及び「茨城県建築基準条例」に定める30 cmや過去の月最深積雪32 cm（水戸地方気象台1945年2月26日）よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。積雪と降下火砕物の重畠の有無にかかわらず、降下火砕物の堆積が認められた時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。(22、添5-103、添5-127)	○	第36条の4（添付1）で規定済み。
(生物学的事象) 換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。(22、添5-103、添5-133)	○	第36条の6（添付1）で規定済み。
(外部火災) 敷地内に消火栓等を設置するとともに、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。(23) 想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が大きな損傷を受けないために以下の設計とする。 敷地内に消火栓等を設置するとともに、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。(添5-177)	○	第36条の6（添付1）で規定済み。
(森林火災) ① 森林境界と評価対象施設の間の敷地内の草木を伐採して管理することにより、想定火災源に対して、加工施設までの離隔距離を危険距離以上に維持する。 ② 自衛消防隊は評価対象施設に駆けつけて予備的放水を行うことにより、評価対象施設の外壁への延焼を防止する。(添5-180)	○	第36条の6（添付1）で規定済み。
(敷地内の爆発影響) ① 危険限界距離以上の離隔距離を確保できない高圧ガス貯蔵庫IIを撤去し、評価対象施設から危険限界距離以上の離隔距離を確保できる位置に、代替施設として新たに水素ガス貯蔵庫を設置する。 ② 危険限界距離以上の離隔距離を確保できない高圧ガス貯蔵庫I、高圧ガス貯蔵庫III及び廃棄物処理棟プロパンガス貯蔵庫を撤去し、危険限界距離以上の離隔距離を確保できる位置に、代替施設として新たにプロパンガス貯蔵庫を設置する。 ③ 設置に当たっては、爆発源を敷地内に点在させるのではなく一箇所に集約し、全ての評価対象施設から十分な離隔距離を確保できるようにする。 ④ 一箇所に爆発源を集約することに伴い、プロパンガスの貯蔵数量を削減し、評価対象施設に対する爆発影響を軽減する。 ⑤ 危険限界距離以上の離隔距離を確保できない水素ガスボンベ庫(2)を撤去し、敷地内の爆発源を削減する。(添5-190) ① 敷地内に入講する車両に対して、運搬する燃料量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して、評価対象施設からの離隔距離を危険距離以上に維持する。(添5-188) ① 敷地内に入講する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、評価対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。(添5-192) 敷地内における高圧ガスの取扱いとして、各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給する。(添5-418)	×	新たに設置するプロパンガス貯蔵庫が完成する令和3年10月頃以降に保安規定に反映する。
侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。また、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。(24) また、不法侵入防止等防止設備の機能を維持するため点検、保守管理を実施する。(添5-199)	○	第46条の2で規定済み。
加工施設への人の立ち入りは、常時立入る従事者に対してはIDカードにより、一時立入者に対しては、身分及び立入りの必要性を確認した後に立ち入りさせ、また、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。常時立ち入ることがない施設では、出入口を施錠管理する。(添5-199)	○	第46条の2で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映
	対応状況 内容
<p>加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物の外観点検や開封点検、金属探知機及び液体検査装置を用いた点検、入構許可の確認及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。不正な物件の持込み防止のための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。(24)</p> <p>加工施設への爆発性物件等の持込みを防止するため、加工施設への立入時には、郵便物を含め手荷物の外観点検や開封点検を行う。また、必要な区域において、金属を探知することができる装置及び液体状の爆発物・可燃物を判別する液体検査装置を用いて点検を行う。</p> <p>また、入構車両についても、積載物の点検を行うことにより、不正な爆発性物件等の持込みがないことを確認した後に車両を入構させる。(添5-199)</p>	<input checked="" type="radio"/> 加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、郵便物及び入構車両の積載物の点検及び液体検査装置による点検について、第46条の2で規定する。
<p>サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じた電気通信回路を介する設計とする。内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。情報システムに対して、万一不正アクセス行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合は、迅速かつ確実に対応できる仕組みを定める。(24、添5-200)</p> <p>(外部からの不正アクセスの防止)</p> <p>本加工施設及び核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はない設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアウォール(以下「FW」という。)を設置する。</p> <p>社外からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。(添5-200)</p> <p>(内部からの不正アクセスの防止)</p> <p>防護対象システムである製造管理コンピュータシステム及び核物質防護システムに対する内部での不正操作を防止するため以下の措置を講じる。(添5-200)</p> <p>① 調達管理 防護対象システムの導入時、更新時、保守時、試験時におけるコンピュータウイルスの混入を防止するため、セキュリティを考慮した調達要求事項を設定する。</p> <p>② アクセス管理 操作権限の無い者による防護対象システムの操作を防止するため、防護対象システムのある建屋への入域及び防護対象システムの操作ができる者をアクセス権により制限し、さらにパスワードにより確認する。</p> <p>③ 電子媒体管理 可搬式記憶媒体を介したウイルス感染を防止するため、加工施設のコンピュータの可搬式記憶媒体(USB)ポートは封鎖と共に加工施設のコンピュータで利用しているハードディスク(HDD)は持ち出されないように管理する。 また、当該情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように情報システムセキュリティ計画を定める。(添5-200)</p>	<input checked="" type="radio"/> 第46条の2で規定済み。
<p>核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、所定の監視場所において持出し点検及び監視を行う。(24)</p> <p>核燃料物質の不法な移動を防止するため、加工施設内に設けた防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡回を行う。また、加工施設の所定の監視場所において、金属探知機装置、核物質検査装置等による持出し点検及び常時監視により、核燃料物質の不法な移動を防止する。(添5-199)</p>	<input checked="" type="radio"/> 第46条の2で規定済み。
<ul style="list-style-type: none"> 溢水対策のため、加工工場のペレット加工室Iの粉末缶投入装置(フード部)及び粉末調整ボックス、ペレット加工室IIの粉末缶投入装置及び粉末調整ボックス、ペレット加工室R IIの粉末調整ボックスR II、並びにペレット加工室I、ペレット加工室II及びペレット加工室R IIの粉末作業ボックスのウラン取扱量を削減することに伴い、核的制限値を変更する。(別紙2) <p>表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84~92)</p>	<input checked="" type="radio"/> 第10次設工認で行う工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<p>含水率を管理することによって減速条件を制限する設備・機器(混合機、混合機R II No.1、混合機R II No.2、スクラップウラン粉末混合機No.1、スクラップウラン粉末混合機R II、ホッパー、ホッパー-R II、篩別機R II及び移動ホッパー-R II)については、以下の対策を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (中略)粉末消火器による初期消火の成立可能性を高めるため、主要な火災源には自動消火設備を設置するとともに、持ち込む可燃物を管理することにより、減速条件の制限を担保する。(添5-216) 	<input checked="" type="radio"/> 第36条の3(添付1)で規定済み。
<ul style="list-style-type: none"> 粉末調整ボックス内への浸水が生じた場合にも、当該設備・機器への浸水を防止するため、粉末調整ボックス内のウラン投入口は、ウラン投入時以外は固定式の蓋で閉じる措置を講じる。(添5-216) <p>別添チ-5 図1 混合器及びホッパーの浸水防止対策(添5-355)</p>	<input checked="" type="radio"/> 第10次設工認で行う工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<ul style="list-style-type: none"> 更なる安全性余裕を確保するため、混合機等の内部に水が浸入した場合にも臨界に達しないよう、ウラン粉末を取り扱う混合工程において、取扱量を低減する措置を講じる。(添5-216) 	<input checked="" type="radio"/> 第10次設工認で行う工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・地下式集合体貯蔵庫については、溢水源及び溢水経路はないが、万が一の浸水を防止するために堰を設けるとともに、拡大防止対策として漏水検知器により溢水を検知し、水中ポンプにより排水する管理を行う。(添5-217)	○	第36条の3（添付1）で規定済み。
安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくくするように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。(25)	○	第30条で規定済み。
操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。(25)	○	第30条で規定済み。
非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。(26)	○	第85条で規定済み。
(焼却炉：その他の安全対策) ・焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。(添5-325)	○	第36条の2（添付1）で規定済み。
(注2)輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固縛策を講じる。(38、52、62)	×	第6次設工認(容器保管室)で行う容器保管室の集合体輸送物保管設備の工事が完了した後の令和2年12月頃に保安規定に反映する。
設計基準事故時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。(188)	○	第36条第4項で規定済み。
設計基準事故が発生した場合に、事業所対策本部等から事業所内の人に対して、退避及び事故対処の連絡・指示ができるように、エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた事業所内通信連絡設備として、放送設備、固定電話機、携帯電話機(PHS)及び無線機を備える。また、放送設備は、事業所対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。(28、添5-229)	○	第36条第4項及び第92条（添付2）で規定済み。
最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器を設置する分析室I～III及び製造支援室（分析区画）については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員がウランの質量が核的制限値未満であることを確認し、二人目の操作員がウランの移動を中止させることにより、質量制限の逸脱を防止する。(48、添7-4、添7-5)	○	第33条（別表4）で規定済み。
粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器又は燃料集合体を設備・機器に保管する貯蔵施設では、貯蔵施設内の容器等の間の離隔距離が逸脱することがないように、設備・機器の構造によって容器等の配列の間隔を担保する。粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器又は燃料集合体を、貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること、又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。(添7-5)	○	第33条（別表4）で従来から規定済み。
(空気中ウランの建物からの漏えい) 第1種管理区域の空気中ウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。(添7-8)	○	第34条で従来から規定済み。
(設備損傷による閉じ込め機能の不全) a) 設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を監視し警報を発するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。(添7-11、添7-14)	○	第36条第2項で規定済み。
(火災による閉じ込め機能の不全) a) 火災が発生した場合、火災区域内に設置された自動火災報知設備により火災を感知し警報を発する。火災を発見した者は、粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋外消火栓）を使用して消火する。(添7-11)	○	第80条で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
第1種管理区域からの液体廃棄物は、集水槽又はドラムドライヤー用貯槽に貯留し、廃液処理設備及び沈殿処理設備で、凝集沈殿、ろ過、蒸発乾固等の廃液処理を行った後、排液貯槽に貯溜する。廃液処理後の廃液は、バッチ方式により排水中の放射性物質濃度を測定し、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認した後、第1種管理区域外の下水ポンンドに排出する。下水ポンンドにて、再度濃度測定し、排水中の放射性物質濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認した後、専用排水管によって海に放とする。また、廃油等の液体廃棄物は廃油貯蔵エリアに保管廃棄する。焼却可能な廃油は焼却炉で焼却した後、放射性固体廃棄物として廃棄物保管設備に保管廃棄する。第2種管理区域からの排水は放射性物質によって汚染されるおそれはない。(124) 放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯溜し、廃液に含まれる放射性物質濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放す。(189)	○	下部規定の「放射線管理基準」(第74条関係)で従来から規定済み。
放射性物質等で汚染された固体廃棄物は、可燃性、不燃性、フィルタ、及び大型設備に分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策として金属製容器に入れ、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに保管廃棄する。(126) 第1種管理区域で発生した固体廃棄物は、ドラム缶等の金属製容器に収納し、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫IIに保管廃棄する。保管廃棄中の固体廃棄物は、必要に応じて、廃棄物処理棟に移動し、減容、焼却又は点検等を行う。なお、廃棄施設へ廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて前処理(解体、裁断、除染及び分別)を行い、ドラム缶等の金属製容器に収納し、所定の場所で一時的に保管する。(181) 放射性固体廃棄物は可燃物、不燃物、フィルタ、及び大型設備に分類し、除染、解体又は減容の後、ドラム缶等の金属製容器に入れて保管廃棄する。解体前のフィルタについては、プラスチック袋に封入した後、使用済みフィルタ専用の金属製容器に入れて保管廃棄する。また、金属製容器に入れることが困難な大型設備については、汚染の広がりを防止する措置を講じて保管廃棄する。可燃物については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。また、すでに保管管理されている廃棄物についても、必要に応じ、除染又は減容処理を行う。なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものを、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。(189、添6-50)	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第73条関係)で従来から規定済み。
これら、固体廃棄物の保管状況は日常の巡回点検により監視する。(添6-50)	○	第29条で従来から規定済み。
放射性固体廃棄物は鋼鉄製フレーム付きのパレットに、金属製容器(ドラム缶の場合は4本、使用済みフィルタ専用の金属製容器の場合は1個)をベルト等により固縛し、転倒・落下がないように取り扱う。 廃棄物倉庫IIにおいて、廃棄物中のガンマ線を測定し固体廃棄物中のウラン量を測定する。(181)	○	第36条の5(添付1)で規定する。
排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、監視設備により監視し、異常放出の有無を監視する。また、異常が確認された場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。(189)	○	第75条で従来から規定済み。
(フィルタの切断・解体工程) 廃棄物処理棟に搬入した使用済みフィルタを2階に移動する際には天井走行クレーンを用いる。 使用済みフィルタの解体は、切断式解体装置(フィルタ振動装置)及び切断式解体装置(フィルタ解体装置)の2つの装置で実施する。切断式解体装置(フィルタ振動装置)では、使用済みフィルタを振動させて使用済みフィルタに付着している放射性物質等を分離・除去する。付着物は使用済みフィルタごとに回収し、プラスチック袋に回収する。このプラスチック袋はドラム缶内に封入し保管廃棄する。 付着物を回収した使用済みフィルタは、プラスチック袋に収納し、切断式解体装置(フィルタ解体装置)に運搬する。切断式解体装置(フィルタ解体装置)では使用済みフィルタの木枠と使用済みフィルタの集塵部分を分離する。分離した木枠は、可燃性の放射性固体廃棄物としてドラム缶に収納する。(181) 木枠を切断した使用済みフィルタは再び切断式解体装置(フィルタ振動装置)に運搬し、使用済みフィルタの集塵部分を金属板及びグラスウール等に分別する。使用済みフィルタの集塵部分は不燃性の放射性廃棄物としてドラム缶に封入する。(182)	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第73条関係)で従来から規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	対応状況	保安規定への反映
		内容
(固体廃棄物の焼却工程) 可燃性の固体廃棄物が封入されているドラム缶を廃棄物倉庫及び廃棄物倉庫IIから廃棄物処理棟へ移動後に天井走行クレーンを用いて2階に移し、廃棄物処理室IIにある廃棄物取扱ボックスに搬入し、可燃物の種類ごとに分類する。これら分類した可燃性廃棄物はプラスチック袋に封入し、焼却物とする。また、廃棄物倉庫の廃油貯蔵エリアの廃油ドラム缶を廃棄物処理棟に搬入し、廃棄物保管室Iで廃油を焼却物とする。 焼却炉では、可燃性廃棄物をプロパンガスで加熱・焼却する。局所排気EF-2系統によって、燃焼で用いる空気を燃焼給気プロアとダクト(燃焼空気プロア～焼却炉)を経由して供給する。焼却炉で生じた燃焼ガスは、二次燃焼炉でプロパンガスを用いて可燃性ガスを燃焼し、セラミックフィルタと高温フィルタで放射性物質を取り除いた後、排風機とダクト(焼却炉～排気筒)を経由して排気筒から排出される。 焼却後の焼却灰は、焼却灰充填装置を用いて回収し、ドラム缶に封入する。また、セラミックフィルタの付着物及び廃棄するセラミックフィルタはセラミックフィルタ灰充填装置を用いて回収し、ドラム缶に封入する。(182) 放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却炉で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。(189)	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第73条関係)で従来から規定済み。
(監視設備・気体廃棄物) a. 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようとする。 b. プレフィルタ及び高性能エアフィルタの目詰まりは、フィルタ前後の差圧を差圧計により監視する。(添5-23)	○	下部規定の「放射線管理基準」(第75条関係)で従来から規定済み。
(液体廃棄物) 廃液処理設備で処理後の廃液は貯留し、排水中の放射性物質濃度を放射線測定装置により、バッチごとに測定し監視する。(添5-23)	○	下部規定の「放射線管理基準」(第74条関係)で従来から規定済み。
(施設周辺における監視対策) (i) 規則に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。(添5-23) 添5ハ(ハ)の図1 周辺監視区域境界及び排気口、排水口、外部放射線測定点、空気中の放射性物質濃度測定点、風向、風速観測点、雨量及び気温観測点の位置(添5-24)	○	第46条で従来から規定済み。
(ii) 本加工施設内外の定点における線量を測定するために熱蛍光線量計又は電子式線量計等又はモニタリングポスト、また空気中、土壤中、河川水中の放射性物質濃度を測定するためのダストサンプラー、放射線測定装置等を設け手順を定める。(添5-23)	○	第52条で従来から規定済み。
設計基準事故時においては、加工施設内外の適切な場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質濃度等を適切に測定及び監視し、必要な情報を適切な場所に表示できるようにする。(添5-23)	○	第36条第4項で規定済み。
加工施設の第1種管理区域内から排気口を通して放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度の監視及び測定のために、排気用ダストモニタを設ける。ダストモニタは、放射性気体廃棄物の廃棄設備によりろ過処理した排気をサンプリングして連続測定し、異常放出の有無を監視する。(添5-224)	○	第75条で従来から規定済み。
加工施設の第1種管理区域内で発生した廃水は、液体廃棄物の廃棄設備により処理し貯槽に溜めた廃水の放射能測定を行い濃度限度値以下であることを確認して管理区域外に放射性液体廃棄物として放出している。放射性液体廃棄物中の放射性物質の濃度測定のため、ローバックカウンタを設ける。(添5-224)	○	下部規定の「放射線管理基準」(第74条関係)で従来から規定済み。
(非常用電源設備) 安全機能の確保を確実に行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。(28) 非常用電源設備は、停電信号で自動起動し、40秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するように設計する。(添5-227)	○	定期的な試験の実施について第31条で規定済み。ただし、予備の設置については、第6設工認で申請する。
長期に亘って給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を待機状態に切り替えること及び一部のディーゼル式発電機を停止することによって、外部からの燃料供給がなくとも、7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。(添5-227)	○	第31条で規定済み。
(通信連絡設備) 設計基準事故が発生した場合に、事業所対策本部等から事業所内の人に対して、退避及び事故対処の連絡・指示ができるように、エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた事業所内通信連絡設備として、放送設備、固定電話機、携帯電話機(PHS)及び無線機を備える。また、放送設備は、事業所対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。(添5-229) 添5リ(ヌ)の表1 事業所内通信連絡設備(添5-230)	○	第85条で従来から規定済み。また、添付2で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた事業所外通信連絡設備を設置する。事業所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともにIP電話も備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。(添5-229) 添5リ(ヌ)の表2 事業所外通信連絡設備(添5-230)	○	下部規定の重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準(第85条及び添付2関係)で規定済み。
設置する警報装置、事業所内通信連絡設備及び事業所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。(28)	○	第92条(添付2)で規定済み。
通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。(28)	○	第92条(添付2)で規定済み。
所轄消防本部との専用電話回線を設ける。(添5-229)	○	第78条で従来から規定済み。
一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。(添5-229) 添5リ(ヌ)の表2 事業所外通信連絡設備(添5-230)	○	第85条で規定済み。
(重大事故等の拡大の防止等) 夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。(202) 夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるように、非常用電源設備及び照明具類を用意する。非常用電源設備については、事故発生場所へのアクセスが容易で、かつ、非常用電源設備が燃料油を内包することから、機械棟に保管し、代替を輸送容器保管倉庫北側に保管する。照明具類の投光器は上記の非常用電源設備と同一の場所に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点及び予備の活動拠点にそれぞれ保管する。(添7-27) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-32～添7-35)	○ ×	機械棟に保管する非常用電源設備及び照明具類の投光器、並びに事故時の活動拠点に保管する携帯用照明は、第92条(添付2)で規定済み。 非常用電源設備及び照明具類の代替を保管する予備の活動拠点については、第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に保安規定に反映する。
重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するための手順書の整備、人員の確保、訓練の実施等の必要な体制について整備する。(203)	○	第92条(添付2)で規定済み。
体制としては、休日・夜間を想定した初期段階、緊急消防班到着後の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、事業所対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する。(203) ・夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保とする。(添7-26、添7-44) ・事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊・消防隊に属する緊急消防班として編成する。(添7-26)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消火係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含めることとする。(203) ・支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。(203)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動(初期消火活動を含む)を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。(203、添7-44)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。(203)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。(203、204)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、夜間及び休日を含め、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。(204、添7-43)	○	第92条(添付2)で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。(204)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・事故対処において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。(204)	○	第92条(添付2)で規定済み。
事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な個数及び容量を整備することともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、保管場所、保管方法、数量を定め保管する。更に、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、資機材倉庫は地震等で損傷しても内部の資機材が取り出し可能な対策を講じる。 また、消火活動及び救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。(204) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○ ×	事故対処に必要な資機材のうち、目張り用資材等のその他資機材については、資機材倉庫(コンテナ)が設置完了したため、第36条の5(添付1)及び第92条(添付2)で規定する。 事故対処に必要な資機材のうち、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具については、その代替を保管する予備の活動拠点である第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に保安規定に反映する。
重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要となる手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。(204)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理設備、要員による巡回点検等により得られる、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量がある。その入手方法、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。(204、205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先する等の優先順位をあらかじめ手順書において明確にする。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・事故対処においては焼結炉等の機器・設備の停止の操作等を、安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にする。(205)	×	地震の予測情報に基づいた対策は、第10次設工認の工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順を定める。(205) ・竜巻については、予測情報を確認した時点での事前の対応として、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等について明確にする。(添7-42)	○	第92条(添付2)で規定済み。
訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施するものとする。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・要員の役割に応じた机上教育を実施とともに、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする通報連絡活動等に関する個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて定期的(年1回以上)に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とし、消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。(205)	○	第92条(添付2)で規定済み。
大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。また、所在地域の原子力事業者及び他のウラン加工事業者からの要員の派遣等についても、重大事故等の体制と同一とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育、訓練を定期的(年1回以上)に実施する。手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位、手順書間の相互関係等を明確にする。(206)	○	第92条(添付2)で規定済み。
重大事故に至るおそれがある事故の対策に加えて、核燃料物質を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、ウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。また、対策に必要な資機材の保管場所は、加工工場及び加工工場から離して分散して設置する。大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡回点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。(206) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第92条(添付2)で規定済み。
大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るために、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び重大事故等対策組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施し、知識の維持・向上を図る。(206)	○	第92条(添付2)で規定済み。
必要に応じて、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等による社外組織への支援を要請し、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用その他必要な支援を受けて活動に当たる。(添7-46)	○	第92条(添付2)で規定済み。
大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡回点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。(206、添7-46) 添7ハ(ロ)の表4 監視設備(添7-37)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・放射線障害防護用器具のうち、防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。呼吸用ポンベ一体型防護マスクは、加工工場のほか、事故発生場所へのアクセスが容易な事務棟に保管する。(添7-26) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第92条(添付2)で規定済み。
・非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする災害時優先電話、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、所轄消防本部との専用電話回線と、事故発生時の要員招集や事故対処のための事業所内の情報共有に使用する緊急呼出装置、携帯型無線、事業所内放送設備(一斉放送設備)から成る。緊急呼出装置と所轄消防本部との専用電話回線を除く機器については、事故時の活動の拠点となる安全管理棟に保管し、代替を予備の活動拠点に保管する。ただし、事業所内放送設備(一斉放送設備)については、通常時の使用場所である事務棟と予備の活動拠点にそれぞれ保管する。(添7-26) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	×	第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に、予備の対策本部への通信連絡設備の設置を行い、保安規定に反映する。
・計測器等は、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。(添7-27) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第92条(添付2)で規定済み。
加工工場の各火災区画には、「消防法」において定められる消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。(添7-27)	○	第92条(添付2)で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・その他資機材のうち、除染用具については核燃料物質等を取り扱う加工工場と廃棄物処理棟に保管し、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する防護資機材（建屋扉等の目張り用資材、建屋、設備損傷時の養生用資材、飛散ウラン回収用資機材）は加工工場から離れた安全管理棟に保管するほか、資機材倉庫に代替を保管する。（添7-27） 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第92条（添付2）で規定する。
資機材倉庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛して倉庫とする方針とする。（添7-27）	○	第92条（添付2）で規定する。
・非常用通信機器、計測器又は照明具類等のうち外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備に接続又はバッテリを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（添7-27）	○	第92条（添付2）で規定済み。
・階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。（添7-27）	○	第92条（添付2）で規定済み。
当直者は、常駐する他の警備員と初動対応要員をそれぞれ、可燃性ガスの供給弁手動閉止及び循環冷却水、上水、純水の供給弁手動閉止と電源断、給排気設備運転停止、防火ダンバー閉止に当たらせる。（添7-28）	○ ×	可燃性ガスの供給弁手動閉止及び循環冷却水、上水、純水の供給弁手動閉止と電源断、給排気設備運転停止に関しては第92条（添付2）で規定済み。 防火ダンバー閉止に関しては、第9次設工認で行う防火ダンバーの設置工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
事故時に活動の拠点として機能する場所は、加工工場での火災の複数同時発生の影響を考慮し、加工工場から離れた安全管理棟対策本部室に設置する。また、地震、竜巻等の影響により安全管理棟が損傷する場合を考慮し、自然現象及び人為事象等の影響が少ない加工工場の容器保管室を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も加工工場における火災の複数同時発生の影響等により使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建屋を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。（添7-26）	×	第6次設工認（容器保管室）の工事が完了する令和2年10月以降に、予備の対策本部への通信連絡設備の設置を行い、保安規定に反映する。
・成形施設の変更に伴い、加工工場のペレット加工室R I及び粉末調整室から粉末状のウランを取り扱う設備・機器がなくなるため、設備・機器に接続していた一部不要となる排気ダクト及び設備排気用フィルタを撤去する。また、加工工場のペレット加工室R Iのラインを構成する設備・機器を撤去することにより、ペレット加工室R Iからの排水処理系統を廃止する。撤去に当たっては、付着ウランの回収後、ダクト及び配管の閉止等の措置により、加工施設全体の閉じ込め機能を維持する。（別紙2）	× ×	排気ダクト及び設備排気用フィルタに関しては、第9次設工認で行う撤去工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。 排水処理系統に関しては、第10次設工認で行う撤去工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
旧AF輸送容器については、閉じ込め及び臨界安全の観点から、AF型輸送物の設計として認可を受けていた旧輸送容器の定期自主検査（表1）と同様の検査を保安規定に定め実施することによって、旧輸送容器の性能を維持していることを確認する。（添5-444）	○	下部規定の「施設の操作基準（燃料製造部）」（第33条（別表4）関係）に規定済み。